

平成23年第3回定例会

市 議 会 会 議 録

平成23年9月 5日（開会）

平成23年9月28日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十三年第三回定例会会議録

(平成二十三年九月)

垂水市議会

### 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

#### 第 1 号 (9 月 5 日) (月曜日)

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の氏名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 報告第 10 号・報告第 11 号 一括上程	8
報告、質疑、表決 (承認)	
1. 議案第 45 号・議案第 46 号 一括上程	10
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第 45 号・議案第 46 号 (原案可決)	
1. 議案第 49 号 上程	12
説明、休憩、全協、質疑、表決 (同意)	
1. 議案第 50 号～議案第 53 号 一括上程	13
説明、質疑	
議案第 50 号～議案第 53 号 総務文教委員会付託	
1. 議案第 54 号 上程	16
説明、質疑	
議案第 54 号 各常任委員会付託	
1. 議案第 55 号～議案第 60 号 一括上程	19
説明、質疑	
議案第 55 号～議案第 60 号 各常任委員会付託	
1. 陳情第 3 号 上程	23
陳情第 3 号 総務文教委員会付託	
1. 日程報告	23
1. 散 会	23

---

#### 第 2 号 (9 月 13 日) (火曜日)

1. 開 議	26
1. 一般質問	26
堀内貴志議員	26
垂水中央中学校の現状について	
垂水高校存続のための動向について	
北方貞明議員	38
市長の政治倫理について	

観光事業について	
環境問題について	
田平輝也議員	47
南中学校の跡地利用について	
自然エネルギーの活用について	
空き家対策について	
森 正勝議員	54
道の駅について	
支え合う地域のきずなプロジェクトについて	
川畑三郎議員	59
河床整備について	
農道、市道の整備について	
川越信男議員	63
人口増対策について	
河川護岸の改修について	
持留良一議員	67
自然エネルギーへの本格的な取組について	
介護問題	
(健康と暮らしを守るためにも、安心して介護が利用できるように)	
予算のあり方について	
(市営住宅の目的と有効投資と経済の刺激で雇用対策にも効果発揮)	
学童保育問題	
(安心して働きながら子育て、子どもたちが生き生きと生活できる学童保育所を)	
アレルギー疾患対策	
(どの子どもも安心して学べる教育環境の整備を)	
指定管理者の採用問題	
感王寺耕造議員	81
華厳園への民間企業経営参画の申入れについて	
口蹄疫の防疫対策について	
肥育農家に対する振興策について	
防災無線等の設置について	
1. 日程報告	92
1. 散    会	92
<hr/>	
第3号(9月14日)(水曜日)	
1. 開    議	94
1. 一般質問	94

池山節夫議員	94
新しい公共について	
防災について	
再生エネルギー法について	
池之上 誠議員	105
財政状況について	
垂水中央中学校について	
篠原静則議員	113
元気な垂水づくりについての取組は	
1. 日程報告	119
1. 散    会	119

---

第4号（9月28日）（水曜日）

1. 開    議	122
1. 諸般の報告	122
1. 議案第50号～議案第60号、陳情第3号 一括上程	122
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第50号～議案第60号（原案可決）	
陳情第3号（継続審査）	
1. 議案第61号～議案第71号 一括上程	123
決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 決議案第1号・決議案第2号 一括上程	124
説明、休憩、全協、質疑、表決（原案可決）	
1. 意見書案第2号 上程	126
質疑、表決（原案可決）	
1. 陳情第4号 上程	127
産業厚生委員会付託、閉会中の継続審査	
1. 閉    会	128

平成23年第3回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
9・5	月	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
9・6	火	休 会	
9・7	水	〃	(質問通告期限：正午)
9・8	木	〃	
9・9	金	〃	
9・10	土	〃	
9・11	日	〃	
9・12	月	〃	
9・13	火	本会議	一般質問
9・14	水	本会議	一般質問
9・15	木	休 会	
9・16	金	〃 委員会	産業厚生委員会（議案審査）
9・17	土	〃	
9・18	日	〃	
9・19	月	〃	敬老の日
9・20	火	〃	
9・21	水	〃 委員会	総務文教委員会（議案審査）
9・22	木	〃	
9・23	金	〃	秋分の日
9・24	土	〃	
9・25	日	〃	
9・26	月	〃 委員会	議会運営委員会
9・27	火	〃	
9・28	水	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

## 2. 付議事件

	件 名
報告第10号	専決処分の承認を求めることについて（平成23年度垂水市一般会計補正予算（第4号））
報告第11号	専決処分の承認を求めることについて（平成23年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第2号））
議案第45号	平成22年度垂水市水道事業会計決算認定について
議案第46号	平成22年度垂水市病院事業会計決算認定について
議案第49号	垂水市教育委員会委員の任命について
議案第50号	垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 案
議案第51号	垂水市税条例等の一部を改正する条例 案
議案第52号	垂水市交通災害共済条例の一部を改正する条例 案
議案第53号	消防本部電源照明車購入契約について
議案第54号	平成23年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案
議案第55号	平成23年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第56号	平成23年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第57号	平成23年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案
議案第58号	平成23年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案
議案第59号	平成23年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案
議案第60号	平成23年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案
議案第61号	平成22年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第62号	平成22年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第63号	平成22年度垂水市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第64号	平成22年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第65号	平成22年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
議案第66号	平成22年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
議案第67号	平成22年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第68号	平成22年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
議案第69号	平成22年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
議案第70号	平成22年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
議案第71号	平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
決議案第1号	交通事故防止に関する決議（案）
決議案第2号	川内原子力発電所に関する決議（案）
意見書案第2号	原発依存から自然エネルギーの本格的導入を求める意見書（案）

## 陳 情

- 陳情第3号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について  
陳情第4号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書

平成 23 年 第 3 回 定例会

会 議 録

第 1 日 平成 23 年 9 月 5 日

本会議第1号(9月5日)(月曜)

出席議員 15名

1番	川越信男	10番	池山節夫
2番	堀内貴志	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎
9番	北方貞明		

欠席議員 1名

3番 大 菌 藤 幸

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長	岩元悦郎
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	深港涉
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課参事	迫田義明
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	磯脇正道
市民課長	白木修文	消防長	宮迫義秀
市民相談			
サービス課長	前木場強也	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	城ノ下剛	教育総務課長	今井文弘
生活環境課長	感王寺八郎	学校教育課長	有馬勝広
農林課長	森下利行	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	松浦俊秀	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成23年9月5日午前10時開会

△開 会

**議長（宮迫泰倫）** 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第3回垂水市議会定例会を開会します。

△開 議

**○議長（宮迫泰倫）** これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

**○議長（宮迫泰倫）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において徳留邦治議員、感王寺耕造議員を指名します。

△会期の決定

**○議長（宮迫泰倫）** 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る8月31日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から28日までの24日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮迫泰倫）** 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から28日までの24日間と決定しました。

△諸般の報告

**○議長（宮迫泰倫）** 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成23年5月分、6月分及び7月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

**○市長（尾脇雅弥）** 皆さん、おはようございます。

6月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、御報告申し上げます。

3月定例議会においても申し上げましたが、まず、3月11日に発生しました東日本大震災においてとうとい命を失われた多くの方々の御冥福をお祈りしますとともに、今なお避難所生活を余儀なくされております数多くの被災者の皆様が一日も早く穏やかな生活を取り戻され、復興されますことを心から御祈念申し上げたいと存じます。

被災地への支援のためにこれまで行ってまいりました職員派遣について、御報告させていただきます。

震災発生直後の3月14日より9月1日までに、総勢30名の職員を被災地支援のために派遣いたしました。内訳といたしまして、消防本部隊員5名、水道課職員1名、一般職員22名、保健師2名となっております。

9月以降の大隅半島4市5町の復興支援チームとしての職員派遣につきましては、一たん9月で終了することが申し合わせされましたが、支援体制につきましては引き続き継続することにしております。

次に、安心・安全な垂水のまちづくりの備えといたしまして、桜島大規模噴火、地震、津波を想定した災害図上訓練を6月27日に、災害対策本部会議メンバーや関係機関60名が参加して実施いたしました。時間の経過とともに変化する状況を想定して、時々に応じて必要な情報収集や分析、意思決定の判断など、実践しながらの緊張感のもと、丸一日をかけて行いました。

同様の訓練を重ねることにより、災害発生時の迅速な対応へとつながっていくと思っておりますので、今後も継続してまいりたいと考えておりま

す。

続きまして、現在までに発生しております豪雨、台風等の被害状況につきまして御報告いたします。

公共土木災害以外の被害状況につきましては、住家被害1件、非住家被害1件、農林施設関係被害3件、生活環境施設被害1件の合計6件で、217万1,000円の被害額となっております。

公共土木施設であります市道の状況につきましては、市道高野線におきまして去る6月24日に、のり面約30メートル上方の岩盤が崩落し、直後に通行どめを行っております。地質の専門的見解では、今回の崩落の原因としましては、風化した岩盤にひびが入った状態に入り込んだ木の根の成長か、車輛通行時の振動により落下したものとされており、現状のままでの通行開放には非常に危険性があることも指摘されました。

高野地区におきましては、市内でも有数の養鶏団地があることや、地区外への通勤者などもおられることから、すぐに迂回路として二川林道を利用させていただくこととしましたが、市道径路より約4倍の距離があり、精神的、経済的にも負担を強いられているところでございます。

このような状況の中、早急な対策工事を実施し、交通開放を図る必要がありますことから、9月2日に工事入札を執行したところでございます。工法は、のり面に不安定に残っている岩石を除去し、のり面全体をワイヤーネットで固定するものでございます。

なお、工期については、できるだけ早期の完成を図ることとしており、請負業者との工程協議を行い、完成時期をあらかじめ決定し、地区住民の皆様へ周知するようにいたします。次に、本市における交通死亡事故の発生状況について御報告させていただきます。

6月議会以降、本市では2件の交通死亡事故が発生いたしております。

1つ目の死亡事故は、6月24日午後6時半ごろに、柗原の国道220号で自宅付近を横断中の高齢者が直進中の乗用車にはねられる事故であります。

2つ目の死亡事故は、7月10日午後3時25分ごろに、垂水市本城の市道交差点で道路を横断しようとした小学生が直進中の軽四輪の乗用車にはねられた事故であります。

本市では一昨年来交通死亡事故が多発しておりまして、平成21年は交通事故死亡者が5名、平成22年も5名、ことしに入りましてからは8月末現在で既に5名の方が犠牲となられており、緊急事態の状況であります。

市といたしましても、今後、交通死亡事故を出さないためにも、垂水幹部派出所、垂水地区交通安全協会、垂水地区安全運転協議会、振興会と協力しまして、毎月20日の立哨に加え、8月より当分の間、毎月1日、10日の立哨を実施することにいたしております。

また、今月号の広報紙に交通事故防止に関する特集を組みまして、交通事故の状況や行政の取り組み、事故防止のために留意すべきことなどを掲載しております。

さらに、広報車での広報活動や、高齢者、小・中学生、保育園・幼稚園児を対象とした交通教室の実施、街頭指導や街頭キャンペーンなどについても実施し、交通事故防止対策の強化に取り組んでいきたいと考えております。

なお、本城の交差点付近の安全対策としまして、県警本部などと現地精査を行い、横断歩道の設置や減速マーキング、交差点カラー舗装などを市道管理者として夏休み中に実施いたしました。

続きまして、昨年4月29日にオープンした猿ヶ城溪谷「森の駅たるみず」の現在の運営状況について御報告いたします。

4月から8月までのコテージの利用状況は、昨年と比較した場合、昨年はオープン効果もあ

ったことから、ことしにつきましては昨年よりコテージの稼働率は低い状況にあります。しかしながら、7月、8月につきましては、夏休みに入りましたこともあり、昨年に比べてもコテージの予約が多く、ほぼ満室の状況でございます。

今後の見込みでございますが、現在のところ、9月までは40%程度の稼働率で予約が入っておりますが、10月以降の予約が少ないため、集客を図る取り組みとしてPRに努める一方、鍋プランの新設や体験型観光メニューとの組み合わせなどによる利用の拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、8月10日に新船が就航し、運航を再開した山川・根占航路とも連携して、南薩方面からの集客を図る方策についても検討してまいりたいと考えております。

次に、食肉センター民営化の経過について御報告いたします。

食肉センターにつきましては、公施設としての直営維持が困難なことから、さきの6月定例市議会で、条件を付し無償譲渡することで承認をいただいたところであります。

8月8日に、と畜場譲渡契約締結調印式を行い、9月1日、大隅ミート産業株式会社に譲渡いたしました。今後の運営に当たっては、食肉の衛生的な処理を基本に、安心・安全な食肉の供給はもとより、地域畜産の振興に努めていただくようお願いしたところでございます。

続きまして、教育関連の事業につきまして御報告いたします。

7月10日に、海上自衛隊佐世保音楽隊をお迎えして、第13回目となる「瀬戸口藤吉翁を偲ぶ演奏会」が開催されました。当日は、午前11時から、下宮神社の瀬戸口藤吉翁顕彰碑の前にて表敬演奏が行われ、午後5時から、市文化会館に約450名の来場をいただき、偲ぶ演奏会が開催されました。

また、本年からは、「瀬戸口藤吉翁記念行進

曲コンクール」が分離開催となりまして、9月10日に、市内外を初め、遠くは山形県の鶴岡東高等学校を含めた9団体が出場し、開催をされます。多くの市民の皆様に演奏を楽しんでいただきたいと思っております。

次に、垂水高等学校存続対策事業についてでございますが、このことにつきましては、アンケート調査や資料収集などによる現状分析と情報収集など行った上で、魅力ある垂水高校づくり検討会、大隅地域における県立垂水高等学校の在り方に関する地区検討会の開催、パブリックコメントの実施などしながら、垂水高等学校振興支援計画書を取りまとめたところであります。

垂水高校の在り方を「地域に貢献し、地域に支えられる高校」としたいと考えておりますが、今後は、県教育委員会に、垂水高校の在り方について市の考え方を提案し、同時に、垂水高校と連携しながら、市民、行政、議会が一体となつての支援体制の構築が図られますよう努めてまいります。

詳細につきましては、この後、全員協議会において御説明させていただきます。

垂水高校の存続は市民の思いであり、皆様のなご一層の御理解と御支援を賜りますようお願いいたします。

次に、6月議会後の火災について御報告をいたします。

建物火災1件、その他火災3件の火災が発生しております。

建物火災は、7月30日田神において、住家のぼや火災が発生しております。その他火災は、7月15日柘原において、枯草2アールを焼失した火災が発生、7月21日新御堂において、枯草1アールを焼失した火災が発生、7月29日新城において、枯草1アールを焼失した火災が発生しております。

次に、主な出張用務について御報告申し上げます。

ます。

6月8日から9日にかけては、東京都で開催されました全国市長会に出席してまいりました。全国から800名余りの市長が4分科会に分かれて87議案を審議し、総会では5つの決議案を採択して、国へ要望することになりました。また、総会終了後には総務省並びに議員会館を訪問しまして、事務次官と自治財政局、地元選出国会議員の方々に、22年度特別交付税の要望活動に関するお礼とともに桜島の現状なども説明をし、今後も特段の配慮と御支援などをお願いしてまいりました。

6月15日から16日にかけては、東京都で開催されました全国過疎地域自立促進連盟理事会に出席いたしました。総務省からは、過疎対策事業債のソフト事業への拡充及び対象施設の追加を行うなど、過疎地域自立促進特別措置法の改正について説明が行われ、各自治体の首長からは、地域の自立促進や住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正などについて活発な意見が交わされました。

6月18日から19日にかけては、大阪府の京セラドームで開催されました関西かごしまファンデーに参加させていただきました。垂水市からは7業者の方が参加されまして、大変な盛況をいただいたところでございます。来年度開催時には多くの市内業者の方に出店いただき、垂水市の特産品を広くPRしていただけるように働きかけたいと考えております。

7月13日から14日にかけては、本市と鹿児島市、霧島市、鹿屋市の4市で構成しております桜島火山活動対策協議会におきまして、国や関係省庁に要望活動を行ってまいりました。活発化する桜島の噴火活動による降灰被害が、市民生活を初めとして、農業、水産業などの本市の基幹産業に多大な被害を及ぼしている状況につきまして強く訴えてまいりました。今後も、各種降灰対策事業におきまして、本市の市民生活

や産業に補助事業が広く適用され、財源が確保されますよう、連携して要望を続けてまいりたいと考えております。

8月4日から5日にかけては（12ページの発言により訂正済み）、議会国道整備促進特別委員会の一般国道220号の道路整備促進についての要望活動に同行するため、上京いたしました。国道220号に関する要望活動では、国土交通省を初めとする関係省庁及び地元選出国会議員を訪問してまいり、今年度に引き続いての予算確保のお願いをしてまいりました。

あわせまして、8月29日は、宮迫議長と森山代議士に御同行いただきまして、福岡県にございます九州地方整備局に伺い、整備局長、道路部長にお会いして、一般国道220号の道路整備促進についての予算の確保をお願いしてまいりました。

8月18日から19日にかけては、北海道登別市で開催されました全国青年市長会に出席してまいりました。「がんばろう日本の観光～ご当地力の向上による観光活性化の実現」についてをメインテーマとして、講演会が行われ、その後には研究討議に入りまして活発な意見交換をさせていただきました。

また、議事としまして、三重県の山中松阪市長より、地域ブランドサミット開催が提案されましたので、垂水市の特産品並びにブランド化された製品の育成やPRのため、連携させていただきたいと考えております。

8月22日には、霧島市で開催されました第2回県市長会定例会に出席いたしました。会議に先立ちまして、前田霧島市長の呼びかけで発足しました錦江湾奥会議が、鹿児島市長、始良市長、霧島市長、本市の4市長の出席のもと第1回目の会合が行われました。桜島や新燃岳を抱える自治体でありますので、当初は防災面における連携を視野に協議を行い、並行して観光振興などでの相互協力などについても協議を進め

ていくことといたしました。

引き続き行われました県市長会総会では、平成22年度一般会計事業報告及び収支決算などの議案を審議し、異議なく全会一致で承認をされました。そのほか、県市長会からの要望事案として、道路財源の確保についてを初め、消防救急無線のデジタル化に伴う財政支援についてなどを含め、16件を一部修正の上、承認し、国・県へ要望することといたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

**○議長（宮迫泰倫）** 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第10号・報告第11号一括上程

**○議長（宮迫泰倫）** 日程第4、報告第10号及び報告第11号を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度垂水市一般会計補正予算（第4号））

報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第2号））

---

**○議長（宮迫泰倫）** 報告を求めます。

**○財政課長（北迫睦男）** おはようございます。

報告第10号専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

市道高野線ののり面岩盤崩落に伴う緊急対策工事の執行に急施を要しましたので、平成23年8月22日に、平成23年度垂水市一般会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の理由でございますが、本年6月に牛根地区の市道高野線において、のり面の岩盤が崩落し、通行に大変危険でありましたので、その

時点から通行どめを行い、地域住民の方々には迂回路として二川林道を利用していただいておりますが、精神的、経済的負担を強いられることから、早急に対策工事を図る必要がございました。その対策工事費について予算措置をしたものでございます。

今回、歳入歳出とも1,400万円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は、91億2,949万4,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、3ページをごらんください。

一般単独事業債の借入れを1,400万円追加し、本年度の借入れ総額を8億6,670万円に補正するものでございます。

事項別明細でございますが、まず歳出から申し上げます。

5ページをお開きください。

公共土木施設単独災害復旧費でございますが、工事請負費は、のり面に不安定に残っている岩石を除去し、のり面全体をワイヤーネットで固定する工法でございます。

公有財産購入費は、関連工事の民有地の用地取得費でございます。

これらに対する歳入は、4ページの事項別明細の総括表及び5ページの歳入明細にお示ししてありますように、市債の特定財源を充てて収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○生活環境課長（感王寺八郎）** おはようございます。

報告第11号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

垂水市食肉センターの譲渡により、垂水市と

畜場特別会計を8月31日で廃止し、出納閉鎖することから、平成23年8月26日に、平成23年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項により専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認を求めようとするものでございます。

補正の主な理由でございますが、と畜頭数の増加に伴います歳入の増額と、と畜場施設の修繕と、8月末出納閉鎖見込みに伴います所要額の整理を行おうとするものでございます。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66万5,000円を増額し、歳入歳出それぞれ5,333万9,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

5 ページをお開きください。

1 款総務費の1目一般管理費であります。主なもので、11節需用費は消耗品費、燃料費を減額し、光熱水費、修繕費に不足を生じるため増額しようとするものです。12節役務費から19節負担金、補助及び交付金は、不用額整理のため減額補正しようとするものです。28節繰出金は、一般会計へ繰出金が考えられることから計上いたしております。

次に、2 款、1 項、1 目予備費は、整理のため減額補正するものでございます。

引き続き、歳入について御説明いたします。

4 ページをお開き願いたいと思います。

1 款事業収入の1目と畜場使用料、2 款使用料及び手数料、1 目使用料は、増額が見込まれることから増額計上し、収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 報告第10号についてお聞きを

したいんですけれども、確かに急施を要するというので、私も現場を見せていただきましたけれども、また、ここも結構通うところもあるんですが、やはり大きな車も飼料等を運ぶということもあって、非常にある意味での危険性というんですかね、今後も含めてなんですけれども、相当今後の可能性もあるのではないかなというふうに思うんです。当然、普通の通勤とかに利用されている乗用車等についてはそういう問題はないんでしょうけど、やっぱり頻繁にあそこをそれだけの規模のトラック等が通るとなると、今後もやはりこういう問題が起こりかねない状況にあるのではないかなと思うんですが。

そこでお聞きしたいんですけれども、1 つは、改めてやっぱりこういうことを契機にして調査を、危険箇所ですね、改めて危険箇所がないのかという調査の必要性の問題と、やはりここに関係する、上に養鶏場があるんですけれども、養鶏場との関係で新たな道路の問題とかそういうことは検討の必要性はないのかですね。この問題を契機にしてそういうことの検討、課題についての考え方についてちょっとお聞きをしたいと思います。

○土木課長（深港 渉）ただいまの御質問につきましては、所管でございます土木課のほうでお答えしたいと思います。

実際、今回災害に遭いましたところにつきましては、かねてがいわゆる目視で確認できるころではなかったというのが1点ございます。災害後に周りの木等を伐採しましたところ、そのような危険な状況が明確に見えてきたというところがございます。この後、すぐにこの路線につきまして同様の箇所の点検を行ったところでございます。これにつきましては、災害防除的な事業ということで社会資本整備事業の中で緊急的に要望しております。私どもの現時点での調査では、あと2カ所ほど同様の箇所が見受けられるということで、それについては、

来年度以降の社会資本整備事業の災害防除事業という形の中で対処していきたいと考えているところでございます。

また、全般的な改良計画につきましては当然今のところ、ないところがございますけれども、これにつきましては、以前より指摘されているところでもございますけれども、何しろ急勾配で道路の取りつけが非常に困難なところがございますので、全体的な道路迂回とか、それによる大規模な調査をした上で検討していかなければならないと考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

まず、報告第10号を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、報告第10号は承認することに決定しました。

次に、報告第11号を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、報告第11号は承認することに決定しました。

△議案第45号・議案第46号一括上程

○議長（宮迫泰倫）次に、日程第6、議案第45号及び日程第7、議案第46号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第45号 平成22年度垂水市水道事業会計決算認定について

議案第46号 平成22年度垂水市病院事業会計決算認定について

○議長（宮迫泰倫）ここで、公営企業決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔公営企業決算特別委員長持留良一議員登壇〕

○公営企業決算特別委員長（持留良一）おはようございます。

それでは、報告をしていきたいと思えます。

平成23年第2回定例会において公営企業決算特別委員会に付託されました議案第45号平成22年度垂水市水道事業会計決算認定について及び議案第46号平成22年度垂水市病院事業会計決算認定について、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査に当たりましては、予算が議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に執行されたかどうか、問題点はなかったか、そしてどのような行政効果が発揮できたのか、そのことで今後の行財政運営においてどのような改善工夫が必要かを重点に置いて審査しました。

さらに、計数的なことについては、監査委員の監査を十分に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、関係課長の説明を求めながら予算執行の実績を確認し、その適否について慎重に審査いたしました。

それでは、両決算の主な質疑について申し上げます。

まず最初に、水道事業会計決算の審査について報告をいたします。

平成22年度の水道事業会計の方針は、国道整備に伴う配水管布設やライフラインの機能の確保や災害に強い管路網の構築を図り、バイパス管の整備を実施し、信頼性と安全性の向上を目指すことでした。

審査は、営業収益が左右される給水人口が減少する中で、経営の安定性や健全性を念頭に置

きながら行いました。

その中で出された主な質疑は、1つは、給水人口が減少する中での経営問題について質疑があり、経営努力と今の経営健全状態を継続していくとの回答がありました。

次に、業務実績に関しては、有収率が数年前と比較して下がっていることについて、老朽管や石綿管の更新は終わったが、古いビニール管が残っており、それらの漏水が徐々に起きている可能性があることや、個人の給水管からの漏水も考えられると回答があり、漏水対策の必要性も明らかにしました。

剰余金処分については、減債基金の増額と建設改良積立金が減額になったことについての質疑がありました。

回答としては、建設改良積立金については、内ノ野浄水場の改修工事が完了したことで、今後大きな支出がないとの見込みで積み立てはしなかったということでありました。減債基金については、規定に基づき積み立てたという回答がありました。

さらに、歳出では、利率繰り上げ償還の計画について質疑があり、今後も計画的に償還していく方向であることが回答としてありました。

次に、病院事業会計決算の質疑について報告をします。

平成22年度の病院事業会計の方針は、医師不足の現状にあるということを指摘し、経営的には黒字を維持はしているが、採算面で極めて厳しい状況にあることも指摘をしています。

そこで、経営努力として開放型病院としての機能充実を図るため、市内開業医との協力と地域医療連携を重点に、さらなる医療サービスの提供に努めるとしています。これらがどのように具体化されたのか、結果はどうだったのかを観点として審査しました。

まず、歳入に関する質疑で、外来患者数が減少していることについての回答として、病床利

用率がふえ、入院の収益がふえたとありました。これらについては、看護体系を10対1から7対1に変えて手厚い看護方法にしたということです。これにすると診療報酬が高くなるということが理由として挙げられました。

次に、介護施設との関係で、病院経営のあり方について質疑があり、垂水としては在宅医療を徹底していく方針であるとの回答がありました。そして、介護施設への転換が進んでいく傾向にあるが、医療病床の存続を求めて医師会とも協議していきたいという方針が示されました。

次に、病院と市との関係について質疑があり、今、病院と将来的なあり方も含めて検討していくということも提案もあり、いい方向に展開していくのではないかとという抱負も語られたところであります。

以上、主な質疑について申し上げました。

まとめとして、水道事業会計について、監査委員の指摘として、収益の基礎となる給水人口が減少傾向にあります。さらに、改良事業等による減価償却費及び新たな企業債の借り入れによる企業債償還等の増加が見込まれる状況にあるので、さらに健全な財政運営に努めるように指摘をしています。

また、病院事業会計については、平成16年度から7年連続で純利益を出してはいますが、医療制度の動向や医師・看護師不足で患者数の減少も心配されます。監査委員が指摘しているように、肝属医師会と市との連携の強化、質の高い医療の提供が求められています。

これらを克服していくためにも、財政運営の改善と健全化に努めたいと思います。そして、安心安全な水道水の提供と安心安全な医療サービスの提供に努められるよう求めるものです。

以上のような質疑や内容を踏まえ、本委員会としては、両決算とも適正であると認め、認定することと決定いたしました。

また、平成22年度垂水市水道事業剰余金処分決算書案及び平成22年度垂水市病院事業欠損金処理計算書案については、原案のとおり可決することに意見の一致を見ました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第45号平成22年度垂水市水道事業会計決算は認定、平成22年度垂水市水道事業剰余金処分計算書案については原案のとおり可決、議案第46号平成22年度垂水市病院事業会計決算は認定、平成22年度垂水市病院事業欠損金処理計算書案については原案のとおり可決することに決定しました。

△議案第49号上程

○議長（宮迫泰倫）次に、日程第8、議案第49号垂水市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥）議案第49号の垂水市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

現在、垂水市教育委員会委員であります野村繼治氏が平成23年9月30日をもって任期満了と

なりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

再任しようとする野村繼治氏の住所は垂水市海潟531番地、生年月日は昭和20年11月5日でございます。任期は4年となっておりますので、平成23年10月1日から平成27年9月30日までとなります。

なお、本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

休憩中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時41分休憩

午前10時50分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○市長（尾脇雅弥）済みません。先ほど諸般の報告の中で申し上げたことに一部訂正がございますので、御報告申し上げます。

先ほど、一般国道220号の道路整備促進についての要望活動の日程を「8月7日から8日にかけて」と申し上げたんですけれども、「8月4日から5日にかけて」の間違いでございました。訂正しておわびを申し上げます。（7ページで訂正済み）

○議長（宮迫泰倫）御了承願います。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第49号について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第49号垂水市教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

△議案第50号～議案第53号一括上程

○議長（宮迫泰倫）次に、日程第9、議案第50号から日程第12、議案第53号までの議案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第50号 垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 案

議案第51号 垂水市税条例等の一部を改正する条例 案

議案第52号 垂水市交通災害共済条例の一部を改正する条例 案

議案第53号 消防本部電源照明車購入契約について

---

○議長（宮迫泰倫）説明を求めます。

○総務課長（山口親志）議案第50号垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、平成23年第2回市議会定例会において議決いただき、平成23年9月1日に垂水市と畜場の財産を無償譲渡したことに伴い、と畜場での特殊勤務手当の清掃作業手当が不用になったため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。

第8条第1号中「及びと畜場」を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日か

ら施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○税務課長（葛迫隆博）議案第51号垂水市税条例等の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

平成23年度の地方税制の改正につきましては、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」に加え、新たに「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」として平成23年6月30日に公布され、施行されたところであります。

今回の地方税法等の一部改正は、所得税及び法人税の改正等により納税環境の整備を図り、また、厳しい経済状況及び雇用情勢に対応した税制の整備を図るというものであります。

以上申しました法律改正により、垂水市税条例等の一部を改正するものでございますが、主なものを申しますと、個人住民税寄附金税額控除が5,000円から2,000円に引き下げられたこと、そして、各税の不申告に関する過料の見直しを行うものであります。

それでは、お手元の新旧対照表にて説明申し上げますが、垂水市税条例の一部改正を第1条関係、また、垂水市税条例の一部を改正する条例の一部改正を第2条関係と第3条関係としております。

まず、第1条関係から説明申しますが、改正する箇所をアンダーラインで示しております。

第26条ですが、市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めております。

2ページにかけての第34条の7は、寄附金税額控除に関する規定ですが、第1項では条文の整備を行っております。また、地方税法の改正により、ふるさと納税を初め、社会福祉法人等

に寄附した際のこれまでの寄附金税額控除が5,000円から2,000円に引き下げられており、24年度分からの適用となります。

同条第2項では、地方税法第314条の7第2項の条項で計算した金額という条文へ改めるものであります。

4ページの第36条の2は、市民税の申告についての規定であります。条文の整備を行っております。

第36条の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定ですが、条文の整備を行っております。

5ページの第36条の4ですが、市民税に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めております。

第53条の10ですが、退職所得申告書の不提出に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めております。

第61条、固定資産の課税標準の規定は、条文の整備であります。

6ページの第65条ですが、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めております。

第75条は、固定資産に係る不申告に関する過料、そして次の第88条は、軽自動車税に係る不申告等に関する過料の規定ですが、いずれも3万円以下から10万円以下に改めております。

第100条の2は、新たに規定するもので、たばこ税に係る不申告に関する過料を10万円以下に規定しております。

7ページの第105条の2も、新たに規定するもので、鉱産税の不申告に関する過料を10万円以下に規定しております。

第107条ですが、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めております。

第133条ですが、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円以下から10

万円以下に改めております。

第139条の2を第139条の3とし、新たに規定する第139条の2において、特別土地保有税に係る不申告に関する過料を10万円以下に規定しております。

次に、附則の改正ですが、8ページの第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例から14ページの第20条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例にかけましても、すべて条文の整備であります。

16ページの別表ですが、垂水市税条例第34条の7の一部改正に伴い、寄附金の区分を改めております。

次に、垂水市税条例の一部を改正する条例の一部改正は、第2条関係と第3条関係とありますが、いずれも垂水市税条例の一部改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

第2条関係は、平成20年条例第20号の附則の一部改正で、個人の市民税に関する経過措置ですが、2年の期間延長としております。

第3条関係は、平成22年条例第9号の附則の一部改正で、施行期日及び市民税に関する経過措置ですが、いずれも2年の期間延長としております。

以上が、第1条関係、第2条関係及び第3条関係の一部改正の内容ですが、附則として、施行期日、市民税及び固定資産税に関する経過措置、垂水市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置、そして、罰則に関する経過措置を規定しております。

以上で、議案第51号垂水市税条例等の一部を改正する条例案の説明を終わりますが、審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○市民相談サービス課長（前木場強也）** 議案第52号垂水市交通災害共済条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

垂水市交通災害共済につきましても、昭和45

年以來、1日1円保険の名目で、交通事故により災害を受けた方を救済する制度であり、過去毎年の加入率は70%後半台で、県内でもトップの加入率を維持し、市民の生活の安定及び福祉の増進に寄与してきております。

今回の条例の一部改正に際しては、平成24年度電算システムの変更に当たり、条例を再確認し、協議を重ねた結果、条例の一部改正が必要と判断いたしました。

改正内容でございますが、添付してごさいます新旧対照表で御説明いたします。

現行の第8条第2項を削除するもので、中途加入者の会費を月割りで計算していたものを廃止し、会費を会員1人につき一律400円、中学生以下を200円とするものでございます。

一部改正の理由といたしまして、年度当初の5月30日までの加入申込者については、会費を大人400円、中学生以下200円、また、年度途中の加入者については、月額30円に共済期間中の月数を掛けて計算しております。しかしながら、極端な例ではありますが、5月31日に申し込んだ場合、30円掛ける12月、360円となり、1日違いで40円の差が生じてしまい、平等性に欠けてしまうような状態になっているためでございます。

県内でも月割り計算をしている市は、本市と西之表市の2市のみであり、ほかの市は1年を通して、金額の月割りは行っていないのが現状です。また、本市では、過去5年間の統計で7月以降の加入申込率は加入者全体の約0.1%台でありますことから、今回の一部改正により、市民に対する影響はそれほど大きくないものと考えております。

また、今回9月議会に上程いたしましたもう一つの理由として、今回、一部改正が可決された場合、市民への周知についての時間も必要であることから、この時期が最適であると判断いたしました。

なお、附則におきまして、この条例は、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案の説明を終わりますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

**○消防長（宮迫義秀）** 議案第53号消防本部電源照明車購入契約について、御説明申し上げます。

今回更新します電源照明車でございますが、昭和63年8月に日本消防協会より寄贈していただいた車でございますが、23年間の長きにわたり火災・救急現場で貢献してきましたが、最近では老朽化のため故障も多く、更新の必要があり、去る8月19日に入札を実施いたしまして、現在、仮契約の締結をさせていただいているところであります。

ただし、契約金額が2,000万円以上につきましては議会の議決を必要とするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、指名競争入札に係る契約による消防本部電源照明車購入について、以下説明しますとおり物品購入契約を締結するため、議会の議決を求めるところでございます。

1、契約の目的は、消防本部電源照明車購入についてでございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は、一金2,835万円、うち消費税135万円でございます。

4、契約の相手方は、鹿児島市南林寺町16番6号、株式会社鹿児島消防防災代表取締役森利隆でございます。

5、契約日は、議会の議決日となっております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

**○議長（宮迫泰倫）** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第50号から議案第53号までの議案4件については、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第50号から議案第53号の議案4件については、いずれも総務文教委員会に付託することに決定しました。

△議案第54号上程

○議長（宮迫泰倫）次に、日程第13、議案第54号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（北迫睦男）議案第54号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案を御説明申し上げます。

なお、本日、補正の内容を説明しました参考資料をお配りしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

今回の補正は、ICT技術を用いた在宅医療を進める「支え合う地域のきずなプロジェクト事業」、プレミアム付商品券発行事業、防火水槽移設事業などの消防施設整備費、牛根小学校体育館防水工事などの小学校施設整備費等を追加措置しようとするのが主な理由でございます。

今回、歳入歳出とも1億6,405万3,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は、92億9,354万7,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正に

掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、6ページ及び7ページをごらんください。

6ページの追加でございますが、消防防災施設整備事業につきましては、消防防災施設整備に係る財政措置の改正等に伴い整理したもので、商工業振興事業及び観光施設整備事業の過疎債、辺地債につきましては、新たに充当したものでございます。

7ページの変更につきましては、当初予算等で御承認いただいておりますそれぞれの事業の借り入れを右の欄に示す限度額に変更し、本年度の借り入れ総額を追加分と合わせまして9億632万円にしようとするものでございます。

15ページをお開きください。

歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正について御説明いたします。

議会費の共済費でございますが、市議会議員共済会給付費負担金額の確定による減額でございます。

あけていただきまして、16ページの地域情報振興費の委託料は、県の緊急雇用創出重点分野事業で実施しますFMたるみず難聴地域解消対策事業費でございます。

次に、18ページから19ページをごらんください。

県議会議員選挙費及び市議会議員選挙費は、事務費が確定しましたので減額するものでございます。

次に、20ページをごらんください。

中ほどの民生費の3目障害者福祉費の扶助費でございますが、対象者がふえたことによります事業費の増額でございます。

次に、老人福祉費で、21ページになりますが、負担金、補助及び交付金は、ICT技術を用いた在宅医療を進める「支え合う地域のきずなプロジェクト事業」で、垂水中央病院と連携して行う事業でございますが、システム導入を図る

中央病院への補助金でございます。なお、この事業は、県の基金による100%補助事業でございます。

次に、23ページをごらんください。

墓地火葬場費の工事請負費は、火葬場と食肉センターの境界にフェンスを設置するものでございます。

次に、24ページの農林水産業費の堆肥センター費の委託料でございますが、ビニール等が混在し、堆肥として販売できない不良品が過去数年分ストックされており、これらを計画的に処分するための経費でございます。

次に、26ページをお開きください。

商工費の2目商工業振興費の負担金、補助及び交付金は、昨年度、口蹄疫の影響により大きな打撃を受けた地域経済の活性化策として実施しましたプレミアム付商品券発行事業を本年度も実施して、商業を中心とした地域経済の振興を図ろうとするもので、市商工会への補助金でございます。

次に、27ページをごらんください。

土木費、道路維持費の工事請負費は、市道3路線の補修工事費でございます。

同じページの交通安全対策費の工事請負費は、7月に発生しました牧地区の市道交差点での小学生死亡事故を受け、横断歩道設置や交差点のカラー舗装などの安全工事が急がれたことから、既定予算で実施させていただきました。そのことによる補正でございます。

あけていただきまして、28ページの河川維持費の使用料及び賃借料は、市内各河川の土砂の堆積が進んでおり、災害を未然に防ぐために土砂の除去を行う経費でございます。

次に、29ページの消防費の非常備消防費のうち、あけていただきまして30ページになりますが、負担金、補助及び交付金は、東日本大震災により、多くの消防団員が死亡・行方不明になられたことから、平成23年度に限り1人当たり

の負担金が増額になったものでございます。なお、負担増分につきましては、特別交付税により措置されるものでございます。

次の消防施設費の工事請負費は、牛根辺田地区の消防機材庫とサイレン、また、上ノ原地区の防火水槽の移設費用でございますが、いずれも国道拡幅に伴い移設が必要になったものでございます。

次に、32ページをごらんください。

小学校施設整備費の修繕料は、各小学校の危険箇所等の修繕費用と、工事請負費は牛根小体育館雨漏り対策工事ほか、テレビの配線工事等でございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、8ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、指定寄附金及び市債などの特定財源を充て、一般財源は、介護保険及び漁業集落排水処理施設特別会計からの前年度精算金による繰入金と前年度繰越金等を充てて収支の均衡を図っているものでございます。

なお、寄附金につきましては、総務費寄附金として垂水市ゴルフ連盟ほか1団体と2個人より、東日本大震災への支援金として、また、教育費寄付金は、元公営施設管理公社職員で故前田洋様の御家族からと賜ったものでございますが、御意思に沿う形で図書購入費に充てております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 1点だけ質疑したいと思うんですけども、先ほどありました支え合う地域プロジェクト事業についてお聞きをしたいんですけども、いただいた資料等にもいろいろ書

かれています。将来のことも含めて、地域ケア体制の整備を図っていくというのが目的なのかなというふうに思うんですが、これについてはいろいろ、国が示している地域ケア構想そのものに課題とか問題点もいろいろあるわけなんですけれども、自分たちでやっていかなきゃいけない問題だとか、決定し、責任を持ってやらなきゃいけないとか、また財源の保障はないとか、いろいろ課題等もあるかというふうに思うんですが、今回の場合は、ほとんど中央病院のほうに委託をするというような形になる事業だというふうに受けとめたんですけれども、そうやってきたときに、やっぱり莫大なお金をかけてやるということと、さっき言った、今後の地域ケア構想等も含めて考え方が若干示されていると思うんですけれども、今回のこの、ある意味でのスタートになるのかどうかかわりませんが、そのことも含めて、この計画の目的、また今後の取り組み方、この2点についてちょっとお聞きをしたいと思います。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 今、御指摘のございました、支え合う地域のきずなプロジェクト、この事業につきましては、昨年来、私どもの係では在宅医療の推進ということで動いておりました。昨年は医師会自体の協力体制、まだ整っていなかった状態でございます。ことしに入りまして、医師会との協議の中で、在宅医療につきましては医師会、垂水班並びに中央病院が協力していくということを確認しております。

そういうやさきに県から、地域支え合い体制づくり事業ということで、鹿児島県につきまして4億円ほどの予算が配分されたということでございました。その中で、パイロット的事業の立ち上げということで垂水市が在宅医療の推進を掲げておりました。そうしたら、県のほうからぜひ使ってくれということで、今回予算を編成するに至ったところでございます。

先ほど議員が御指摘ありましたように、垂水市の地域ケア体制整備のまず第一歩だということで認識しております。医師会の協力なくしては医療の充実ということではできないと思っておりますので、今回、市内の開業医、中央病院、すべてお医者さんが、ドクターのほうからそういう理解を示されたものでございます。

運営につきましては、国保の健全化計画の中にもございますように、在宅を進めるということが医療費を下げるということでございますので、それについては市の予算、やはり効果があるのであればそれ相応の対応をしていきたいというふうに思っております。これがまず垂水市の在宅の元年と位置づけて、これから積極的に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○持留良一議員** 今言われたとおり、そういう一歩だということになると、ある意味では、将来の地域をどう形づくっていくのかという大きなテーマになるというふうに思うんですが、そうやってきたときに、国が示している地域包括ケア構想、このことでは、このことも含めて、やっぱりこれを気にしながらスタートしていくというふうにこの事業はとらえていいのかなのか、この点について、再度。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 私ども、23年度は保健福祉のほうで計画をしております地域福祉計画、それと第5期の介護保険事業計画、高齢者福祉計画等を含めまして、より地区を分けた計画の作成を今しております。その中で位置づけとして、やはり今回の計画も大きな意味を持っているというふうに思っております。

以上です。

**○議長（宮迫泰倫）** ほかに質疑はありませんか。

**○池山節夫議員** 商工会のプレミアム付商品券ですよ、私が前回一般質問をしたときは非常に、ちょっと県の補助金、厳しいんじゃないかとい

うような商工観光課長の答弁だったんですけど、この補助金がついたりした、いいことなんですけど、その辺の、どう頑張られたのか、どんなふうにしてこの補助金がつくようになったのか。去年、ことしとつくと、私としてはまた来年も再来年もつくんじゃないかと、こういうふうに思うわけなんですけど、その辺のいきさつをちょっとだけ。

○商工観光課長（塚田光春） 6月議会の一般質問の中で、このプレミアム商品券の要望について出たんですけれども、その段階では一応今年度のプレミアム商品券の県補助についてはかなり厳しいということで、去年は口蹄疫の関係でかなりの予算がついたんですけれども、ことしについては減額していることから、今年度はもう厳しいので来年度に回してくれないかということもありました。

そこで、私どもは垂水選出の県会議員の先生方をお願いしまして、このプレミアム商品券を何とか今年度も、商工会も、議員のほうからも強い要望があることから何とかお願いできないかということで依頼しました結果、今年度こうしてこのような形で県補助がついたわけございまして、来年度以降も引き続きこうして市商工観光課としては県のほうに要望していくようには考えてはおりますけれども、必ず来年がまたつく、つかないというのは現時点でははっきり申し上げられないというふうに思っております。

○議長（宮迫泰倫） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第55号～議案第60号一括上程

○議長（宮迫泰倫） 日程第14、議案第55号から日程第19、議案第60号までの議案6件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

---

議案第55号 平成23年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第56号 平成23年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第57号 平成23年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案

議案第58号 平成23年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第59号 平成23年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第60号 平成23年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

---

○議長（宮迫泰倫） 説明を求めます。

○市民課長（白木修文） 議案第55号平成23年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

補正の主な理由でございますが、1点目は、国保税の7月1日時点の本賦課における調定額と予算との整合を図るために補正するものでございます。

2点目といたしましては、社会保険診療報酬支払基金からの本年度の所要額の通知と前期高齢者交付金等の決定に基づき、これらの整理を行うために補正するものでございます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出とも8,131万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を27億9,599万6,000

円とするものがございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出から御説明いたします。なお、金額はお示ししてありますので、読み上げないことを御了承ください。

12ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、プリンターの修繕料でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費は、4 月以降の医療費の動向が判明いたしましたので、それに基づく補正でございます。

2 目退職被保険者等療養給付費、3 目一般被保険者療養費、13 ページの 4 目退職被保険者等療養費は、歳入補正に伴う財源更正でございます。

13 ページの 2 項高額療養費及び 14 ページの 4 項出産育児諸費につきましても、歳入補正に伴う財源更正でございます。

14 ページの 3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの今年度の納付額確定通知書に基づく減額でございます。

15 ページの 4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等につきましても、社会保険診療報酬支払基金からの今年度の納付額確定通知書に基づく減額でございます。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの今年度の通知に基づく増額でございます。

16 ページをお開きください。

6 款介護納付金、1 項介護納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの今年度の納付額確定通知書に基づく減額でございます。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金につきましては、国保連合会からの本年度の年間概算所要額の通知に基づく減額でございます。

17 ページをお開きください。

8 款保健事業費、2 項特定健康診査等事業費は、今年度の所要額を勘案し、増額するものがございます。

11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、5 目国庫支出金還付金は、国への療養給付費等負担金の過年度分の返還額の確定に伴う補正でございます。

6 目償還金は、社会保険診療報酬支払基金への退職者医療交付金の過年度分の返還額の確定に伴う補正でございます。

次に、歳入ですが、7 ページをお開きください。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税は、7 月 1 日時点における国保税の本賦課に伴い調定額が判明いたしましたので、補正するものがございます。

8 ページをお開きください。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付等負担金は、交付申請書に基づく増額でございます。

2 目高額医療費共同事業負担金は、これも交付申請書に基づく減額でございます。

4 目特定健康診査等負担金は、交付申請書に基づく増額でございます。

2 項国庫補助金、8 目出産育児一時金補助金は、国の補助が 2 分の 1 から 4 分の 1 へ変更になったことに伴う減額でございます。

9 ページをお開きください。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの退職被保険者等療養費の交付金決定通知書に基づく増額でございます。

6 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金決定通知書に基づく減額でございます。

7 款県支出金、1 項高額医療費共同事業負担金は、県からの交付金決定通知に基づく減額でございます。

10ページをお開きください。

3項特定健康診査等負担金は、先ほどの国と同様に、交付申請書に基づく県の負担金の増額でございます。

9款共同事業交付金、1項共同事業交付金につきましては、国保連合会からの通知に基づく減額でございます。

11款繰入金、2項他会計繰入金、3目出産育児一時金等繰入金は、今後の所要額を勘案して増額するものでございます。

11ページをお開きください。

12款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金は、平成22年度の療養給付費交付金の返還額確定に伴う補正でございます。

2目その他繰越金につきましては、全事業実績の確定に伴う補正でございます。

14款市債、1項市債は、繰越金等の歳入の増により支出の均衡を図って減額補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）議案第56号平成23年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、22年度決算に伴う国・県等への返還金や基金への積立金が主なものでございます。

補正の額は、歳入歳出にそれぞれ5,766万3,000円を追加し、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ19億7,369万6,000円とするものでございます。

まず、歳出について御説明いたします。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の補正でございますが、介護給付費準備基金への積立金でございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加

算金、3目償還金の償還金、利子及び割引料でございますが、決算に伴う国庫支出金、県支出金及び支払基金への返還金でございます。

次に、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、一般会計へ繰り出すためのものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

事項別明細書の歳入で御説明いたします。

4款支払基金交付金は、22年度決算に伴い、追加で交付されるものでございます。

次に、8款繰越金は、22年度決算による繰越金から当初予算額分を差し引いたものでございます。

歳入合計19億7,369万6,000円で歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、議案第57号平成23年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、医療機器の購入による建設改良費の追加補正が主なものでございます。

次に、収益的支出の補正でございますが、予算組み替えのため当初予算と同額でございます。

次に、資本的収入及び支出の補正でございますが、資本的収入1億2,530万円とし、計1億2,530万円、資本的支出1億2,530万円とし、計で2億7,443万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、参考資料にて御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

収益的支出の1款病院事業費用、1項医業費用、1目経費でございますが、指定管理者更新に伴い、指定管理者選定委員会を開催するに当たり要する経費で、委員会報償費として保険料から組み替えを行うものでございます。

あけていただきまして、資本的収入及び支出

について御説明いたします。

まず、支出の1款資本的支出、2項建設改良費、2目医療機器購入費でございますが、説明欄にお示ししております温風式患者加音システムから5番目のビデオ硬性挿管用咽頭鏡までを新規購入、次の全身用X線CT診断装置から最後までは、老朽化に伴い更新しようとするものでございます。全部で11種類の医療機器の購入をしようとするものでございます。

次に、前後いたしますが、資本的収入につきましては1億2,530万円を計上し、財源としましては企業債を充てております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○生活環境課長（感王寺八郎）** 議案第58号平成23年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、平成22年度繰越金の確定に伴い、追加補正しようとするものでございます。

5ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

4款1項1目の繰出金は、この特別会計の前年度繰越金を一般会計に繰り出すものです。

4ページをごらんください。

歳入につきましては、4款1項1目前年度繰越金を充て、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,982万6,000円となります。

以上で説明を終わりますが、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○水道課参事（迫田義明）** 議案第59号と議案第60号につきましては水道課所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

議案第59号平成23年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、平成22年度繰越金及び消費税の確定に伴い、補正が必要になったものでございます。

1ページに記載しておりますように、歳入歳出それぞれ15万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,581万8,000円とするものでございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款総務費、一般管理費でございますが、2節給料につきましては、職員給与の減額に伴う補正でございます。4節共済費につきましては、共済負担率の確定に伴う補正でございます。11節需用費の修繕料は、牛根境取水ポンプ及び水質残塩計の修繕料が見込まれることから、増額補正するものでございます。13節委託料は、水質検査料を減額補正するものでございます。27節公課費は、平成22年度分の消費税の納付額を増額補正するものでございます。

次に、歳入でございますが、前のページをごらんください。

1款使用料及び手数料でございますが、平成22年度簡易水道使用料未納額の確定に伴い、増額補正するものでございます。

次に、3款繰越金でございますが、平成22年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴い、増額補正するものでございます。

これに伴い、2款繰入金でございますが、一般会計からの繰入金を減額補正することによりまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第60号平成23年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、4月定期人事異動及び共済負担金の確定により人件費に変更があったことと、内ノ野浄水場の施設管理作業に伴う車両借上料の増加が見込まれることから、

補正が必要になったものでございます。

1 ページでございますが、第2条におきまして、収益的収入及び支出の支出について補正を行っております。

補正内容は、営業費用を255万8,000円減額いたしまして、総額を2億2,075万4,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮迫泰倫）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第55号から議案第60号までの議案6件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第55号から議案第60号までの議案6件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△陳情第3号上程

○議長（宮迫泰倫）日程第20、陳情第3号川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択についてを議題とします。

お諮りします。

ただいまの陳情第3号を総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫）明6日から12日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、13日及び14日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、7日の正午までに質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（宮迫泰倫）本日は、これにて散会します。

午前11時42分散会

平成 23 年 第 3 回 定例会

会 議 録

第 2 日 平成 23 年 9 月 13 日

本会議第2号(9月13日)(火曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長補佐	北迫一信
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	深港涉
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課参事	迫田義明
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	磯脇正道
市民課長	白木修文	消防長	宮迫義秀
市民相談			
サービス課長	前木場強也	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	城ノ下剛	教育総務課長	今井文弘
生活環境課長	感王寺八郎	学校教育課長	有馬勝広
農林課長	森下利行	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	松浦俊秀	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成23年9月13日午前9時30分開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

傍聴の方に申し上げます。入り口に傍聴される場合のお願い文が張っておりますので、ごらんくださいますようお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（宮迫泰倫）日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、2番堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。

たるみずの新しい風、堀内貴志でございます。きょうは1番をいただきましたので、しっかりと質疑してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ことしの3月11日に発生した東日本大震災の歴史に残る大地震と大津波、そして原発事故により、東北・関東地方の太平洋沿岸部が壊滅的

な被害を受け、いまだに傷のいえない状況の中で、新たに先日の台風12号による豪雨被害では、紀伊半島を中心に人的被害だけでも全国で死者、行方不明者合わせて100人を超す被害が出ています。改めて、予測のできない自然の怖さを目の当たりにしたような気がします。

我が垂水市においても災害が多く発生した地域でありますから、他人事とは思えません。改めて、亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、そして行方不明者の方々の一日も早い発見をお祈りしますとともに、心からお見舞い申し上げます。

悲しい被害だけじゃなく、うれしい知らせもこの垂水市にありました。この前の土曜日、10日に行われた瀬戸口籐吉翁記念行進曲コンクールにおいて、地元の垂水中央中学校の吹奏楽部が、出場チームの中で1校にしか与えられないグランプリ賞を獲得しました。地元で開催してから13回目ですが、初めてのグランプリ受賞でございます。私も賞の発表のときに会場で見えておりましたけれども、涙が出るくらいに感動したシーンでありました。後ほどこの中学校のことについて追及したい事項がありますので、このことについてはいい知らせでありましたので、冒頭でお話ししておきます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告のとおり、大きく2つのことについて質問をいたします。

まず初めに、今話した垂水中央中学校の現状について質問をいたします。

9月1日、出水市の九州新幹線の線路上で中学2年の女子生徒と見られる遺体が発見されました。線路の上を通る橋のフェンスによじ登った跡があることから、警察は自殺と断定しましたが、原因については不明のままです。また、8月30日には、札幌市で中学2年の男子生徒が自宅近くのマンションの屋上から飛びおり、9月1日朝には、千葉県内の私立中学に通

う中学1年生の女子生徒が東京葛飾区の自宅マンション15階から飛びおり、新学期早々、東京や鹿児島で相次いで自殺により、とうとい命がなくなっています。いずれも中学生です。本当に残念なことです。

また、9月9日の朝刊では、本市で唯一の中学校である垂水中央中学校内で体罰があるとの記事が掲載されました。保護者の指摘で発覚していますが、新聞によりますと、同じ教師が昨年度も生徒7人に対して4回の体罰をしていることもわかりました。今回の体罰の前、過去において体罰を繰り返していたということです。この状況から推察すると、学校内で暴行、いわゆる体罰が横行し、日常的に暴力で生徒を支配する体質があるのではないかと思います。

垂水中央中学校といえば、冒頭で話しましたとおり、先日開催の瀬戸口籐吉翁記念行進曲コンクールにおいて吹奏楽部がグランプリ賞を獲得した中学校です。また、毎月発行される市報でも毎月のようにソフトテニス部の活躍が掲載されているように、野球、陸上競技、バレーボールなどなど、各種スポーツでもすばらしい成績をおさめています。これは、子供たちが活動する裏方で熱血あふれる優秀な教師の指導があったことだと思えます。

しかしながら、心もとない1人の教師のこの事件で生徒たちの心が傷ついたことは、非常に残念にたえません。悪いことは悪いこととしてしっかりと反省をしていただき、生徒の心をいやし、このすばらしい中学校の修復をしていかなければならないと思っています。

平成21年1月、福岡市西区で、当時中学1年生の男子生徒が登校途中の自宅のマンションで飛びおり自殺しました。その後の調査で、担任の男性教諭が日常的に暴行、いわゆる体罰をしていたことが原因だったということが判明しました。このように体罰を苦しんで自殺した少年の例も多くあります。幸いにも、本市において生徒・

児童が自殺したというケースは発生しておりませんが、いじめ、不登校、体罰で自殺するケースは全国で多く見られます。私は、将来を担う子供であるだけに、1人の命も見逃すことのできない深刻な問題であると受けとめています。

昨年の4月、市内の4中学校が統合してスタートした中学校も2年目に入りますが、今回、体罰が発覚した現状を踏まえ、統合に問題があったのか、この機会に改めて考えなければならない時期に来ているのではないかと思います。

そこで、第1点目としてお伺いしたいのは、本市の唯一の中学校でのことしのいじめ、不登校の実態について、お伺いします。

そして2点目、今回の事件の教師による体罰に関してですが、まず、統合してからの体罰の実態について説明を求めます。

大きな2つ目、垂水高校の存続のための動向について質問をいたします。

近年、小学校や中学校の統廃合が進む中で、市内唯一の垂水高校もその統廃合の波にさらされつつあります。垂水市は、昔から教育と文化の誇り高い土地柄です。高等教育の唯一の垂水高校がなくなれば、垂水市の誇りも活気も衰退することは間違いありません。市長は公約の中で、垂水高校存続対策は市政の重要課題の1つとして、ことし4月には市内に魅力ある垂水高等学校づくり検討委員会を発足させました。そして、市としてさまざまな取り組みをなされていますが、これまでの垂水高校存続対策事業の取り組みの経過について企画課長に回答を求めて、1回目の質問を終わります。

**○学校教育課長（有馬勝広）** それでは、堀内議員の垂水中央中学校の現状についての御質問にお答えします。

まず、いじめについては、本年度8月末現在で報告は、小・中学校ございません。不登校の児童生徒についてですが、これも8月末現在でございますが、小学校1名、中学校2名の計3

名でございます。

体罰につきましては、本年度、垂水中央中学校で1件発生しております。なお、9日付の南日本新聞において報道されましたが、この体罰を起こした男性教諭は、ことし8月に調査をしましたところ、昨年度、4件、7名の生徒への体罰が判明しましたこともあわせて御報告いたします。

実態については以上でございます。

**○企画課長（倉岡孝昌）** 垂水高校存続のための動向についての取り組みの経緯についてお答えいたします。

さきの議会全員協議会で御説明いたしましたことと重複いたします部分もございますが、垂水市ではこの4月から、これまでの垂水高校振興対策協議会を補完し、強化するために、庁内に魅力ある垂水高校づくり検討会を設置し、県立垂水高等学校振興支援計画書の策定に至るさまざまな活動を行ってまいりました。

この取り組みの中では、存続・振興に向けた支援策として、垂水高校に関するアンケート調査や高校進学先の詳細分析を経て、魅力ある垂水高校づくりの5つの柱を設定いたしました。そして、これをもとにパブリックコメントの実施や市民、関係者の方々との対話、垂水高校との打ち合わせを行い、この8月に県立垂水高等学校振興支援計画書を策定いたしました。

検討会議においては、このほかに、垂水高校の存在意義、進学先等の調査、地域間格差、少子化への対応等について調査報告書をまとめており、支援計画書の補完資料として活用いたしております。

垂水高校の今後の振興策や支援策については、垂水高校サイドとの協議や提示を経て、より具体的な内容を積み上げていく予定であります。また、支援策等の実践に当たりましては、垂水高校振興対策協議会を中心に具体的な活動を図っていく予定であります。既に垂水市におい

ては垂水高校振興支援への新しい輪が広がり始めており、たるみずふれあいフェスタへの参画や「よさこいチーム」結成など、取り組みが始まっております。これらは、垂水高校生自身の頑張りや高校側の配慮はもちろんのこと、商工会などの実行委員会の協力、市民やNPOの方々のサポートなど、みんなの思いと力が1つになって実現できたものと考えます。

なお、今後の具体的な取り組みや支援策は平成24年4月実施を想定いたしておりますが、入学者増につながる、すぐに取り組めるものは、9月以降の早い時期にまとめ上げたいと考えております。

以上です。

**○堀内貴志議員** ありがとうございます。

それでは、一問一答方式によりまして、まず、垂水中央中学校の現状について2回目から質問いたします。

まず、質問の1つ目、今、現状を答弁していただきました。いじめ、不登校の対策について、1点目はお聞きします。

いじめは、現在のところ報告はなしということです。不登校については、現在、小1、中2、計3件把握しているということですが、2回目の質問では、その対策について、どのように取り組みをなされているのか質問いたします。

さらに、私がきょう一番質問したい事項、これは体罰の関係であります。今、答弁されたように、1件の体罰、調べてみたら、過去の体罰も発覚したということでございます。いろいろ質問したい事項はあるのですが、とりあえず私は、9月9日のこの新聞記事、これについてのことについて、中心に質問をしていきたいと思っております。

まず、この新聞によりますと、質問の2点目ですね、さっきは1点目ですから、今度は2点目です。7月に2人の子供に対して体罰をしたとの記事ですが、その暴行の詳細について、お



いますが、22年5月は、3年男子1名に対して平手でほおを3発たたいたということ。6月には、これも授業中でございますが、ちょっといたずらを、教室の施錠をしたというようにいたずらがございます、右手のげんこつで頭部を3回と、顔を平手で3回。10月ですが、ちょっと道具の学習の金づちの使い方で、石をたたいていたということで、その正しい利用法を指導する中で、頭部を3回げんこつ、おしりをそれぞれ1回ということですが、これは男子2名です。先ほどのそれぞれ男子1名ずつですね。あと23年2月、これは男子生徒3名ですが、技術室のきりがございますが、それを床に刺して遊んでいるところを、指導中、頭部を2～3発、それぞれげんこつや平手でたたいたという、その4件のことが、これは過去にもそういうことがあったのではないかとということで調査をしまして、8月の中旬に最終的にすべて把握をしているところでございます。ですから、調査は7月から8月にかけてしたということでございます。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** ありがとうございます。

いじめ、不登校の対策については理解いたしました。

いじめ、不登校の原因については、やはり早期発見、そして未然防止が一番であります。原因については、本人とか家庭だとか学校のいずれかに複合して起こり得るものだと思います。何事も現象が出てからでは対応は遅いのであって、事前に予防する、これが一番最善の策であると思います。どうか事前に予防できるような対策を講じて、いじめ、不登校などが原因で最悪の結果が出ないような状況にしていきたいと思います。

また、不登校予備軍といえますか、保健室登校の生徒もいると私は確認しております。その子供たちにもしっかりとカウンセリングをして

いただいて、通常の授業が受けられるようにしていただきたいと思います。

体罰のことについて、今、状況についてお話ありました。私もこの暴行の事実、被害者や、あと周りにいた生徒数名から、直接当たって調査をしてみました。しますと、その度合いといえますか、殴った、けったの回数、全く違います。形態は一緒です。いすに座っている、A君、B君おりますけれども、特にB君に対しては、いすに座っている生徒の頭、殴った後、いすから押し倒して、さらに足げりを入れて、胸ぐらをつかんでいると。私が調べたところ、この攻撃の回数が全く違うんです。殴った回数も、けった回数も1回と言われましたけれども、私が調査した生徒たちはいずれも、その教師は複数回殴り、複数回足げりをしていたと話しています。

ここは事実を追及する場所ではありませんので、ただ、調べるほうの教育委員会、学校側としては、目撃していた生徒の話をしっかり聞いた上での調査だったのか、私は疑問に思います。

けがについては、けがについては、体罰直後は外傷はなしとおっしゃいましたが、体罰直後、病院で診察をしております。ただ、子供が先生に殴られた事実を親に言わなかったものですから、その部位の症状は出ておりません。風邪気味の体調不良ということで診断が出ておりますけれども、症状が出たのはそれから23日後です。

暴行の日から症状が出るまで23日間という間隔がありますが、私が把握している情報だと、歯の神経が損傷して、治療開始から2カ月を過ぎている現在でも通院治療をしていると聞いています。どうもその損傷は、虫歯か、もしくは外からの強い衝撃によって損傷する傷であるといえます。そして、本人には虫歯がないそうです。そうすると、外からの強い衝撃で損傷をしたこととなります。外からの強い衝撃で歯の神

経が損傷し、その結果、神経が傷んだ上に腐ってしまい、痛み、はれ、発熱の症状が出たのではないかと思います、その症状が出るまでに23日間かかった。私は納得する期間だと思います。

また、被害者も、体罰で暴行を受ける以前から、外からの強い衝撃を受けた記憶、ボールが当たっただとか、階段でこけたとか、そういう症状は全くないそうです。今回の体罰以外に外から衝撃を受けた記憶はないということです。私も、そうした状況から推察すると、外からの強い衝撃、いわゆる暴行の衝撃で損傷したもの、つまり、その傷は体罰の結果の傷害ではないかと考えます。

因果関係が云々という問題が発生するかもしれませんが、症状が出たとき、病院に駆けつけて、医者からは、すぐに手術をしないと、その菌が脳に入ってしまうと死につながりますと言われたそうです。それだけ重症の傷だったということです。ここは事実を突きとめるところではないので深くは追及しませんが、ただ、教育委員会は因果関係が云々ということで片づけていると思いますが、しっかりとその点も考えていただきたいところです。

過去、7人、4件の暴行の事実ですが、平手で数回殴った、金づち、道具を使って殴った。そういう事実がある。今回の体罰が発覚して、調査の結果、この事実も判明したということです、これについてはもっと早く事実を把握しなければ、学校内の状況を把握しなければいけないと思います。指導的立場にある方の指導的怠慢があったのではないかと私は思います。第一義的には中学校のトップの指導者責任、そして、中学校に対して監督権のある教育委員会の責任でもあるのではないかと思います。そのことをしっかりとこの機会に感じていただきたいと思います。

3回目の質問に入ります。

先ほど話した点で、殴った、けったの回数が私が調査した結果と全く違いますが、実際に目撃した子供たち、それぞれに調査されたと思います。私の調査だと、子供たちはみんな数発殴った、数発けっていたという話をしている。そんな中でも、怖くて見ていられなかったという子供もおります。教育委員会のほうでも目撃した子供たちに事情を聞いていると思いますが、質問の1つ目としまして、ほかの子供たちは目撃した状況を何と言っているのか、再度お尋ねします。

質問の2つ目、報告が大分おこなれているような気がします。事実は7月1日です。その日は夕方になって、母親は子供の同級生の母親に体罰の事実を電話で聞いたそうです。被害に遭った子はまじめでおとなしい性格、ですから、きっと親には心配をかけたくなかったということから、言わなかったのでしょうか。親が尋ねるまで、先生に殴られたことを一切話さなかったそうです。友達の母親から電話でお母さんがその体罰の事実を知った。そして子供に追及した。そして初めて正直に話してくれたそうです。

問題はその後です。体罰の当日、学校に母親が問い合わせたそうです。そうしたら、担任の教師は全く把握しておらず、学校側から説明があったのは3日後です。その3日後の夕方になって、やっと学校側が謝罪に来たそうです。その後、教育委員会に報告があったのは2日後、体罰発生から5日後になって、やっと教育委員会に報告があったと聞いております。その点、報告の遅延はなかったのかについてお尋ねしたいと思います。

質問の3つ目、日常的に体罰が中学校で行われていなかったかです。どうも今回だけでなく過去にも体罰の事実が発覚している状況を見ると、学校で教師の暴行、体罰が横行して、日常的に暴力で生徒を支配する体質が見え隠れしているように感じます。その点はいかがなものか。

4つ目の質問です。再発防止の点についてです。被害者も被害者の家族も、このようなことが2度とあってはならない。今後、第2、第3の体罰の被害者を出してはいけない。そのために勇気を出して抗議をしていると話されています。最大の課題であります再発防止について、暴行を振るった加害教師の処分も含めて、回答を願います。

○学校教育課長（有馬勝広） それでは、お答えいたします。

先ほど、私の22年度分のところでございますが、先ほど技術科のことで、金づちを使って石をつぶしておりましたので、それについて、げんこつ等で体罰ということで、「げんこつ」と呼ぶ者あり）はい、金づちでということではございませんで、金づちを使って遊んでいたという内容でございました。

では、まず1点目の御質問でございますが、あわせて答弁させていただきます。

体罰についての内容の食い違いとか、報告のおくれ等についてですが、そのことについてでございますけれども、まず、体罰についての内容が食い違いがあるということは、教育委員会でも把握しております。体罰が発生した日は、暗幕をして視聴覚教材を視聴しておりました。また、2人の生徒に対して複数回の体罰を行っていたことから、10発たたいた、5回けったなどと話す生徒もいたことも把握しております。

そこで、校長に再度調査するように指示をしまして、校長はそれまでも、7月当初も調査しましたが、再度8月後半に、体罰をした男性教諭だけではなく、体罰当日同じパソコン室にいた生徒に対して聞き取り調査をいたしました。また、私、学校教育課長も教育長の命を受けまして、同じく8月後半に、男性教諭に対して、体罰の様子を再現させるなどして体罰の内容を問いただしました。

その結果、男性教諭が体罰をしたことは本当

に紛れもない事実でございます。そして、そのことについて大変申しわけなく思っているところでございますけれども、総合的に判断しまして1回目に申し上げた体罰の内容と考えて、先ほど答弁したとおりでございます。というふうに判断したところでございます。

次に、報告のおくれについてですが、7月1日に体罰が発生し、男性教諭からは管理職に対しての報告がなく、体罰を受けた保護者からの指摘で管理職が初めて把握したということも事実でございます。また、教育委員会に報告があったのは5日火曜日の夕方でございますが、その間に迅速かつ誠意ある初期の対応ができなかったことは大変申しわけなく、残念に思っております。

あと、学校の対応につきましてですが、先ほどおっしゃったとおりでございますが、3日の日曜日に、当日は日曜参観日でございますが、校長室で、校長及び教頭、男性教諭、担任、2年学年主任が同席し、B君の母親に体罰について謝罪いたしました。また、その日の夕方には、教頭、男性教諭、担任、2年学年主任がB君の御自宅を訪問し、体罰について謝罪いたしました。

続きまして、7月5日火曜日に、体罰の内容について食い違いがあるので調べ直してほしいとの依頼がB君の保護者よりございましたので、校長は、17時10分ごろ校長室で、教頭、男性教諭、担任、2年学年主任が同席し、説明と謝罪を行おうとしたところですが、体罰に対するお怒りは、当然ですが、大きく、その説明と謝罪について受け入れていただけなかったとの報告を受けております。

その後、教育委員会に正式に体罰の報告がなされたわけですが、最初の対応等を反省し、校長自身、A君そしてB君の御自宅に謝罪に行くことが必要であると指導いたしました。

その後の経過でございますが、7月25日そし



○堀内貴志議員 ありがとうございます。

繰り返すようですけれども、何でそこまで暴行したんだと、要は暴行の内容が悪質過ぎるんですよ。殴った後に突き飛ばして、その上、けりを入れて、胸ぐらをつかんでいる。事実が悪質過ぎます。そして、過去にもこの先生はやっておるといふ事実があるわけですから、もっと連絡体制、把握体制がしっかりしておれば、今回の体罰は防げたのではないかなと、そのように思います。

あと、この先生、ちょっとやり過ぎな点がありますので、処分の関係で、私は一度、再研修といいますかね、そういうのも必要なのではないかなと思いますので、つけ加えてお願いを、要望をしておきたいと思います。

最後に、時間もなくなりつつありますので、最後に教育長にお尋ねします。今回の体罰を認知したのはいつの時点か。そして、教育長の対応はどうされたのか。また、認知してから、加害教師、要は暴行を加えた先生に対して直接指導した事実はあるのか、ないのか。

2つ目の質問、今回の体罰のほかにも4件、7名に対する体罰を与えているが、本当に知らなかったのか、調べて初めてわかったのかどうか。

3つ目、これからはこの体罰、あってはならないことです。再発防止を含めて、垂水市教育界のトップとしての教育長の責任のあり方について、最後ですけれども、説明を求めます。

○教育長（肥後昌幸）今回の体罰につきましては、本当に申しわけないことだったというふうに思っております。

先ほど学校教育課長からありましたけれども、私がこれを把握したのは、知ったのは、7月5日の夕刻でございました。6時過ぎだったと思いますが、そこで、びっくりいたしまして、3日の日には、教頭、それから先ほどありましたように、男性教諭、学年主任等が行っており

ますけれども、校長が行っていないということがございましたので、すぐ謝罪に行くように指導をいたしました。

それから、去年のことですけれども、去年のこの事実は、知ったのは、実は先ほど課長からありましたけれども、8月3日に保護者と校長、それから私たち2人、4人で会を持ちまして、私のほうで謝罪をいたしました。その中で、去年もあったんじゃないかという指摘がございましたので、その時点で、そのことにつきまして調べますということで、調べた結果、わかったということでございます。

それから、再発防止につきましてちょっとお答えしておきたいと思いますが、体罰の発生を受けまして、報告、その後の指導につきましては、ただいま学校教育課長が答弁したとおりでございます。

9月6日、先日ですけれども、火曜日には学校教育課長と一緒に垂水中央中学校を訪問いたしました。校長室で、ちょうど男性教諭がブランクというふうに聞きましたので、校長室に呼びまして、今回のことにつきまして指導をいたしました。これは正式には処分が決まってから、それをもとに指導をするつもりでございますけれども、一応そういうことでした。そしてその後、その男性教諭の授業を参観いたしました。そして、ほかの学級、すべての学級を回りました。2学期初めでしたけれども、どの学級も生徒は非常に落ちついた態度で授業を受けておりまして、私も安心したところでございます。

学校教育法11条にありますとおり、体罰を加えることは禁じられております。これまでも市管理職研修会におきまして、繰り返し、体罰があってはならないことは指導してまいりましたが、今回発生しましたことを教育長としましても大変残念に思っております。体罰を受けた生徒さん、そして保護者の方にも心よりおわびを申し上げたいと思います。

また、先ほど議員からありましたように、教育行政を預かるトップとして指導をしてまいりましたけれども、結果的にこのような事案が起きたということは、私の指導が至らなかったと深く反省をしております、これからもまた、心に届く、また職員にも指導をしてまいりたいというふうに思います。

今後の体罰の再発防止につきましては、教職員一人一人の児童生徒の人権に対する意識を高めること、それから教職員が体罰を否定する指導観を持って、お互いに注意し合うような雰囲気をつくること、教職員と児童生徒の望ましい人間関係を築いて、深い児童生徒理解に心がけるとともに、心に届く指導を行うことが極めて大切であると考えております。

7月の体罰の発生を受けまして、すぐ校長研修会を持ちまして、各学校長に厳しく指導したところでございますけれども、今後とも、教職員一人一人の体罰によらない指導力の育成に向けて、指導を徹底してまいりたいというふうに思っております。

**○堀内貴志議員** ありがとうございます。

教育長がその体罰した先生に会われたのは、9月6日ということですね。

**○教育長（肥後昌幸）** はい。

**○堀内貴志議員** 教育長に1つだけお願いがあります。何事も、事件が発生したら現場にいい資料、証拠があります。災害が発生したら、真っ先に現場を視察しなければ、いい対策は見つかりません。どうかこれからは、時には早い時期に現場におりていただき、現場の状況を的確に把握するために、教育長みずから直接現場の者の声を聞き、その状況を把握することが私は必要ではないかなと思います。

いずれにしても、最後に望むところは再発防止の徹底です。この点をしっかりとお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。時間の都合がありますので急ぎます。

次に質問を変えまして、垂水高校の存続のための動向について質問をさせていただきます。

先ほど企画課長から、これまでの取り組みについて答弁されました。市として垂水高校存続のためにしっかりと取り組みをなされていると感じました。ただ、市民の大半は、今後どうなって、いつごろ結果が出るのだろうかという不安に思っている方が多いようでございます。そして、今後どのように取り組みがなされて、いつごろ意思決定がなされるのか、今後の方向性について手短かに御答弁をお願いいたします。

**○企画課長（倉岡孝昌）** 2回目の御質問にお答えいたします。

垂水高校の存続につきましては、県教育委員会より、将来的に子供の数は減っていく中で、これまで県教委は、高校教育の水準の維持・確保ということで県内各地、再編統合ということをやってきたが、今後、地元の方々と協議を重ねる中で、地域振興という視点を加え、検討していきたいというようなことを答えられているところでございます。

それを受けまして、現在、大隅地域の公立高校の在り方に関する検討会議が開催されておまして、県知事の意向を受けた、各高校ごとのあり方を来年3月までにまとめ上げようとしているところでございます。

今後の方向性として、大隅地域の検討会は、昨年発表された廃止基準の骨子案に示された、数を理由とする廃止の話はまず横に置いて、存続の理由となる地域振興や高校の活性化につながるあり方を現在、協議されておりますので、まずは大隅地域の検討委員会の状況を見守りながら、垂水市は、先ほど紹介させていただきました県立垂水高校振興支援計画書の実践を通して、垂水市が一体となって、市民の皆さんから、垂水市に垂水高校があつてよかったと、そして子供たちの夢実現に向けて垂水高校で学んでよかったとなるように頑張っていこうと考えて

いるところでございます。

**○堀内貴志議員** いわゆる結論的には、地元の方々での検討をして、地域振興を含めながら回答を出す。いつ出るということはまだ決まっていないということですね。わかりました。

そうすると、やっぱりこれからは継続的に行政と民間と学校がしっかりと協働して、魅力ある高校をつくること、そして、地域に貢献し、地域に支えられる高校を目指す必要があると思います。そのことが必ず垂水高校の存続につながるものだと私は思います。

そこで、行政にかわって、民間の立場で垂水高校の存続のために事業に取り組んでいる団体があることを御紹介しておきます。民間が事業を継続しようとする、やはり経済的な負担が重要な問題になってしまい、活動の存続が危うくなっていく可能性があります。民間のやっている事業ですばらしい事業については、行政の立場で何らかの形で行政的、経済的な支援が必要になってくるのではないかと思います。

具体的に話しますと、その団体というのは、垂水高校生を中心に「よさこいソーラン」の踊りのチームを立ち上げました。踊りの練習や踊りのチームづくりを通して、やる気の芽を育て、創造力豊かな人材を育成するのが目的だそうです。現在は高校生9名のメンバーで活動しておりまして、8月6日、たるみずフェスタで初披露しました。それ以来、8月中に3回のイベント会場で踊りを披露しました。9月には既に3回のイベントへの参加が予定されているそうです。また、その子供たちは、踊りの練習を通じて、勉強へのやる気の芽が芽生えてきたということです。最近では、高校生のほうから、不得意科目の補習授業をやってほしい旨、訴えてきたということですから、その団体がねらっていた子供たちにやる気の芽をつくるという目的が達成できたのではないかなと思います。せっかくやる気の芽を持ったその子供たちをしっかりと

と育てなければならない。そのために、このよさこいの踊りを通じて輝きのある子供たちに育てなければならないと思います。

現在、このチームは、すべて他のチームがつくった楽曲、振りつけを利用しながら、イベントで披露しているようですが、いわば他人の衣装を着て、その踊りを披露しているような状況です。私は、このチームに今後、オリジナルの「たるみずソーラン」の踊り、振りつけを制作した上で、市内や市外、県外のイベント会場で踊りを披露させる。そのことによって、その子供たちも育ちますし、この垂水市も元気で明るいという垂水市をPRできるのだと思っています。だから、例えばこのチームに、市としてオリジナルの「たるみずソーラン」を創作した上で提供するのでもいい考えだと思います。垂水のまちの中で「たるみずソーラン」が流れると、まちの活性化に大きな影響を与えると私は思っています。

先ほども話しましたように、そうした事業を民間で独自でやろうとすると、なかなか負担が多過ぎて、目的を達成できません。どうしても行政の支援が必要になってきますし、行政の支援で大きく前進するのではないかと思います。そのために、これだけじゃなくてですね、民間がやっている事業に対して、行政という立場でこれから、今後どのように支援していくのかについて質問いたします。

**○企画課長（倉岡孝昌）** 3回目の御質問にお答えいたします。

まず、今、垂水市において、垂水高校への支援の輪が広がり始めており、NPOの方々の、先ほどありましたように、よさこいの取り組みなどを通して子供たちのやる気の創出や、商工会の通り会の皆さんによるたるみずフェスタや、「エコキャンドルDEコンサート」など、生徒の活躍の場の提供に、民間からサポートとして御支援いただいておりますことに心から感謝申

上げたいと思います。

8月にまとめました県立垂水高等学校振興支援計画書においても、垂水高校が地域の人々の思いときずなをつなぐ存在であることから、地元を知り、愛する生徒の育成や、生徒一人一人が輝ける活動の推進、地域に信頼され、期待される地域の中の学校づくりなどの目標の実現のために、市民の皆さんや民間団体の方々の協力は大変大切であるというふうに考えております。

また、地域に貢献し、地域に支えられる垂水高校づくりに向けた民間の方々への活動に対して、同計画書においては、行政といたしましても、ホームページや市の広報紙等による情報発信の啓発、垂水高校への高校生参加促進のお願い、活動への企画や運営の協力、情報収集や関係団体への橋渡しなどの取り組みを支援策として提案させていただいているところでございます。

今後とも、この地域に貢献し、地域に支えられる魅力ある垂水高校づくりは、垂水高校の頑張りはもちろんのこと、行政、民間団体、市民、議会の皆さんと一緒に手を取り合って支援していくことが大切でありますことから、今後についてもこのような考えのもと、取り組んでまいりたいと考えております。

**○堀内貴志議員** 今話しましたとおり、しっかり、垂水高校存続のためには行政だけではなく民間の力も必要になってきます。民間がやっている事業に対して、いい事業についてはしっかりと応援していただきたいと思っております。

最後に、市長にだけ質問したい事項があります。市長は6月議会で、「垂水高校の存続に係る動向は、生徒や保護者への負担増、そして地域の活力に与える影響が大でありますことから、私は市政の重要課題の1つとして、人と政策とお金をかけて対処していきたいと考えております」と話されております。人とは、企画課に人員を配置して検討委員会が立ち上がりました。政策とは、これまでの事業、また今後、これか

らやられる事業だと思います。最後のお金、お金については市長としてどのように、私が聞きたいのは、民間にどのように支援していただけるかということをお聞きしたいところですが、その点についてお伺いします。

**○市長（尾脇雅弥）** ただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほど企画課長のほうでも答弁をいたしましたように、垂水市では、地域に貢献をして、地域に支えられる垂水高校づくりを目指して、県立垂水高等学校振興支援計画書をこの8月に策定をいたしました。この計画書において提示させていただいた振興支援策の実践に当たっては、財政的な支援などを待たずとも実践できる内容もございますが、やはり財政的な措置が必要なものも含まれており、伊佐市や南大隅町のように、地元高校の振興に対して財政的な支援に取り組まれている事例があることも承知をいたしております。

さて、同計画書においては、提示した目標実現のために財政的な支援措置が必要とされる分野は多岐にわたっております。現在、同計画書に掲げた振興策や支援策を実現するために、より細かな具体策の検証作業に入っております。先ほど御紹介いただいた、よさこいチームの相乗効果の話も伺っておりますので、御提案いただいた内容も含め、この検証の作業を通じて、今後、それぞれの項目の実現性や効果を確認し、一方で、市財政との均衡を図りながら、地域に貢献をし、地域に支えられる垂水高校づくりを目指して、財政的な支援も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** ありがとうございます。

時間、迫っていますけど、1つだけ要望。先ほど話しましたが、よさこいのチーム、いい事業ですので、しっかりと応援していただきたい。

○議長（宮迫泰倫）堀内議員、だめよ。決まりです。

○堀内貴志議員 時間が参ったそうですので。

○議長（宮迫泰倫）時間じゃないの、5回目になりますから。4回までです。5回目です。

○堀内貴志議員 最後の締め、いいですか。

○議長（宮迫泰倫）いや、もうだめ。

○堀内貴志議員 だめですか。わかりました。

○議長（宮迫泰倫）決まりです。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。  
次は、10時45分から再開いたします。

午前10時32分休憩

午前10時45分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

9番北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北山貞明議員 皆さん、おはようございます。

1つ皆さんにお願いですけれども、質問に入る前に、私の質問項目、1番目、（1）体育館使用料をめぐる全額免除、「提示」となるところを、「指示」というふうに訂正していただけないでしょうか。

それでは、質問に入ります。

市長の政治倫理について。

市体育館使用料をめぐる全額免除について質問をいたします。

去る7月17日、鹿屋の民間のフットサル（室内でするミニサッカーのこと）大会の体育館使用料をめぐる一連の市長の指示について、事実関係をお尋ねいたします。

市長はこの日、開会式であいさつをされ、あいさつ後、鹿屋の知人と懇談後、体育館の係員に、この大会は私の指示で体育館使用料は全額免除しなさいと、その場で言われたそうです。職員は、そういう規定はないのだけど、市長の

指示ということで、使用料はただという措置をその場でされたそうです。

体育館使用料は、市主催や学校関係など、教育委員会または教育長が認めた範囲で規定があります。社会体育施設の施設及び管理に関する条例に、管理、第4条「社会体育施設は垂水市教育委員会が管理する」。使用料の減免、第9条に「教育委員会が必要と認めたときは、使用料を免除し、または減免することができる」と条例で定められております。市長の指示でできることではありません。しかも、事前申請が必要です。

後日、私もこの話を聞き、体育館へ行き、このような事実があったかどうか確認しました。そして、7月28日午前中に社会教育課長に再確認したところ、事実であり、きょう教育長が留守で、帰り次第相談し、市長と会って話をすることでした。次の7月29日、使用料が納められたと聞いています。

それでは、市長にお聞きいたします。使用料全額免除は、鹿屋の知人に頼まれたのか、それとも市長みずから全額免除してあげると知人に言われたのか。

2番目、金額は幾らなのか。

3番目、事前申請が必要であるが、なぜこのようなことが起こったのか。

以上、お聞きいたします。

観光事業について。

観光事業、しおかぜ街道について。県においては、錦江湾未来総合戦略推進計画に、魅力ある観光地づくり事業に取り組み、町並みの整備、錦江湾岸の景観整備など、景観整備を行っております。垂水市においては、垂水しおかぜ街道と位置づけ、牛根ルート、海潟ルート、垂水ルート、新城・柊原ルートの4つに分けて、これまで、牛根道の駅のボードウォーク、新城宮脇の宮脇公園整備、海潟漁協のさくら公園、海潟脇登の海岸護岸遊歩道整備、4カ所に事業費で約

3億円程度が投入され、垂水市においては大変ありがたい事業であります。これからも年次ごとに計画がなされると思いますが、本年度のしおかぜ街道整備区間はどこか、お聞かせください。

また、以前、質問、要望いたしました垂水新港整備の屋根つきサイクリングステーションはどのようになっているか、この点もお聞かせください。

新城宮脇から柘原方面への整備がおこなっているが、おこなっている原因は何か、お聞かせください。

修学旅行受け入れについて。

本年度、既に2校の民泊を受け入れています。秋にも数校が民泊される予定です。修学旅行生はことし約3,000人を受け入れますが、垂水市での経済効果はどのぐらいあるか、教えてください。

また、垂水の豊富な食材を利用した民泊セットづくり、民泊を受ける家庭に広く使っていただく考えはないか、お聞かせください。

環境問題について。

下水道汚水処理施設についてお尋ねいたします。

先般、伊藤知事は、2期目最終年度のマニフェスト進捗状況で、パーフェクトに近い合格点をいただけていると考えていると自己評価されました。一方、マニフェストに掲げた目標値に達していないものとして、汚水処理人口普及率80%が目標数値に対し伸びず、伸びが十分でなかったと反省されています。

汚水処理施設の普及率は、10年度末で全国平均86%、鹿児島県は69%です。鹿児島県内で全国平均普及率を上回っている市町村は6市町村あり、市では奄美市の91.8%、鹿児島市で90.2%の2市だけあります。我が垂水市は、今後、下水道浄化槽施設をどのように考えているのか、お聞かせください。

また、浄化槽人口普及率はどの程度か、お聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○社会教育課長（瀬角龍平）** それでは、北方議員の御質問にお答えをいたします。

これまでの経緯を御説明申し上げます。

去る7月17日の日曜日に、鹿屋市在住の方の申し込みで、垂水市体育館において鹿屋市や垂水市のチームが参加をするフットサル大会がございました。市長が大会でのあいさつをされた後、垂水市のチームメンバーから、使用料の免除ができないか相談があり、それを受けて、体育館使用料については免除ができないか、日曜当番勤務の公社職員へ市長から相談がありました。その時点で、公社職員は判断ができず、未納扱いといたしました。

その後、市民スポーツ係から私のほうへ連絡がありましたので、市長室へ伺い、垂水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第7条に照らし合わせ、免除が困難である旨を申し上げたところ、再度検討できないか、市長からお話がありました。しかしながら、持ち帰って検討した結果、今回のケースはどうしても減免に該当しない旨を説明をし、市長に了解をしていただきました。

そして、市長から鹿屋市の申請者に直接電話をしていただき、7月29日、使用者が体育館のほうへ来館されて、未納分の体育館の使用料7,875円を納入をしていただきました。

以上でございます。

**○商工観光課長（塚田光春）** 北方議員の御質問の中で観光事業について、3点ほどございますので、順次説明したいと思います。

まず1番目でございますが、本年度県のほうで整備していただいております、魅力ある観光地づくり事業の中の垂水しおかぜ街道の整備区間について御説明いたします。

本年度の整備は3カ所ございまして、まず1

カ所目は、昨年度に引き続き、垂水市漁協隣の海潟さくら公園から中俣川までの遊歩道の整備を行います。2カ所目は、垂水市の文化財の1つになっています牛根麓地区の稲荷の鳥居でございますが、この鳥居は、大正3年の桜島大爆発により埋もれ、今でも埋没鳥居としてその姿を残していることと、この鳥居から見る錦江湾と桜島の展望は絶景であることから、駐車場、遊歩道、展望広場、ベンチ等の整備をするものでございます。3カ所目は、垂水港の駐輪場は現在、屋根がないため、通路に駐輪している状況にあります。そこで、駐輪場の屋根や遊歩道の整備を行いまして、フェリー駐車場の機能性を高めるとともに、垂水港をサイクリングやウォーキングの拠点として整備をするものでございます。

次に、新城宮脇から柗原方面への整備についてでございますが、宮脇地区は、平成20年度から21年度にかけて、宮脇公園の芝広場やトイレ、それに護岸を利用した遊歩道の整備をしていただきました。その遊歩道の整備についてでございますが、宮脇公園の護岸敷は特に障害物もなく、遊歩道の整備ができましたが、柗原方面へは護岸敷地内に違法建造物があることから、県の見解では、その建造物の除去をしないことには遊歩道の整備はできないというふうな、前課長から引き継ぎを受けているところでございます。

次に、2点目の県外からの修学旅行生の受け入れについてお答えいたします。

修学旅行の受け入れにつきましては、平成21年度から垂水市漁協の日帰り体験2校を皮切りに、平成22年度に4校の受け入れの中、初めて、広島県広島市立の中学校の民泊受け入れ1校を実施したところでございます。本年度の中・高等学校受け入れ校数は11校で2,238名を受け入れており、そのうち民泊受け入れ校数は6校で1,344名のうち、垂水市への民泊受け入れは895名

で、それ以外は鹿屋、桜島等への民泊をいただいております。

そこで、お尋ねの経済効果でございますが、垂水市漁協の日帰り漁業体験は5校で882名、垂水市への民泊受け入れ数は6校で895名で、その中でも1泊と2泊がありますので、宿泊数を合計しますと全部で1,557泊になります。つきましては、それぞれの経済効果を集計しますと、その経済効果は約1,900万円になります。

次に、3番目の食材の民泊セットについてでございますが、これは民泊受け入れ家庭が夕食に使う食材を市特産品であるカンパチ、ブリ等を民泊セットとして使えないかという質問でございますが、民泊が本年度より本格化したこともあり、今後、ツーリズムの推進を図るために、現在、教育旅行における民泊受け入れ家庭を対象とした民泊部会や民泊受け入れ部会の中での地区代表者を決めて役員会等を開催する準備を、今現在進めているところでございます。つきましては、この民泊受け入れ部会の中で、食材の民泊セットの取り扱いや購入等について、今後協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○土木課長（深港 渉）次に、環境問題の垂水市における汚水処理について、御質問の趣旨が家庭雑排を含めた汚水処理問題ということで、いわゆる公共下水道の整備構想について、土木課のほうでお答えいたします。

公共下水道につきましては、一般論的には、都市部などの定住人口密集地においては1戸当たりの下水道管の長さが短いこととなり、結果的に1戸当たりの建設費が安く済み、また必然的に加入者数が多いことから、利用料金が安くなるなどのメリットがあり、ひいては、環境への効能は大いに果たされていると言われております。一方、地方部におきましては、人口減少や高齢化などの要因により加入率の向上が図れず、必然的に建設費も高くなり、維持・運営に

も苦慮されている現実にあるようでございます。

本市におきましては、御案内のとおり、潮彩町及び牛根境の限定された地区で下水道事業を運営していますものの、公共下水道に対する市民の意識もまだまだ低いと言わざるを得ず、また膨大な建設費の問題もあり、市全体における整備は非常に厳しいところでございます。総合計画などの将来構想にも掲げていないというところでございます。

**○生活環境課長（感王寺八郎）** 浄化槽施設の整備状況、浄化槽の人口普及率についてお答えいたします。

合併浄化槽推進は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するために、家庭からの生活排水の浄化により、河川等の汚染を防止し、生活環境の保全を図ることから、事業推進を行っております。

本市では、小型合併処理浄化槽設置整備補助事業を平成5年度より導入し、普及推進をいたしております。合併処理浄化槽の普及により、雑排水の処理を一部では実施しておりますが、大部分の生活雑排水は未処理のまま排出されております。平成17年度まで、国道拡幅による新築等で浄化槽の設置は年間150基を超える設置がなされたところですが、近年は年間100基に満たない設置基数となっております。

現在の設置状況ですが、平成22年度まで合併処理浄化槽は2,340基の設置で、し尿だけの単独処理浄化槽が2,930基、くみ取りが2,237世帯となっており、平成22年度末におけます汚水処理人口普及率は45.5%となっております。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 2回目の質問を一問一答でお願いいたします。

市長、今回のこの仕儀ですよ、大変遺憾に私は思っております。まさにこれは市長の権力にまかせた勝手な振る舞いではないかと私は思っております。この問題は市長のおごりから出た

ものではないかと、そのように私は考えております。

というのも、3月議会で同僚議員から、市長の議員時代の監査委員としての出席率50%という問題、また、毎年ではないですけれども、シーカヤック大会を行ってございました。1回だけですかね。そして、ことしは教育委員会では中止の方向へ傾いておったそうです。それが、市長は教育委員会に対して、やらないかと、またここでも教育委員会に指示されておるようです。大変疑問に思うところであります。

市長が法令、条例に従っておれば、今回このような、私も質問はしておりません。市長みずからが地方公務員法違反を犯そうとしているのではないのでしょうか。市の全体の利益の実現を目指す行動ではなく、1個人、1団体に便宜を図った大変重大な問題であると私は思っております。市長、このことを説明し、間違いを謝罪する姿勢を示していただきたい。

2つ目の質問といたしまして、今回のことは教育委員会の権限を超えた行動と思われまいます。反省しておられるのか、その点を伺いたい。垂水市に損害を与えたと思っておられるか、2点目。

先ほど課長から答弁がありましたように、この問題を再度検討できないか、何とかならないか、そう言われた真意はどこにあるのか、お聞かせください。

次に、教育長にお尋ねいたしますが、この問題を教育長はどのように考えておられるか、お聞かせください。

また、28日に市長にどのような内容を進言されたか、その点を2回目の質問といたします。

**○市長（尾脇雅弥）** 北方議員の御質問にお答えをいたします。

事実関係に関しましては、先ほど担当課長より答弁があったとおりでございます。鹿屋市在住の方より、垂水で開催をし、今後盛り上げて

いきたいという大変ありがたい御提案がありましたので、開会式に呼んでいただきましてごあいさつをさせていただきました。

その後、垂水市チームのメンバーの方より、「尾脇市長」と、「我々も参加をいたしますし」と、また、1回目ということで運営費も厳しいため、減免をしていただきたいという旨の依頼がありました。そこで、管理室に伺い、対応の職員に対して事情を説明し、電気使用料以外の体育館使用料に対してお願いをしたところでございます。

ただし、結果として、先ほど課長の説明のとおり、減免対象にできないことを確認をして、後日、申請者に対し、使用料の7,875円の支払いをお願いをしたところでございます。

**○教育長（肥後昌幸）** この件につきましては、先ほど社会教育課長が申したとおりでございます。

私が出張中でしたので、こういうことがありましたということで相談がございました。そのときに、使用料の減免につきまして、第7条には（3）に「その他教育委員会が相当と認めた場合は、減額または免除することができる」というふうになっております。ということ、これを見ると、市長のこれはできないだろうということで、市長には、私はこのことを市長は御存じなかったんだろうというふうに判断いたしまして、再度このことを、これは教育委員会であって、市長ではなくてということで、そのように申し上げました。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 1つだけ答えていないんですけど、何とかならないかと言われた真意がわからない。

**○市長（尾脇雅弥）** さっきお話をしましたとおり、大体10チームぐらいですかね、集まってやるということで、初めてそういった御提案がありまして、10チームですと、10人ぐらいです

と100名ぐらいが集まってということで、経済的な効果もひっくるめて非常にありがたい提案であると。そういったことに対して、何か対応できるような項目はないかということで、もう一回検討してくれということをお願いをしたということでございます。

**○北方貞明議員** 教育長も、知らなかった、市長は知らなかった、そのようなお答えをもらいましたけど、おかしいんじゃないかと私は思うんです。なぜかといえば、法令遵守ということがありますよね。そして、職員は市役所に入庁したとき、市長に宣誓書を提出すると思います。ことしも恐らく数名の方が入庁されたから、市長の前で宣誓書を提出されたと思います。職員は、宣誓書を提出しなければ職務につくことはできません。ここにおられる皆さん方もすべて宣誓書を提出して、今、職務に励んでおられると思います。

ということは、地方公務員法でサービスの宣誓という項目があり、それを先ほど言いましたように、市長に提出してからやりますよね。その職員は、法令及び上司の職務の命令に従う義務という項目に、第32条「職員は、その職務を遂行するに当たり、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関に定める規定に従って、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」、このように誓っておられるわけです。そして、信用失墜行為の禁止、第33条に「職員は、その職の信用を傷つけ、また職全体の不名誉になるような行為をしてはならない」。ということは、してはならない行為をした場合は、市長は、職員に対して公務員法違反として処分を決定される立場にあります。

今回は、そういう処分をされる側におりながら、このような過ちをしたということは、大変私は重大な問題だと思っております。その辺はどのようにお感じなのか、お聞かせください。

**○市長（尾脇雅弥）** 経緯に関しては先ほど申

し上げたとおりでございまして、善意ですね、垂水市を盛り上げるために、体育館を利用していただいたこと、また本市の参加者からの相談もあったことなどを総合的に考慮して対処したわけですが、結果として、私の認識が足りなかったと、違っていたということで、結果的に関係者に御迷惑をおかけしたということは事実でございますので、そのことは率直におわびを申し上げたいと思います。

ただ、結果として、この7,875円ということのお支払いをお願いして、支払いもしていただいておりますし、この質問のタイトルにありますけれども、政治倫理云々という話には当たらないというふうに私は考えております。（発言する者あり）今の説明のとおりでございます。

**○北方貞明議員** 知らなかった、認識が甘かった、それで本当にいいものだろうか、やはり市長職たる者は、先ほども言いましたように、職員から宣誓書まで取られるわけですから、自分のことも十分勉強していただきたいと思っております。

それで、尾脇市長は、前市長の継承ということであっておられます。この七千幾らですけど、金額としては、免除じゃなくして、前の市長であれば、どんどん来てくださいと、そして市に潤うような施策をとられたと思います。私はそう思っています。1回でなく、2回、3回来て、垂水市のほうにお金を落としてくださいと、そういうのを前市長はやられたと思います。

それで、尾脇市長も施政方針では、みずからトップセールスで頑張ると言うておられますから、これの問題とはちょっとギャップがあるんじゃないかと思っております。だから、トップセールスをされるんだったら、今度はその鹿屋の方に、もう一回、何回でも使ってくれと言うていただきたい。ということは、体育館使用は、地元の人が使うよりも、外部から来れば1.5倍の収益があるわけですから、その辺を考

えたら、やはり呼び込むのがいいんじゃないでしょうかと思います。

それでは最後に、その知人との関係、その方の身分はどういう方か、公職があれば教えてください。

**○市長（尾脇雅弥）** その方は私の知人でありますので、公職関係は本人のプライベートにかかわりますので、答弁は差し控えたいというふうに思っております。

**○北方貞明議員** わかりました。

そうしたら、観光事業について質問いたします。

本年は3カ所されるということで、大変ありがたいなと思っております。また、駐輪場もできるということを聞いて、よかったなと思っております。

先ほど答えがありましたように、終原一宮脇間は違法建造物があるということですが、先ほども説明がありましたように、その違法建造物があれば県のほうも事業を進めるわけにはいかないと思っております。そういうことで、関係課で調査が必要と思っておりますが、どのような対策を今後とられるか。

そして、これ、違法建造物、建物というのは、土木課関係じゃなくして、またあるいはそれにも課税されているようであれば、またそれなりの課の対応も必要と思っております。そういう違法物の検討はどこかが中心になって対応していかなくてはならないと思うんですが、市長はそれをどこに指示されるか、ちょっとお聞かせください。

**○市長（尾脇雅弥）** 通告がございませんでしたけれども、お答えをいたします。

総合的に勘案して、土木課になるんだろうというふうに思っております。

**○北方貞明議員** 市長の答弁の答えは、すぐ総合的に勘案ということで、僕はその意味がちょっとなかなかつかめないところです。先ほど言

いましたように、違法建造物があれば、当然各課に指示して、その対応を迫らないかと思うんですけども、終原方面がそういう違法建物があるというのは、市長も議員時代にこれは認識されておるんじゃないですか、多分私はそう思うんですけども。市長になられてから、そういうのを認識されたら指示はされなかったのかと、それがちょっと気にかかるところです。

それから、整備されたその後ですね、管理はどうされるのか。観光課はつくりますけれども、つくったところは護岸面を、護岸、海岸になれば恐らく土木課、水産課の管理になると思います。さくら公園にしても。そして先ほど、ことし牛根のほうをやるということは、ここには文化財的などころもあります。磨崖仏とか、そういうようなお墓の跡とか、歴史的なお墓の跡とか、そういうところはどうしても教育委員会の管轄になると思いますけど、このしおかぜ街道をつくるに当たり、そういう関係機関で今後どのようにされていくか、既に中心となられる観光課ではそういう話はできておるか、お聞かせください。

**○商工観光課長（塚田光春）** 観光課のほうでは、県の観光事業ということで、その事業の中で段取り関係はやっていくんですけども、後々の管理となりますと、観光課ではその所管が違う関係でできませんで、これにつきましては、護岸もそれぞれ、建設海岸だとか港湾海岸だとか漁港海岸だとかいろいろ、37キロ、いろいろ点在しております。ですので、建設海岸、港湾海岸については土木課のほうへ、それから漁港海岸のほうについては水産課のほうに、今後のこういった仕様の建造物ですね、建造物とか、後々の維持管理だとか、そういったことをお願いしている状況でございます。

**○北方貞明議員** わかりました。

管理は、財政とかいろんなもので問題になるうかと思えます。海潟の脇登のあの遊歩道です

けれども、皆さんもよく言います「だちっ」、正式な名前は知りませんが、垂水でよく言う「だちっが伸びた」とか、あの「だちっ」ですよ。あれが「だちっ」が1年間にもう2～3メートル伸びるわけです。それで、1回は除去されたようですけど、すぐその後、また2～3メートル覆いかぶさっております。そして、土木課も大変なことだと私は思っております。やれどもやれども雑草が伸びて、管理に困る。土木課だけじゃなくして、先ほども言いましたような、今後、教育委員会の文化財のところでも恐らくそうなると思います。

そこで、地域の皆さんと協力して、地域の方々にやっていただく、ただし、それはただのボランティアじゃなくして、やはりある程度の経費を見てやっていただくような、指定管理的なそういう経営はできないものか。これは市長はお答えいただけるかな。だれでもいいですけども。

そういうふうに、地域の方が一番日常を把握しておるわけですから、ああ伸びたな、もう刈らんないかなというのを。私はあるところを刈っておるわけなんですけれども、年間4回刈ります。それぐらいは必要だと思います。4月、6月、8月と、この3カ月が一番伸びるわけですけども、あとの1回は冬場に刈るわけですけども、やはり観光地を目指す垂水であれば、やはりそれぐらいの手を加えたら、また、来る人も、大変きれいに整備されておれば気持ちもいいもんです。そういうことで、そういう指定管理的な制度はできないものか。ひとるその辺を、だれでもいいですけど、御回答をいただきたい。

**○土木課長（深港 渉）** 整備の方針と申すか、市道等に係る、そのことについてお答えいたしますけれども、先ほど護岸の管理という形の中で、延長的に一番長いということもあり、市長のほうから土木課で管理していく必要があ

るようなことを言われましたので、ちょっと触れますけれども、今回のしおかぜ街道の整備区間、これに関連しまして、当然、御指摘の違法構造物ということがございまして、その考え方について一部ちょっと述べさせていただきます。

当然、この事業におきましては、御案内のとおり、しおかぜ街道、この構想によりまして、施工については県の観光課のほうでやっただいているわけでございますけれども、もとより、この本事業を推進するに当たり、先ほども観光課長のほうからありましたとおり、御指摘のこの違法建造物の認識というのは把握されているところではございます。

当然、今まで実際の占用というのは、それぞれの県の所管課において許可を取ることになっておりますけれども、そのほとんどがなされていないということもありますけれども、その1つの理由が、何らかの事業を導入して、その用地の確保が必要であるというような方針がある場合に限るとか、あるいは日常の維持管理のほうに支障がないことということで、画一的な排除指導等はい行いがたいとされているところでございます。

一方、地籍調査事業におきましては、先ほども触れましたように、無許可で占用している構造物、これ等の認識も含めまして、そのほとんどが民有地の方には、護岸敷地の範囲でありますとかあるいは境界についても承諾をいただいておりますので、幸いにといいますか、今回のしおかぜ街道の中で、この必要な事業用地の確保については指導がしやすいと考えているところでございまして、ましてや、事業用地に直接関係ないというような不法占用物に関しましても、公平性という観点からも、その排除等について御理解いただけるよう指導してまいりたいと考えているところでございます。

それから次に、管理のほうもちょっと出ましたので、あわせてお答えしますけれども、先ほ

ど観光課長のほうからありましたとおり、それぞれの件にならしましての管理区間というのがございますので、これも一括して私のほうでお答えいたしますけれども、内容につきましては、このしおかぜ街道で、そのもので整備されたものを、構築物あるいは舗装でありますとか、そういう管理については、協定書あるいは協議によりまして、市のほうで管理するという扱いになってございます。しかしながら、構造されました施設そのものの所有権というのは、県に帰属していくということになっております。

それから、最後の本来の質問でございますけれども、市道等の整備における民間の活用という問題でございますけれども、これに関連しまして、今現在、県のほうでは、特に河川等の管理につきまして、付近の地区住民と一体となって、例えば地区住民には土手等の草払いを、刈り払いを主にやっていただくと、それにあわせて河床の中の重機まで入れたような整備を一体となってやっていきたいというような方向、事業も取り入れられているところでございます。

また、市道のそのような問題につきましては、以前にも本議会のほうでも議員から御提案がありまして、実際のところ、制度でありますとか、そういうのは構築していないものの、現在では、少なくとも民間のボランティア的に行っているところでございますので、将来的には維持管理も、河川あるいは市道につきましても、非常に管理延長が長いこともございますので、今御提案のようなお力をかりて、なおかつ、そこに支援していくという方策はぜひ検討しなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 土木課長、ありがとうございました。

それでは最後に、環境問題に移らせていただきます。

先ほど土木課長から、下水道は都会と申すか、密集しているところだったら、工事費は安価で済むという形でメリットがあるけれども、地方、我が垂水、田舎と言ったら失礼ですが、地方では工事費、配管等は延長するから、メリットはないというふうな内容だったと私は思っております。そうなれば、もう土木課としては下水道というのはやらないというふうに受け取ってよろしいのでしょうかね。

そうなれば、どうしても合併槽と、そういう形になってくるわけですがけれども、我が垂水市は農業、そして水産、水産については本当に基幹産業であります。海を汚すのは我々市民として大変心を痛めるわけですがけれども、そういう川から海をきれいにするには、どうしても合併槽というのを中心にこれからは考えいかななくてはならないのかなと、私自身も思っております。

そこで、我が垂水市では、県の平均にも遠く及ばなかった数字であります。45.5%。なぜこんなに低いのかと、ある県の方に、新聞の記事ですけれどね、聞いたところ、我がところには垂水というのは載っていなかったんですけども、高いところ、全国平均を超えるところ、それでかなり低いところ、鹿児島県でも一番下が19.5%とかそういうのは、30%未満のところはかなりあるんですよ。こういうところは何でこんな低いんですかねと県の方に聞いたら、ちょっと慌てて、低いところは政争の町ですよと言われたのが僕にはちょっと痛かったわけですがけれども、そういうことで、それは別において、この普及率を今後どんどん上げていくにはどのような方策をとられるのか、教えてください。

**○生活環境課長（感王寺八郎）** それでは、合併処理浄化槽の推進につきましてでございますが、本市は、錦江湾を目の前に、ほとんどの排水が河川を通じ錦江湾に排出されております。本市は、先ほどもありましたとおり、ブリ、カンパチ等を初めとする水産業も盛んに行われて

おります。今後も下水道集落処理施設の新たな設置は困難なことから、合併処理浄化槽の設置の促進を図り、さらに、し尿処理だけ処理している単独処理浄化槽を設置している家庭及び事業所については、生活雑排水の処理を高める上からも、個別の状況を勘案し、特に機能低下等の単独処理浄化槽は、生活環境の保全、水質汚濁の低減のために合併処理浄化槽への切りかえを促進し、住宅環境の改善を図り、清潔で衛生的な生活環境の実現のために小型合併処理浄化槽設置整備の推進を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○北方貞明議員** ありがとうございます。

これから先は、もちろん家を建てられるときは合併浄化槽と思います、新設の場合は。そういうことで、いろいろと補助率を上げていただいて、今後も検討していただければと私は思っております。

私はせんだって、8月5日、地域の水環境を守るという研修会に行ってきました。我が垂水市から議員が持留議員、そして堀添議員、この3名で研修してきたわけですが、その中で、浄化槽市町村整備推進事業ということで、今ここにパンフレットをいただいてきておるわけなんですけれども、この制度は、市町村が設置主体となって、浄化槽を面的に広く整備して、維持管理まで実施する事業ということであります。そして、浄化槽市町村整備推進事業、市町村設置型というこれを取り入れますと、5人槽が、このカタログ上では約84万円に今なっているんですけども、これはいろいろな条件によって若干違いますと思います。その中で、国の補助がそのうちの3分の1、84万円と言いますからね、そして27万9,000円の補助。下水道事業債、元利償還50%相当は交付税で後ほど措置する、それが30分の17ということで47万4,000円。そして、設置する設置者は10分の1、8万4,000円と

なります。そして、これにまた設計費用等が加わるそうですけれども、こういう制度を前向きに考えてほしいんですけど、その辺のことをちょっと教えてください。

**○生活環境課長（感王寺八郎）** 浄化槽市町村整備推進事業の中で、市町村設置型ということで今あったわけですが、利点としましては、先ほど議員のほうからもありましたとおり、国的な行政のサービスの提供というのが可能であるということでございますけれども、それと個人負担が少ないということでございますが、一方、市町村のほうの課題ということで考えますと、個人設置に比べまして市町村の負担が多くなるということがございます。ちなみに言いますと、県のほうの補助金は少なくなるわけですが、市町村のほうにつきましては、起債のほかに単年度で23万2,000円の金額の負担がかかる。現在でございますと11万2,000円ということでございますと、100基しますと、約12万円ぐらいの1基当たりの単価が上がるということでございますと、現在のところ本市につきましては、検討はしておりますけれども、非常に困難な状況にあるんじゃないかなというふうに担当課では考えているところです。

また、今後につきましても、現在の実施しているところを言いますと、薩摩川内市、曾於市、長島町、三島村、龍郷町、知名町の6市町村が実施しておりますけれども、これらについて、実際どのような形で実施をされているのか。また、あと事務的な問題が発生してきます。これにつきましては、市町村型ということで市町村が全部管理までするという事になっていて、負担金を取らなければいけない。負担金徴収条例も発生してきますし、今後につきまして非常に事務的なものが課せられてくるというものもございます。ですから、単に補助率、市民の方々が非常に安価でできるという問題もありますけれども、現在の行革をする中では、こ

の市町村型については、今後また検討をしていかなければいけない事項というふうに考えております。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 検討ということで、ありがとうございます。

土木課のほうの下水道整備がちょっと難しいこととなれば、やはりこういう事業を取り入れて、市町村の負担は大きいかもしれませんが、やはり我が垂水市、基幹産業である漁業、そして錦江湾をきれいにするというのであれば、やはりこういうのは先ほども言ったように、ある事業は見直したわけですから、こういう新たな事業を積極的に取り入れていただければいいんじゃないかと思っておりますけれども、そういうことでよろしくお願いいたします。

これで、質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（宮迫泰倫）** 次に、7番田平輝也議員の質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

**○田平輝也議員** 皆さん、御苦労さまでございます。昼前になってきましたので早く終わりたいと思います。

私どもの日本では、3月11日の東日本の大震災、原子力発電所の事故、そして台風12号などで大きな被害が発生しております。お亡くなりになりました多くの方々の御冥福と一日でも早く復興ができますことを心より祈願しております。あわせて、今後、震災や台風、豪雨などで災害のないことを願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問させていただきます。

まず、南中学校跡地利用についてでございますが、新城宮脇公園が整備され、今、県外などの車がとまり、アコウの木の下などで休憩をされている人や写真を撮ったりしている人たちが

よく見かけます。また、夕方になりますと、地区の方々が夕涼みをされ、散歩などされておられる人たちが多く見られるようになりました。

県で公園の整備がされて、南中学校跡地に物販施設を中心にといろいろと計画がされ、そして、校区民にもいろいろと何回か説明がありました。校区の方々が集まりますと、中学校跡地はどうなっているのかと、よく聞かれます。今回、全員協議会で私どもには説明がありましたが、校区民の方々に経過を報告すべきではと思っております。まず、これまでの経過をお伺いいたします。

次に、バイオマス事業についてですが、今、福島原子力発電所の事故により、日本全国で原発依存から自然エネルギーの導入などが非常に言われております。垂水市では、企業が昨年まで大野原でバイオマスの実験をされておりました。そして、それなりの成果があったと思っております。

今回の原子力発電所の事故により、今後はバイオマス実験などが以前より見直しをされるのではと考えております。全国の中では、また県内でバイオマス事業を活用されているところなどはあるのか、それらの内容などをまずお伺いいたします。

次に、空き家対策についてですが、本市は、以前から空き家バンク制度により、それなりにすばらしい実績を上げていらっしゃいます。現在までの推移と登録されている内容、貸し家、売り家などをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○副市長（寺地浩一） それでは、田平議員御質問の垂水南中学校跡地利用に関します、これまでの経過についてお答えをいたします。

議員御指摘のように、物産館の計画につきましては、平成20年12月から平成21年3月までの間に宮脇公園周辺整備検討委員会を開催をいたしまして、地元の皆様方の意見をお伺いし、

生産物直売所、飲食施設、駐車場などをつくるということにいたしまして、今年度、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、これは国の事業でございますが、この補助金と起債を財源にして、事業を実施するというところで計画を進めてまいりました。

そのような中、先ほどもございましたけれども、鹿屋市の事業者より、垂水南中学校跡地に特別養護老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、診療所、物産館、レストラン、それからあとグラウンドゴルフなどができる広場などを設置したいので、その南中学校の跡地を譲渡してもらいたいという御提案がございました。

そこで、その提案に対する方向性につきまして経営会議に諮りまして、物産館、レストランに加えて、医療介護施設でありますとか、地域の住民の皆様方が憩える広場が設置をされるということで、またあと、跡地全体を活用するという御提案がございましたので、よい提案であるので、相手方と提案内容に関する交渉などを行いまして、その結果、条件が合えば受け入れる方向で進めていくということといたしました。また、庁内にプロジェクトチームを設置をいたしまして、課題の確認・検証とか、相手方との交渉などを進めていくということといたしました。相手方との譲渡にかかわる条件面の交渉でございますが、電話交渉も含めまして、8月22日までに7回実施をいたしました。

その一方で、市として今年度実施予定であった農山漁村活性化プロジェクト事業を活用した物産館等の建設につきましては、補助申請の事務手続でありますとか、工期との兼ね合いで、6月末までに事業をやるのかどうかということをお判断する必要がありますがございました。そこで、プロジェクトチーム会議でありますとか、経営会議で検討いたしました結果、民間の力で物産館等が建設されるということでありましたら、市としては、施設の建設や維持の費用、また後々の

運営上のリスクを負うことがないといったことなどメリットが大きいということで、市としての物産館等建設の計画は中止ということを決断をいたしまして、事業計画は取り下げを申請をいたしました。

相手方との交渉の経過に戻りますけれども、6回目の交渉、7月21日でございますが、この日に相手方のほうから最終の条件が示されました。その条件というのが、市として考える条件と大きく隔たっていたということでございまして、その後、またプロジェクトチーム会議や経営会議でいろいろと検討を加えて、その末に、8月22日の経営会議におきまして、相手方から示された条件での南中学校跡地の譲渡はできないということを決断をいたしまして、その日に相手方にこの旨を伝えまして、相手方もこれを了承したということでございます。

以上でございます。

**○農林課長（森下利行）** 田平議員の自然エネルギーの活用についての御質問にお答えいたします。

自然エネルギーとしてのバイオマスの活用は、バイオ燃料として鹿児島県でも利用されております。平成21年度の農林水産省の調査では、バイオ燃料としては、薩摩川内市の川内酒造協同組合で焼酎かすを使ったバイオエタノール、同じく薩摩川内市の山元酒造では焼酎かすを使ったバイオガス、霧島市の国分隼人衛生公社では植物性廃食油を使ったバイオディーゼル燃料を活用しております。また、肝付町のきもつき木材高次加工センター、鹿児島市の鹿児島県リサイクル株式会社、奄美市の富国製糖では、木くずや廃材を木質燃料としてボイラーやボイラー発電に活用されております。

以上でございます。

**○企画課長（倉岡孝昌）** 空き家対策についての御質問にお答えいたします。

まず、空き家バンク制度についてでございま

すが、この制度は、垂水市における空き家の有効活用を通して、垂水市民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図ることを目的に、平成17年12月から施行しております。

市外からの移住実績は、平成17年度が2世帯4人、平成18年度が12世帯41人、平成19年度が17世帯35人、平成20年度が9世帯21人、平成21年度が4世帯11人、平成22年度が3世帯6人となっており、合計47世帯118人の方々が生市外から本市へ移住されてきた実績がございます。

次に、空き家バンクに登録されている内容でございますが、制度開始から現在まで、売却物件及び賃貸物件が合計で延べ173件ございまして、本年9月1日時点では、売却物件19件、賃貸物件6件の計25件の状況になっているところでございます。

登録されている物件情報につきましては、本市ホームページ内に「たるみず暮らし」という特設ページを設けているほかに、各種移住関連サイトに「たるみず暮らし」のサイトのリンクを張るなどし、全国区に向け、情報発信を行っているところでございます。

**○田平輝也議員** それでは、一問一答でお願いいたします。

先ほど、中学校跡地につきましては経過をお聞きしました。

以前、アンケート調査などで要望が多かったのは、物販施設、そしてレストラン、介護施設関係など多かったと思っております。3月議会の質問での回答で、鹿屋のクリニックの院長から介護施設関係や物販館などを開設したいとの要望書が来ているとのことで、市も、そしてまた市民も大いに期待していたところかと思っております。そして、6月議会でも感王寺議員の質問に対しまして、同じ回答でありました。校区の方々には、物販施設や介護関係施設と聞いて喜んでおられる方も多くおられました。

今回、進出予定だった風の村クリニックが進

出されないと聞きましたが、できるなら、市内の介護関係の方々、別館として一部でも利用してくださるのがよいのではないかという意見などもあります。そのような話などを含めまして、市内の先生方などと検討されたことはないのか。また、別には何かいろいろあるのか、お伺いいたします。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 市内の介護関係者への問い合わせにつきましての御質問にお答えいたします。

介護関係者への問い合わせにつきましては、特にいたしておりません。ただ、南部地区において、地域密着型介護施設の要望は上がっております。今後、市内のバランスや状況等を見ながら、対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○田平輝也議員** 今、先ほど、地元の市内の介護関係の先生方とは全く話をしていないということでしたが、校区民の要望があるのですから、まずそういう話を当初からすべきではなかったかと思っております。今回、何かまた要請が来ているということでもあります。今後、今まで校区民に説明されてきた物販施設ですか、など、当初に戻り、また計画をし直しされるのか。今後は民間企業などへの発信、アピールも必要ではないかと私は考えております。

当初の計画では、現在の校舎を利用すれば国などから多くの補助金もあるとのことでしたが、その補助金などは現在もそのまま変わらないのか、そこをお聞きいたします。

**○商工観光課長（塚田光春）** 再度、物販館施設の計画は考えられないかという質問でございますが、これまで物販施設に携わった所管課としてお答えをしたいと思います。

物販施設等の整備につきましては、先ほど副市長のほうからも説明がありましたとおり、本年度、国の補助事業の農山漁村活性化プロジェ

クト支援交付金事業及び起債によりまして実施する予定でしたが、介護老人福祉施設の整備計画が浮上してきたことから、垂水南中跡地利用対策プロジェクト会議により検討を重ねてきました結果、老人福祉施設計画を推進することに決まりまして、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の管轄であります九州農政局に事業の取り下げをお願いしたところでございます。したがって、今後、物産館を実施するとなりますと、まずは財源確保等の問題がありますので、新たな補助事業の確保が必要になると思われま

す。また、今回は、民間が介護施設と物産館を同時につくってくれるという素晴らしい提案でございましたので、この案に賛同し、交渉を進めてきたわけですが、今後の計画につきましては、学校敷地は広いことから、物産館等の建設だけでなく、ほかに複合的な施設はできないか、再度、中学校跡地利活用調査研究会議等の意見を踏まえまして、検討してまいりたいというふうに思います。

次に、廃校を利用した場合、補助率などは現在も変わらないのかという質問にお答えいたします。

今回の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の補助事業は現在もありますが、やはり補助率も変わりませんが、交付金額が全体的に縮小傾向にあることから、事業採択は厳しい状況になると思っておりますが、今後、事業実施に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○田平輝也議員** それでは4回目、要望しておきます。

先ほどの回答で、補助金なども以前に比べて、また交付金ですか、非常に厳しい状況になっているということでございます。今後、跡地の利活用については、ただ市が考えている民間企業などが来るのを待っているだけではなく、い

ろんな民間企業などへの発信、アピールをもう少しとしていくべきではないかと私は思います。そして、少しでも市の考えている条件に合う民間企業などに来ていただくことも、1つの方法ではと考えます。今後、協和、牛根中学校を含めまして、いろいろと検討されるよう要望いたしたいと思います。

次に、バイオマス関係でございますが、バイオマスの利活用として当初の計画、いろいろ書類を見ましたけど、バイオマス発電などがありました。いろいろとコストの問題などがありまして一応撤退しましたけれども、原発事故後、これらの事業は今後さらに見直しされてくるのではと思っております。実験をされた企業を含め、今後、垂水での実験、進出など考えはないのか。また、実験や施設に対して国などの補助金などはどうなのか、まずお伺いいたします。

**○農林課長（森下利行）** 田平議員の2回目の御質問にお答えいたします。

本市でも、平成18年度より3年間、NEDOの地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業に取り組み、豚のふん尿を利用したバイオガスによる発電等をテストし、良好な結果を得ることを検証させていただきました。テストプラントは小規模であり、採算性が難しかったことなどから、平成21年12月に解体したところであります。その後、検証の結果を生かしながら、平成21年度よりバイオマスタウン構想の策定に入り、農林水産省の結果を得て、平成23年4月に垂水市バイオマスタウン構想として公表したところです。

バイオマスを初めとしたバイオ燃料の活用につきましても、タウン構想策定の折にも検討しておりますが、当時の時流では、原子力発電による安価なエネルギーの確保が国の施策であり、残念ながら、バイオ燃料等の自然エネルギーは採算性が難しいと判断され、単体での事業化は厳しい状況でした。しかしながら、風力発電や

太陽光発電などの自然エネルギーを中心として、原子力にかわる新たなエネルギーの確保が緊急の課題として浮上しておりますので、以前実施したテスト事業のようなプラントでのバイオガスを使用した発電は非効率的であり、現実には難しいと思われませんが、効率のよい新たな装置の開発や副産物の処理の問題解決等が図られ、新たな補助制度や施策が実行されるような動きがあれば、市としましても、これまでの経験を生かして、タウン構想を軸として検討することも可能かと思われます。

以上でございます。

**○田平輝也議員** それでは、3回目に入ります。

今、国は脱原発を進め、今後、自然エネルギーを非常に推進しております。市内の家庭でも、先ほどちょっと出ましたけれども、太陽光発電をされておられるところがありますが、垂水もこの市役所に太陽光発電を設置してはと考えております。というのは、以前、別の研修で県外のある町に行きましたところ、その役所は太陽光発電を設置されて、町の全体の電気を賄っておられました。県内市町村の中ではそのようなところが既にあるのか。なければ、垂水市がモデルとして発信してほしいと思います。それにより、桜島の降灰に悩まされている私どものまちとしてのイメージを払拭し、逆に、太陽光発電で電気を賄えるまちとしてのイメージアップが期待できるのではと思っております。ぜひ検討していただきたいと思いません。

今、これらの太陽光発電に対しましては国などからも補助があると思いますが、また、既に県内でも補助制度をしているところもあるようですが、本市からの補助制度など、今後、市長のお考えもあわせてお伺いいたします。

以上でお願いします。

**○企画課長（倉岡孝昌）** 自然エネルギーの活用についての3回目の御質問にお答えいたしま

す。

自然エネルギーの活用に関心が高まる中、各家庭や事業所への太陽光発電設備の普及は、技術の進歩や普及が進むことでの設置費用の低減、国、自治体の助成制度の充実など追い風にあり、今後進んでいくものと思われま。

一般住宅を例にとりますと、現在の助成制度として、国の設備設置に対する出力1キロワット当たりの補助制度と余剰電力の買い取り制度がござい。また、県内の自治体においても、鹿児島市を初め、設置費用に対する独自の補助制度を創設させるところもござい。太陽光発電の設置については、一般住宅を例に、当初の設置費用は、国の補助金等と電気代の削減分、売電収入により、10年から20年で元が取れるというシミュレーションを紹介したホームページなどもござい。

**○市長（尾脇雅弥）** 自然エネルギーの活用についての御質問にお答えをいたします。

ただいま企画課長がお答えしましたように、今回の原発事故により、今後のエネルギー政策が大きな議論になっており、このような背景や電気の節電・節約志向の高まりから、市民の皆様も関心をお持ちのことと思。

自然エネルギーの利活用は、私が掲げております安心・安全な垂水まちづくりの継続というテーマからも、私自身、関心の強いことの1つでござい。太陽光発電の本市における一般住宅などへの普及率はいまだ数%程度であろうと思われ、推進の必要性を感じており。その推進策として、普及の啓発もございですが、補助制度については、国の補助制度を利用していただくことができます。本市においても、ほかの事例や現状を参考にしながら、本市独自の補助制度の必要性について、何ができるか、またどうすればできるのか、今後検討してまいりたいというふうと思。

**○田平輝也議員** 最後になります。

太陽光発電のことにつきましては、いろいろとまた、うわさをちょっと聞いております。太陽光発電については、既に一般家庭でも少しは普及していると思。市が設置するとなれば、企業も宣伝のため、またいろいろと価格など対策をされると思。そして、将来は市が管理している建物などに太陽光発電をぜひ検討していただきたいと思。要望いたします。

次に、空き家バンク制度についてのことですが、空き家バンク制度は非常にすばらしい制度であります。先ほどお聞きしましたけれども、すばらしい実績だといろいろと考えております。今後もまたいろいろのアイデアを出して、本市の人口増につなげていただきたいと思。

本市は、道の駅、森の駅ですか、高峠など、すばらしい観光地が多くあります。一方、国道を通りますと、廃屋や宅地が荒れて、草やカズラ、そして竹やぶなどが生い茂っているところが目につきます。高齢化による過疎化や税法上の問題などがありますが、このような廃屋や荒廃した宅地は今後ますますふえてくると想定されます。

廃屋については、防犯、防災、そして景観の問題などがありますが、住民などからこのような問題について行政に相談や苦情が来るものか。年間どれぐらい来るのか、また全くないものか。また、あれば、これらに対してどのような対策をされておられるのか、現状をお伺いいたします。

**○生活環境課長（感王寺八郎）** 田平議員の廃屋の問題と、行政に年間どれぐらい相談があったか、どのように対応されてきたかとの質問ですが、生活環境課が担当しておりますので、お答えをいたします。

廃屋や荒廃した宅地等の相談及び苦情件数ですが、昨年1年間で33件ございまして、大半が雑草の除去依頼で、そのうち廃屋等住居のある

ものは8件でございます。

これらの相談等の処理、対応ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第5条、清潔の保持で「土地または建物の占有者は、その占用し、または管理する土地または建物の清潔を保つように努めなければならない」と規定されていることから、現地調査を行い、土地所有者等に現状写真を添付し、適正処理をお願いしているところでございます。

**○田平輝也議員** この問題につきましては、以前テレビで、19年でしたか、長崎でしたかね、NHKが取り上げて、それを19年に質問したことがあります。そのとき、解体したくても経済的にできない人たちへの一部助成などについて質問をいたしました。当時の回答では、県内では助成している市町村はないということで、その方向性も示されなかったようでございます。しかし、その後すぐ、県内でも解体撤去補助金として年間予算を計上して、計画的に解体を助成されている市もあると報道されておりました。

私の集落でも、現在30戸数ですが、ほかに、もう既に倒壊している家や住めない家などが5戸から6戸あります。ほかの地区においても人の住めない廃屋や荒れた宅地などが多いと思いますが、市内全体でそのような家などの戸数調査などをされたことがあるのか、あればその結果を伺います。

また、今後、解体や荒れた宅地の整地をしたくても費用に困っている方々への対応、跡地の利用、できれば一部助成など、これらの対応を十分検討すべきと思います。財源の問題、税法上の問題、跡地の利活用など、いろいろの面で難しいとは思いますが、今後に向けた対策の方向性を伺います。

以上です。

**○土木課長（深港 渉）** 廃屋戸数の調査に関し、平成19年の市長答弁の中で、土木課のほうに住宅係を創設し、調査を実施したい意向であ

るとありましたので、この御質問には土木課のほうでお答えいたします。

まず、市内全体における廃屋調査でございますけれども、その後、民有の廃屋対策等に係る住宅係などの明確な係が創設されないまま、調査についても現在まで実施されておられません。したがって、廃屋戸数の把握はしていないというのが現状でございます。

次に、廃屋への行政としての対策についてでございますけれども、近隣住民等からの苦情や相談につきましては、先ほど生活環境課長が答弁したとおり、対応しているところではございますけれども、実質的な解体撤去への市からの助成等につきましては、19年にもお答えしておりますとおり、廃屋の定義でありますとか、基準等の整備の必要性があるということや、一方、所有者におきましては、御指摘のような固定資産税の住居用地軽減特例等の適用除外となるなど、税法上の観点などから、積極的な解体への意思が示されがたいこともあり、行政主導による助成制度の確立には至っていないところでございます。

しかしながら、御指摘のとおり、防犯・防災はもちろん、近年は特に景観保護を含めた環境問題は大きな問題となっておりますことから、過疎化の進行が早く、年々廃屋戸数が増加していく地方部におきましては、その対策も明確にすべき状況にあると言えるところでございます。

そこで、近隣市で廃屋解体撤去の補助に取り組んでいる曾於市に、制度確立の背景や経緯、基準等について問い合わせましたので、その内容について主なことを述べさせていただきます。

まず、背景でございますけれども、新聞の全国版のほうに、自治公民館が倒壊し、その対策に、確立しておいた廃屋補助制度を活用し、処理をした旨の記事を見られ、この制度の目的が環境保全、安心・安全であり、曾於市において

も同様の事情にあったことから、制度確立への動きとなったということでございます。

その基準づくりや運用のために、まず自治会に種別ごとの廃屋戸数の調査を依頼したところ、御承知のとおり、畜産の盛んな土地柄、牛舎などの廃屋撤去の希望が多く、メインである廃屋の住宅はもちろん、店舗、事務所、倉庫及び工作物として畜舎など、ほとんどの建物をその対象とされております。

また、補助金の額につきましてですが、対象工事の30%で最高30万円と限度額を設けられておりまして、同一の所有者につきましては生涯的に1回限りとされております。また、業者への発注につきましては、その選定についても、議員のお考えのとおり、同様に市内業者とされているところでございます。

また、この運用につきましては平成21年8月からございまして、予算規模を申しますと、22年度は1,700万円、今年度につきましては、現時点の予算が1,500万円であるとお聞きしたところでございます。実績での1件当たりの平均が約25万円ということをお聞きしておりますことから、約60件の申請を見込まれているということになっておりまして、確実に廃屋の撤去が進んでおり、目指すべき効能も向上していると言えます。

このような状況を踏まえまして、本市における廃屋解体撤去助成制度等の確立につきましては、明確な所管課の設定でありますとか長期的な財政計画など、庁舎内でも十分な調整・協議を諮っていただき、制度確立に前向きに推進していかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

**○田平輝也議員** 最後になりました。

すばらしい曾於市ですね、最高30万円、1,700万円の予算、すばらしい市もあるんだなと思っております。ぜひ垂水市も、先ほども言いまし

たけれども、19年の質問のときも市長が調査などをやりますということでしたけれども、そのままということですか。1度ぐらいいろんな調査をしていただきたいなと思っております。そして、市として、倒壊した家などの解体に困っている方々に助成を少しでもするとなれば、今、迷っている持ち家に対しまして、決断もまた住民の方もされると思います。そして地元建設業の活性化にも役立つと思われますので、今後、前向きな検討をぜひお願いしたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

**○議長（宮迫泰倫）** ここで、暫時休憩します。

次は、1時20分から再開いたします。

午後0時14分休憩

午後1時20分開議

**○議長（宮迫泰倫）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番森正勝議員の質問を許可します。

[森 正勝議員登壇]

**○森 正勝議員** 皆さん、お疲れさまです。

台風12号による災害で、100人以上の方が死亡されたり行方不明となっております。特に、和歌山県那智勝浦町では町長の家が流され、奥さんが行方不明、娘さんが死亡されております。町長の何事もなかったように公務に従事されている姿を見ますと、心が痛みます。今回亡くなられた皆さんと行方不明の方々に深い哀悼の意を表したいと思っております。私たちも、いつ起きるかわからない想像を絶する天変地異に対し、日ごろより十分な準備をし、防災に備えるべきだと痛感いたしております。

さて、先日、野田内閣が誕生いたしました。ドジョウのように泥臭く、国民の皆さんのため汗をかく努力をしますと言われました。ドジョウは英語で言うとロウチ、スペルはL O A C Hというそうです。このロウチという意味は、ほかに、間抜け、ばかという意味があるそうです。

首相の発言が外国でどう受けとめられているのか、常に考えておく必要があると、元外交官の方が言われておりました。支持率が58%から60%であるそうですが、人気があるうちはよいのですが、閣僚の失言等で支持率が落ちて本当の泥沼内閣にならないように、国民のために頑張ってもらいたいです。

早速質問に入ります。

まず、道の駅についてでございますけれども、新しい管理者との施設管理計画はどのようになっているのか、教えていただきたい。

次に、支え合う地域のきずなプロジェクトについて、地域支え合い体制づくり事業の支え合う地域のきずなプロジェクトについて、説明をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

**○商工観光課長（塚田光春）** 森議員の質問の道の駅の施設管理計画の進捗状況について、お答えいたします。

道の駅たるみずに関しましては、7月25日に開催されました臨時議会により、株式会社芙蓉商事・薩摩おごじょ企画グループに10月1日より指定管理をさせるということに議決をいただいたところでございます。

その後、指定管理者決定の通知を行い、8月に入り、同グループから市へのあいさつがあり、8月17日に従業員への会社概要と採用に関しての説明会が開催されました。一方、出荷者協議会への説明につきましては、協議会の役員会の開催に合わせて、8月29日に行ったところでございます。

従業員への再就職に関する説明会については、全従業員再雇用の方向性をもって説明会を行っております。しかしながら、支配人や職員の面接を行い、再就職の意思確認を行いましたところ、支配人の辞意の表明があったため、8月20日に支配人の公募を行っております。臨時職員、パート従業員への面接については、8月

24日、26日に第1回目を行い、個人の希望や勤務状況等をお聞きし、それらをもとにして、9月5日、6日にシフトや賃金の提示を行ったところでございます。

今後の予定としましては、現在策定中の協定書につきまして、今月下旬には策定を終え、10月1日付で協定を行う予定でございます。また、10月1日から指定管理者が変わることから、9月30日の金曜日を休みといたしまして、主に物販施設のレイアウトの変更、全館の清掃を行いたいということで、当日は全館休業となる予定でございます。オープニングセレモニーにつきましては、理想的には10月1日に行いたいところですが、レジ周りのPOSシステムの改修を行うことから、翌週の10月8日から10日までの間に行いたいと考えています。

以上でございます。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** それでは、森議員の支え合う地域のきずなプロジェクトについてお答えいたします。

今回の事業は、平成23年度単年度事業として、国の介護基盤緊急整備等臨時特例基金が県に交付され、市に補助金として交付されるもので、自治体、住民組織、NPO、福祉サービス事業所との協働、新しい公共といえますか、協働により、先進的、パイロット的事業の立ち上げを支援することにより、日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図ることを目的に実施される事業でございます。なお、この事業については100%補助事業でございます。

事業の実施主体は、市及び肝属郡医師会。事業内容でございますが、ハード事業としまして、在宅医療充実に向けた基盤づくりを図ろうとするもので、垂水中央病院を核とし、市内開業医、調剤薬局、訪問看護ステーション、介護事業所など関係機関同士をICTシステムでつなぎ、地域における在宅医療、在宅看護・介護のネットワークシステムを構築するものでございます。

また、ソフト事業としまして、人と人とのつながりがより大切になることから、市内の医療、看護、介護、福祉など連携体制検討委員会など、地域連携ネットワークの構築を行うものでございます。

高齢者実態調査の結果、市民の8割から9割が在宅での療養生活を望んでおる中、在宅療養者や家族が安全・安心に住み慣れた家で暮らし続けることができるよう、県内では本市だけのモデル的事業の取り組みとなっております。

在宅医療の分野ではICTによる情報の共有化が進んでおらず、若い医師や看護師などにとっては従来の往診診療等に魅力に欠けるものがあり、在宅医療の普及には進んでいない状況でもございます。本市が取り組むこのモデル事業が、国の目指す医療・福祉分野の、特に在宅医療の分野における人材育成や、また中央病院ほか本市の医療機関が理解を示していただいたことで、本市における在宅医療の推進や地域ケア体制整備の確立にもつながると、大きな期待をしているところでございます。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 一問一答で質問いたします。

道の駅についてでございますけれども、芙蓉商事グループを指定管理の候補者に選定する際に、審査基準で示された個別項目というのがございました。1つ目が、雇用にあたっては現在勤務している職員に十分な配慮がなされているか。2つ目、出荷者との関係は良好に保たれる提案となっているか。3つ目、地域垂水や地元牛根地区と協働できる提案となっているか。4つ目、地産地消の精神に基づき、地元の特産品等を積極的に販売する提案となっているか。5つ目、職員、臨時職員、パートについて労働条件は適正に保たれているかというのがございました。このことについてはどうなっているのか、教えてくださいたいというふうに思います。

**○商工観光課長（塚田光春）** 森議員の2回目

の質問にお答えをいたします。

御指摘のあった審査基準で示された個別項目のうち、採用に関しての職員や従業員への配慮や労働条件の適正化につきましては、先ほど述べました面接により既に提示されておりますが、8月17日に開催しました従業員への説明会におきましても、全従業員の再雇用を提示して説明を行っており、その後、1回目の面接におきましては、配置がえや、シフトや労働時間数の変更の可能性を示唆しながら本人の希望を聞き取り、職員、臨時職員、パート従業員の順に意見をお伺いしております。

2回目の面接におきましては、各個人の労働時間数、部門について、3カ月間の暫定的な配置等について提示しており、賃金等につきましても、臨時職員、パート従業員につきましては、これまでの平均的な賃金である時給700円を提示しているところでございます。また、職員につきましては、これまで支配人以下5名であった職員を11名にする予定であり、労働条件につきましては大きな改善を行っていると感じております。

ただし、支配人以下2名の職員、2名の臨時職員が面接を受けずに退職の意思を示し、1回目の面接後も4名の臨時職員が、配置がえや勤務時間短縮を考慮し、2回目の面接を受けておりませんので、市としましては、これまでの経験を生かしてもらうために、再度、勤務するようにお願いしているところでございます。

そのほかの個別事項につきましては、出荷者協議会を初め、これまでの契約につきまして、一部変更は行いますが、引き続き継続する予定であり、良好な関係にあります。

地元等の関係や地産地消につきましても、これまでの契約や販売実績を遵守していきますので、問題はないかと思われまます。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 私、職員の方に聞いたんです

けれども、ある職員の方が、今まで勤めてきて、3年後また指定管理者がかかわると、こういった場合に、勤続的な、退職金とかそういうのはどうなるんだということを言われました。ちょっと細かいことですが、その点についてお答えをいただきたい。

それから、地元との関係で、出荷者とは管理運営協議会というのを設置されているようでございますけれども、地元商店街との話し合いは持たれておりません。やはり今、地元商店に与える、自分のことを言っているようでございすけれども、手前みそになります、やはり非常に影響があるわけです。そういった意味で、やっぱり地元商店との話し合いの場というのは設けるべきではないかと思うんですが、この2点についてお聞きいたします。

**○商工観光課長（塚田光春）** 職員の退職金の引き継ぎの問題かと思われますけれども、これにつきましては、今回、指定管理者となる芙蓉商事・薩摩おごじょ企画グループにこのまま、前回の管理組合での経験、いわゆる勤続年数ですね、そこら辺を継続して今回の指定管理者に引き継ぎしていけないものかということで、市のほうからも会社のほうにお願いしていくように、今、考えているところでございます。

それから、地元との協議につきましては、開設準備打ち合わせの中で、地元や出荷者を交えた、仮称なんですけれども、管理運営協議会を設置しまして、積極的に地元の声を聞き、反映させるとの提案も出されておりますので、議員から御提案のあった地元との話し合いにつきましても積極的にを行うように指導してまいりたいというふうに思います。

**○森 正勝議員** ぜひ地元との、何でもありではいけませんので、やはり地元の商店も少しは考慮していただきたいというふうに思います。

それから、日本経済新聞が行った道の駅ランキングで、全国970ある道の駅の中で西日本で4

番目、全国でも7番目の評価を受けていると聞いております。識者の評価も非常に高いそうですけれども、年間売り上げ4億円以上であれば、ここ1～2年の年間500万円ぐらいの欠損というのは、やり方によってはそのぐらいは解消できるのではないかと私は思っているんですけれども、その辺のところはどう考えるか、お答えをお願いいたします。

**○商工観光課長（塚田光春）** 今、議員がおっしゃったとおり、先日の日本経済新聞におきまして、全国970、道の駅がある中で、西日本で第4位、そしてまた全国でもポイント数でいきますと7位の評価をいただいております。このようなことから、まだまだやり方によっては伸びていくんじゃないかというふうに考えております。

そのような中で、これまでの赤字や営業利益に関しましては、今回公募があった3事業者の事業計画書の提案では、どの事業者もすべてが利益が出る計画書が出されておまして、提案の中で示された適正な人員配置と原価率計算を行えば利益は出せるというふうに、私ども認識しているところでございます。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 次に、地域のきずなプロジェクトについてでございますけれども、このモデル事業ですが、この事業導入による効果としてはどのようなことが考えられるのか、教えていただきたいと思っております。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 効果等についてお答えいたします。

この事業は、県内でもパイロット的事业であることから、私どもが今計画しております在宅医療の推進と地域包括ケアの確立のために行う事業でございまして、効果等を若干、8点ほど一応挙げているんですが、一応読み上げてお答えしたいと思います。

急性期の中核病院である垂水中央病院を在宅

































も活用が可能かと考えております。シャワーを設置していない学校でも、日常的にぬれたタオルで体をふいたり、保冷剤で皮膚を冷やすなど、効果的な対応を指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○商工観光課長（塚田光春）** 道の駅の指定管理者における従業員の採用と労働条件は、適正に保たれる内容になったのかという質問にお答えいたします。

先ほどの森議員の道の駅についての質問と重複する部分がありますが、御了承願いたいと思います。

まず、職員、臨時職員、パート従業員の採用につきましては、全従業員へ再雇用を提示した説明会を行った後、個人的に2回の面接を行い、本人の希望を聞いて再雇用を進めていますが、支配人以下2名の職員と2名の臨時職員は、面接を受けずに退職の意思表示をされております。また、1回目の面接後も、4名の臨時職員が、配置がえや勤務時間短縮の可能性を考慮し、2回目の面接を受けておりませんので、市としましては、これまでの経験を生かしてもらうために、再度、勤務をするようお願いしているところでございます。

次に、労働条件におきましては、1回目の面接で、配置がえやシフトや労働時間数の変更の可能性を示唆しながら、本人の希望を聞き取り、職員、臨時職員、パート従業員の順に意見をお聞きしております。2回目の面接におきましては、各個人の労働時間数、部門について、3カ月間の暫定的な配置等について提示しており、賃金につきましても、臨時職員、パート従業員につきましては、これまでの平均的な賃金である時給700円を提示しております。また、職員につきましては、これまで支配人以下5名であった職員を11名にする予定であり、労働条件につきましては大きな改善をしていただくようなの

で喜んでいるところでございます。

以上でございます。

**○持留良一議員** 一問一答方式で行っていきたいと思います。

最初に、自然エネルギーの問題ですけれども、15年前に新エネルギービジョンというのがつくられています。この中ではこんなことが書かれています。「十分可能なエネルギーも存在することがわかりました」と、いわゆる調査して、十分可能に対応していく資源はあるんだということを確認にされているんですね。「新エネルギーの導入は、新世紀を迎えた現在、貴重な自然環境、素晴らしい生活環境を子や孫に残しておくために、行政を中心に積極的に取り組んでいかなければならない大きな課題である」。ところが、その間ずっと眠っていたんですね。そして今回、原発の問題が発生して、改めてこの新エネルギーが、再生可能なエネルギーを取り組んで、みんなで国全体でも大いに議論して方向を、それぞれ地域も含めてやっていこうじゃないかというのが、今の世論の到達だと思いうんですよね。

そうやってきたときに、先ほどの私は、考え方だと、非常にある意味では消極的な感じに受け取ってしまうんですよ。というのは、これを15年前にやって、取り組んでいく可能性も十分あると明記しておきながら、そのときのやつはまだまだ要求があって前進していかなかったわけなんですけれども、改めてこういうときに私はやっぱり、川内市がやったぐらいに調査研究をやっていくんだと、本格的にやはり本市もそのエネルギーの調査研究に向けて頑張っていくのが当然の姿勢だと、やっぱりそういうのが本来の市民のそういう今の原発を中心としたさまざまな社会的な要求にこたえていく、私は方向だというふうに思いうんですよ。

そういうことがやっぱり示されないと、市民も本当に納得しないというんですかね、一体市

は何をしているんだというようなことになろうかと思うんですが、市長にお聞きしますけれども、今、私が提起した調査研究を本格的にやっていくんだという考え方なのか、そのことについてイエスかノーか、お答えください。

**○市長（尾脇雅弥）** 持留議員の質問にお答えをいたします。

今、話がありましたけれども、原発以降のエネルギーのあり方というのは、今後大きく方向転換をしていくものだと考えております。基本的には持留議員の考え方に私も同様の考え方を持っておりますので、いつ、どの程度というのはこれからですけれども、いろいろ買取法案なんかもこれから議論されて、決められていくと思しますので、そういった方向へ向けて前向きに進んでいきたいというふうに考えております。

**○持留良一議員** ぜひ、市長の積極的な取り組みを生かしていただきたいというふうに思います。

次に、介護問題について伺います。

その1つが介護保険料の問題なんですけれども、先ほど、実態調査もやられたと、そして生活にも不安があるということが出てきたと思うんです。ところが、もう少し具体的な中身を私は知りたかったんですよね。

というのは、全国のさまざまな調査も行われています。そして国のほうも国民生活基礎調査というのをやっています。この中で、高齢者の生活実態というのは、特に生活費を切り詰めているとか、貯金を取り崩しているとかということも含めて、生活が苦しいというのが約40%近くあります。そして、なぜそういう状況になってきたかというのは、特にやっぱり介護保険料や医療費等の値上げ問題、こういうのがやっぱり大きな理由になっているということも挙げられています。

そして、何よりも大きな問題は、月収が10万円未満が約5割以上になっているというこの実

態です。それを裏づける指標として、OECDが出している総体的貧困基準の問題では、日本の高齢者世帯では23%なんですよ。もう本当に4分の1以上がそういう状況の中にあると。そういう中で、やはりこの間の介護保険の保険料の影響も受けながら、高齢者の方々が大変厳しい生活状況にあるということがあると思うんですよ。

そして、さらにそういうことでまた保険料が値上がりしていくとなると、さらに出費が膨らんでいく。一方では、年金はことしから減らされていきますけれども、月400～500円だとしても、年間やっぱり4,000～5,000円から6,000円になるというのが、この今の平均的な方々の国民年金を受給されている方々の実態であります。一方では負担はふえるとなると、さらに介護保険でさらに一層そういう負担がふえるとなると、大変だというふうに思うんです。

県下の先ほど実態が言われましたけれども、県下でも最低では三島村が2,800円、近いところでいくと大口市が3,000円と、さまざまな施設に関係する、そういう保険料に関係する条件等があるかと思えますけれども、いろんな努力をして、こんな形で保険料を低く努力をして抑えているというのが実態だろうというふうに思うんです。

そこで、市長にお聞きしますけれども、今、こういう高齢者の生活、ちょっと断片的でしたけれども、お話ししましたけれども、高齢者の生活実態をどのように受けとめていらっしゃるのか、1つお聞きしたいということと、あと、私はやはり対策として、先ほど課長が言われたとおり、財政安定化基金の取り崩しの問題、もう当然これは県としてやっていただきたいというふうに思います。そしてやっぱり本市としてできるのは、介護給付準備金の取り崩し、こういうことによって、やはりこれ以上の値上げはしない、さまざまな可能な努力をしていくんだ、

このことが非常に重要だというふうに思うんですね。まず私は介護保険料の問題からお聞きしたいんですけども、この2点について、市長の考え方をお聞かせください。

**○市長（尾脇雅弥）**先ほど担当課長もお答えしたようなことで、やはりできることなら値上げはしたくないというのが本音でございますけれども、やはり年々年々、少子高齢化が進んでまいりまして、その財政的な問題も大きく膨れ上がっていくのが現状でございますので、サービスを向上することと保険料を上げないことということで、相矛盾するような状況がございますので、その辺もできるだけそういった影響がないような形で、いろんな角度で検討してまいりたいというふうに考えております。

**○持留良一議員** 結局、重たい保険料で必要な介護も受けられない、そのことでさらに悪くなる。そうすると、さらに今度は重たい形で介護給付を受けなきゃならない。そうすると、いやが応でも介護保険が大変苦しくなるという悪循環を生んでいるわけなんですよね。やはりどこでどう断ち切るかというのは、当然、介護予防含めて取り組みを前進させていかなきゃなりませんけれども、やはり安心して払える介護保険料、これが一番だろうというふうに思います。

そこで、ちょっとこの問題について最後に市長にお聞きしますけれども、先般市長は全国市長会に出られたということをお聞きしましたが、その中で介護保険に対する重点提言というのを採択をし、市長も認められて、これを提言という形で出されたと思うんです。その3番目に、低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減対策、このことも国に要望されているわけなんですよね。

そういうことを考えてみましても、やはり市長、もう実態としてやっぱりそういう低所得者に重い保険料、利用料の負担があるんだということをお認めになって、これに当然賛同された

というふうに思うわけなんですけれども、やはり、再度お聞きしたいんですけども、こういうことも提言についても賛成もされていますし、やはり先ほど言った高齢者の実態、そしてさまざまな重い負担が悪循環を生んで、高い保険料になっていくんだと。だから、そういう意味ではきちっとやはり払える保険料にしていく、その方向性で改めて確認できるかどうか、その点について、市長の見解を聞きます。

**○市長（尾脇雅弥）**今、全国市長会の要望、確かに私も賛同して、それに挙がっているわけなんですけれども、先ほども申しましたけれども、予算との関係という現実がございます。私としては、少しでも上げないような方向で考えたいとは思っておりますけれども、現実的にかかるいろんな経費がございますので、その辺のところをどういった工夫をして対応していけば影響が少ないのかということを考えたいというふうに思っておりますし、また、市町村の単位だけで対応できない部分がありますので、国のほうへ要望しているということでございますので、基本的には、この辺のところをまたさらにしっかりと要望を重ねて、そういった実態を訴えながら、できることをさせていただきたいというふうに思っております。

**○持留良一議員** 次は、施設の問題に移ります。

保険料の問題については、そういうことを確認して終わりたいと思います。

特別養護老人ホーム、いわゆる介護基盤整備の問題なんですけれども、先ほど、それぞれ議論をして、この問題については次の介護保険計画の中で取り組んでいくと言われましたけれども、私はやはりこの問題で大事なものは、市がやはり責任を持ってどう対応していくのかというのが重要な点だろうと思うんですよ。ある町では、いろいろ関係団体とも協議しながら、また市民とも話をしながら、必要なところにやっぱりそういう施設を誘致したり、取り組んでいく

という実態もあります。何よりも大事なのは、やはり待機者をどう解消していくのかと、市の責任をもってこれを解消していくということが、何よりもやっぱり私は市の最大の行政の責任だというふうにするんですが、これは担当課長のほうがいいかというふうにするんですが、この点について再度確認したいと思いますが、この点について、市が責任を持って今後対応していくんだということを再確認したいんですが、いかがでしょうか。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）** 今、御指摘のごさいましたその件につきましては、やはり第5期の介護保険事業計画策定の中では重要な位置と、問題と認識しております。今後、施設の拡充に向けて協議していきたいというふうに思っておりますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

**○持留良一議員** 次は、住宅の問題に移っていきたく思ひます。

先ほど、状況をいろいろ話していただきました。この問題については、いろんな人もこの間、この議会ですべてこられたというふうに思ひます。私は今回は2点の角度でこの問題の提起をしたと思うんですが、1つは、やはり入居者の安心して生活できる条件を何よりも早く整備していこうよ。例えば、自分の持ち家であったら、即改修はされるはずなんですよ。ところが、なかなか今、予算との関係も含めて、その修繕が計画的な点もあるかと言われましたけれども、しかし、入居されている方は日々そのことで向き合ななきゃならない。毎日音がする、毎日閉まらない、さまざまな形でその人は苦痛を覚えながら生活しななきゃならないという面があります。

先ほど課長が言われたとおり、法の第21条では、遅滞なく修繕しなければならないということも明記をされています。そして、当然、家賃の中にはそのことも含まれています。修繕する

内容もですね。ところが、1年たっても、家賃を払っているのに修繕もなかなかしてもらえない。そうなってくると、一体、この人は何のために家賃を払っているのかという、根本的な法の問題にも絡んでくる問題だと思うんですよ。やっぱりそうなったときに、やはり入っている人が安心して生活できる、ある意味での先ほど課長が言われたとおり、福祉を目的とする観点からも、やはりそれは早期に対応していくというのが当然だろうなというふうにするんですよ。

そして、もう1つの観点は、雇用問題ですね。今、建設業を中心としてなかなか仕事がないという中で、やはり、先ほど田平議員の持ち家の空き家対策の問題もそうですけれども、やっぱりそういう対策を早急にとって、経済的な対策、雇用対策をとっていくということも、これはある意味では先行的な投資として取り組んでいかなきゃならない点だろうなというふうにするんですよ。

この点については、やはり市長の政策的な判断だと思うんです。今こういう状況の中で何を優先していくのか。そのために優先的にここに予算をつけていく。そのことが結果として、入居者が安心して生活できる住居環境をつくっていくということと、経済・雇用対策、このことがあろうかと思うんですが、市長の見解をお聞かせください。

**○市長（尾脇雅弥）** お答えをいたします。

いろんな形で計画性を持っていく中でやっていかなきゃいけないという部分もあろうかと思ひます。ただ、今、御指摘のようなこと、現実的に困りの現状があるというようなことに対しては、機敏に対応できるようなシステムというのをつくっていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、そのためには、議会の皆様方の御理解、御協力というものも今後必要になってくるかと思ひます。

**○持留良一議員** 今、市長のそういう回答もあ

りましたし、何よりもやはり法に照らして、なおかつ福祉、いわゆる住宅政策は福祉だというところが非常に今、重要になってきていると思うんです。そして雇用問題、この問題もありますので、ぜひ政策的にも優先して予算配分をして取り組んでいく、このことをぜひやっていただきたいというふうに思います。

次に、学童保育の問題について、再質問をさせていただきますというふうに思います。

先ほど言われたとおり、ガイドラインができて、さまざまな関係でそういう取り組みが前進をしていると。そして、大隅地域内でも垂水市だけが4年生以上は受け入れていないと。水之上は委託をしていますので若干性格は違いますが、ほかのところはもうすべてが最高6年生まで受け入れてやっているという実態もあります。

それで先ほど、その中で出た課題というのは、狭いということが言われましたし、現状でも、私はこの問題で、狭いんじゃないかと、あの状況の中で子供たちが生活するには危険な問題、そして安心して放課後を暮らせるという点でも問題だということで指摘もしてきたんですけども、ガイドラインでも、1人当たりおおむね1.65平米以上だということなんですよね。そうしますと、いやが応でもあそこは狭いと。おまけに、そういう形で上級生も受け入れとなると、非常にまた物理的にも困難な状況を来してくるわけなんですけれども、市長、この問題では、やはり空き教室をどう有効に活用していくかというのがあるかというふうに思うんですが、この点について、今の現状を課長等からも説明がありましたけれども、また大隅地域内のそういう問題も認識もされていると思うんですが、どうしてもやはり垂水としては垂水小学校の空き教室を活用していく、ぜひこれは教育委員会、学校ともぜひ協議をしていただいて、対策をとっていくという方向で検討できないのか。これ

はやっぱり市長の判断だろうと思うんですが、この点について、市長の見解をお聞かせください。

市長が課長に指示されるんだったら、それはいいですよ。

○市長（尾脇雅弥） ただいまの件につきましては、担当課長のほうから答えをさせます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 学童保育の問題につきましては、今、垂水小学校のほうで実際4年生は対応しておりません。ただ、市としましても、学校のほうに一応相談した経緯もございます。ただ、今、部屋の広さとか、いろいろ問題があるようでございます。これにつきましては、今後、検討させていただくということで御理解いただきたいというふうに思います。

○持留良一議員 ということは、そういう上級生等も含めて対応していくために、そういうことも協議していくということで確認してよろしいのでしょうか。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 条件等を含めまして、今後協議させていただきたいというふうに思います。

○持留良一議員 次に、アレルギー疾患の取り組みについてただしていきたいというふうに思います。

先ほど実態調査も報告していただきました。改めて、垂水市が思った以上に実態としてアレルギーの子供たちが多いということを私自身も認識をしたんですけども、そういう意味では、やはり早急なさまざまな対策が必要だというふうに思います。

それで、全国の調査でも、先ほど言われましたが、特にアナフィラキシーというのは、一度発作が起きたら生命の危機にぶつかるというさまざまな問題もあるわけなんですよね。そうやってきたときに、やはりどう対応していくのかという点ではまだまだ不十分な点が、先ほどの状況の中でもありましたし、総じて言うと、こ

のアレルギー対応の疾患体制についてはまだ本格的に取り組みがされていないと、こういう現状がある中で、なかなかそういう認識にも立っていないということが明らかになったのじゃないかなというふうに思います。

そういう意味では改めて、どうしていくのか、この問題についてどうしていくのか。給食の問題は言われましたけれども、ほかの問題等も含めて、どのような考え方が今まとまっているのか、方向性があるのか、なければいけないですけども、あるのかないのか、その点についてお聞きをいたします。

○学校教育課長（有馬勝広）では、お答えいたします。

今回の御質問いただきましたことで、私どももアレルギー疾患対策につきまして、給食センターとも連携をとりながら、いま一度、自分たちの市の実態と、そして今後あるべき方向性、そして今できる取り組みは何なのかということ、を課内等でも検討してまいりました。

そこで、もう一度、この調査結果と、ここにございますのが「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」でございしますが、これは議員からも御指摘がございましたけれども、この冊子、あと「学校生活におけるアトピー性皮膚炎」という学校保健会が出しているこのような刊行物がございました。

そこで、アレルギー疾患、このガイドラインでございしますが、これは文部科学省が監修しているものでございしますが、やはりこの中に、緊急時の対応についてのフローチャートもございします。そしてあと、日常の生活についての、これは学校生活管理指導表でございしますね。これは特に例えば心臓検診などのときにも運動制限とかいうことで、学校でございしますが、この中に、アレルギー疾患のものも今ございします。

あと、アナフィラキシーにつきましては、大変これはしっかりとしたものを学校職員、そし

て私どもも理解しないといけないと思っております。この中に、アナフィラキシーもございすし、その中で、起こったときの対応のマニュアルもございました。大変すばらしい冊子がございしますので、これをもう一度私どもも読み直しまして、そしてやはり管理職研修会、あとは養護教諭研修会、そういうもので学校での研修会を行っていききたいというふうに、この資料等を参考に行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 確かにその点なんですけど、もう1点、欠けている点があるんじゃないかなと思うんですよ。それは、緊急時も含めて、今、日々の管理は当然だと思うんです。医師との連携が当然必要になってくると思うんですよ。あと大事なのは保護者との関係なんですよ。そこが全然出てこなかったんですけれども、この点についてはどういう対応をしていきたいというふうになっているのか、その点についてお聞かせください。

○学校教育課長（有馬勝広）保護者につきましては、先ほど、給食の食物アレルギーにつきましては実態調査をしました。あと、学校に健康診断、内科検診、心臓検診、いろいろございしますので、そのときに検診が出まして、例えば、もう一度精密に検査をしたほうがいいですよという方は、学校でそれは治療をお願いして、そしてその治療の結果を受けるわけですね。例えば、心臓の検診で精密検査等が必要な場合には、運動制限がございします。そのときには保護者としてしっかり連携をとって話をしております。あと、いろいろすべてにわたりますので、やはりアナフィラキシーという非常に生命等に危機があることが想定される場合には、当然、学校と保護者がしっかり話し合うということでございます。

あと、給食のアレルギーにつきましては、流れとしましては、やはり学校、保護者の要望を聞きまして、そしてやはり診断書をいただきま

して、学校での検討をして、そして市の教育委員会もしくは給食センターが保護者と面談をして、話し合いをして、どのような実態で、症状で、そして要望があるのか、そして最終的に市、教育委員会、給食センターで検討会をして、対応を決定するという流れをとりますので、そこにはやはり必ず保護者の要望とか実態把握、話し合いは当然ございますので、そこは大事にしていきたいと思えます。

**○持留良一議員** 大事な点は、私は保護者への情報提供だと思えますよ。やっぱり保護者というのはなかなか情報も伝わらない、どう情報を収集すればいいのかということもあろうかと思えますよ。文科省はホームページもつくっているかというふうに思いますが、その情報提供、この情報提供をどんなふうにしていくのか、このことによって逆に保護者がいろんなまた要望、要求も出してこられると思えますよ。そのことで、やっぱり内科医とも含めて、このアトピー対策というのはほぼそういう形でまとまっていくんじゃないかなと思えますよ。だから、その点が先ほどの中にもなかったんですよ。

だから、そのあたりの情報提供というのについても、ぜひこれは今後、保護者との関係も含めて、ぜひ取り組んでいただきたいと思えますし、また、温水シャワーもぜひ支援教室の、当面は支援教室なんかを活用させていただきながら、そういう子供たちへのそういう学校で安心して学べる環境をぜひつくっていただきたいというふうに思えます。そのことはもう要望して、この問題については終わりたいと思えます。

次に、道の駅の労働条件と雇用対策問題について伺います。

私たちのところにも情報もありましたし、また、いろんなことで私たちなんかも調査もさせていただいたんですけども、私は先ほど1回目のときに言ったとおり、雇用責任を果たすと

いうのは、以前のやっぱり労働条件を踏襲する、このことが何よりも前提だろうと。その後、さまざまな経営の中で問題点等はそれぞれ、働く人と経営者とが協議をしながら、問題をただし、いきながら、そして雇用の場を、そして道の駅の発展を努力していくというのが基本だろうというふうに思うんですよ。

今回の中の雇用説明の中でも、全員の雇用を確保するためには5時間パートになってほしいということもあったそうでもあります。ところが、一方では、先ほどの説明にあったように、11名でしたかね、そういう職員への登用もあると、非常に矛盾した中身がこの実態の中で行われているんですよ。

そうしますと、せっかく今までさまざまな形で知識とかまた力、先ほど言いましたように、雇用の問題でも、業務の安定性とか継続性とか、本当に質が保たれていく、そのことはやっぱり綿々と受け継いで、継続していかなきゃならない点があるかと思えますが、その最大のやっぱり保障は、こういう条件だろうと思えますよ。だから、この時点で私たちがこの間訴えてきたのは、現状の中でやっぱり踏襲していきながらやっていくというのが、適正に保たれていく内容なんだということを私たちは認識していたんですよ。

実態上はそうじゃないと、そういう矛盾も起きていると、果たしてこれで本来の選定された中で、そのことが本当に守られているのかどうなのかというのは、先ほど言いましたように問題があるんじゃないか。やっぱりこれをもう一回ただしてほしいなというのが率直な意見なんですけれども、改めてこの問題について、こういう経過、背景、中身があったんだけど、どうなんだということについて、課長自身はどのようにお考えですか。

**○商工観光課長（塚田光春）** 今、持留議員がおっしゃったのは、恐らく労働条件の中の8時

間勤務体系を5時間でどうですかという面接が行われたということだと思えるんですけども、このことにつきましては、今回の公募された3事業者ですね、3事業者のすべての提案におきまして、8時間勤務についてはすべて5時間のシフト制にするという提案がなされております。やはり、経費の削減をする中で、一番この方式をとるのがベストだということだと思えるんですね。すべての3事業者において、この5時間勤務が提案されていますことから、やはり今回の指定管理者であります芙蓉商事・薩摩おごじょ企画グループも同じことをしています。しかし、これはあくまでも3カ月の暫定的な提案でございまして、これを5時間で一たんしていただいて、今後また中身を精査して、また8時間勤務にかえるとか、そういったこともあろうかと思えます。

以上でございます。

**○持留良一議員** この問題では幾度となく、いわゆる公の施設であるというところにおける雇用問題というのはどうあるべきなのかということ、問題提起もしてきたはずであります。いわゆる市がそういう点においてワーキングプアをつくらないためにも、やっぱりそれに必要な対策、条件等をつけて公募するのが基本だろうということも訴えてきました。そういう意味では、今回、初回として、そのことがある意味ではいろいろな面で試されていくというふうに思います。そういう意味では、しっかりと私たちも改めて、この問題で本当にその責任を果たしていけるのかどうなのかも含めて、きっちりと監視もしていきたいと思えますし、今度のことについては、こういうことでその雇用責任を果たしてないと私は思いますので、そのことを改めて、市長を含めて、課長にもそのことは指摘をしておきたいというふうに思います。

今回、私はさまざまな角度から問題点をたどりましたけれども、ちょうど今回、9月という

ことも含めて、予算の編成段階に入っていきます。そういう意味では、何よりもやはり働く人たち、そして高齢者、子供たち、そういう立場に立ったぜひ予算をつくっていただきますよう、そのことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

**○議長（宮迫泰倫）** ここで、暫時休憩します。  
次は、3時50分から再開いたします。

午後3時40分休憩

午後3時50分開議

**○議長（宮迫泰倫）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

**○感王寺耕造議員** 皆さん、お疲れさまでございます。

8番目の登壇でございましたので、あすかなと予定しておりましたけれども、本日になってしまいました。

早速、議長の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。市長及び関係課長の簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

まず、華厳園への民間企業経営参画の申し入れについて質問いたします。

1点目、保健福祉課長は複数の華厳園理事へ働きかけを行ったのか。私の聞き取りでは、アザレアから2～3人の理事を送り込みたい、理事参入の見返りに5億円ほどの出資が見込めるとの課長の発言があったと聞いておりますが、事実はどうなのか。

また、この問題について課内できちんと議論し、庁議、経営会議に諮り、市長のもとに理事の皆さんに働きかけをしたのか、保健福祉課長に伺います。

市長には、理事への働きかけを保健福祉課長に指示したのか。また、指示されたのであれば、どういう理由でされたのか、答弁をお願いいた

します。

2点目、24年度からの第5期高齢者福祉計画・介護事業計画の見通しはどうか。現状の問題点とこれからの方向性について、保健福祉課長に伺います。

3点目、市長の中長期にわたっての高齢者福祉・介護事業へのグランドデザインについて伺います。

次に、口蹄疫の防疫対策について質問をいたします。

昨年発生した口蹄疫時の防疫対策の総括と今後の対応について、市長に答弁を求めます。

次に、肥育牛農家に対する畜産振興策について質問いたします。

昨年の口蹄疫終息後、ほっとしたのも束の間、本年、生食による食中毒事件、東北大震災に端を発する原発事故によるセシウム牛問題で風評被害を受け、牛肉の末端消費は低迷し、枝肉相場も昨年同期に比べ、2から3割安となっております。肥育農家の経営は逼迫しております。国にも、マルキンの算定基準の見直し、それに伴う8月でのマルキンの発動等、対策をとっていただいておりますが、いまだ十分とは言えません。市単独での肥育農家への経営支援策は考えられないのか、市長に伺います。

最後に、防災無線等の設置について質問いたします。

東北大震災、それに伴う放射能汚染、台風12号による紀伊半島豪雨でも明らかなように、避難勧告など細かい情報をいかに住民に知らせるかが重要となっております。その方策と情報伝達のインフラ整備の考えについて、市長に答弁を求めます。

これで、1回目の質問を終わります。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）感王寺議員の御質問にお答えいたします。

複数の理事への働きかけを行ったのかということですが、経緯を簡単に御説明いた

します。

アザレアのほうから、7月7日、宿泊施設の経営が厳しいことから、撤退の意思表示が市のほうにございました。そのときに、あわせて、これまでの華厳園に対する思いを伝えられたところでございます。

それを受け、7月11、20、27、庁内の経営会議で諮ったところ、市にとってはやはりアザレアの撤退は大きな影響があるという意見でございました。あわせて、華厳園の参画問題は組織が違うということで、市としてはかかわることができない等の意見が出されたところでございます。

アザレアは、市の希望を受けて宿泊施設として開業していただいた経緯があり、市は相互協力する立場にあることから、市の方針としては、当事者をテーブルにつくところまでを設定し、当事者間で十分協議していただき、判断してもらうことといたしました。

経営会議の中で、担当は保健福祉課ということでございましたので、この旨を役員の方に伝えたとところでございます。複数の役員ということでございましたが、以前、アザレアの買収の段階で、理事会で協議されなく理事長と園長のほうで結論を出され、他の理事に諮ることなくアザレアの買収につきましては話が済んだということで、結論を得ている状況でございます。今回、全く空白の状態のアザレアさんと華厳園の理事会の段階でお互いの要望を聞いていただき、その中で結論を出したほうが一番いいだろうという判断してのことでございます。

華厳園さんにつきましても、アザレアさんにつきましても、自分たちの思いをその理事会と経営者のアザレアさんで話ししていただくということで、設定をもって、第1回目のこの前説明会をされたというふうに聞いております。もちろんその中には市も参加しておりませんので、お互いの意思を言われたというふうに思ってお

ります。

次に、2番目の第5期高齢者保健福祉計画、第5期介護保険事業計画の見通しについてでございますが、先ほどの持留議員の御質問でお答えいたしました。が、計画の基礎資料となりますワークシートが、今月5日に国から送付されてきたところでございます。これから各種データの収集を行い、サービスの種類に応じて見込み量を算定してまいります。それとあわせて、介護保険運営協議会にお諮りして、平成24年度から平成26年度までの3年間の介護保険料や、施設の整備状況等を決めていくこととなります。国において、来年の1月に介護保険料に係る基準額等を公表します。それを待って、来年2月に最終案を策定することになります。

計画策定に当たっての問題点としましては、待機者の解消でございます。施設入居の申し込みはしたが、入居できずに亡くなっておられる方もいらっしゃる。この申し込みをされている方々は、各家庭で実情は違いますが、入居を期待しながら大変な日常生活を送っていらっしゃると思います。待機者の解消につきましては引き続き検討したいというふうに考えております。あわせて、在宅での医療・介護についても、次期計画では充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

参考までに、第4期計画に掲げていましたが、療養病床の転換として、現在、垂水温泉病院が医療療養病床と介護療養病床のうち89床を老人保健施設へ、18床をグループホームへ、本年度、転換するようにしております。第5期計画においても、療養病床の転換につきましては引き続き実施していきたいというふうに考えております。

次に、中長期高齢者福祉・介護事業へのグランドデザインは、についてでございますが、高齢者保健・福祉施策や介護保険制度は利用者の意向が基本となることから、アンケート調査や

パブリックコメント等の実施により、住民ニーズの把握に努め、サービスの基盤整備に住民の意向を反映させることが重要と考えております。

介護が必要になっても住み慣れた地域で自立した生活を続けるためには、医療と介護の継ぎ目のないサービスを効果的に利用できるようにすることが必要であり、そのためには、今後は、国の方針を踏まえながら、本市に見合った在宅及び施設における医療と介護の連携、機能分担の構築を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の口蹄疫に関しては、担当課長から説明をさせます。

○農林課長（森下利行） 感王寺議員の、昨年発生した口蹄疫防疫対策の総括と今後の対策についての御質問にお答えいたします。

昨年宮崎県で発生しました口蹄疫は、本市はもちろんのこと、本県畜産の根幹を揺るがすような事態に直面したところでありますが、生産者や肝属地区2市4町並びに畜産関係団体で構成する肝属地区口蹄疫防疫対策協議会による広域的な自主消毒作業などに加え、イベントなどの自粛の協力をいただいたことにより、口蹄疫の侵入を未然に防ぐことができました。

口蹄疫の終息から1年が経過したところでありますが、その間における本市の防疫対策であります。が、広報紙による防疫対策の周知徹底や、主要衛生管理基準等による巡回指導に加え、万一に備え、機材等の点検等を実施しております。また、肝属地区口蹄疫防疫対策協議会においては、新たに肝属獣医師会等に加え、組織の充実を図り、各種家畜伝染病に対応できるように、肝属地区家畜伝染病防疫対策協議会に名称を変更し、これまで懸垂幕の設置や薬品等の備蓄、消毒機材の購入などに加え、8月31日には鹿屋市文化会館におきまして、畜産農家や関係団体職員等を対象に、宮崎大学の末吉益雄先生によ

る講演会が開催され、改めて口蹄疫の怖さを認識し、最後に農家代表による頑張ろう宣言で、家畜防疫の認識を高め、防疫措置に努めることを確認し合ったところであります。

今後の対応につきましては、現在、海外との物流、人との交流が盛んな今日では、いつ何どき、どこで発生してもおかしくない状況下にあります。口蹄疫などの家畜の海外悪性伝染病が発生しますと、畜産業関係だけでなく地域経済にも多大な影響を及ぼすことから、今後はより一層危機感を持ちながら、自分の家畜の健康は自分で守るという自衛防疫の意識を生産者、関係者が共有しながら、徹底した防疫措置や衛生対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 感王寺議員の肥育農家に対する振興策についての御質問にお答えをいたします。

生食による食中毒事件や、福島第1原発事故による稲わら放射性セシウム汚染などの風評被害により、消費者の買い控えなどで、現在、枝肉相場は低価格で取引がなされ、肥育農家にとっては大変厳しい経営を強いられていると思われます。

このようなことを受けまして、市としましては、新たに市内産子牛の市場性を高め、農家の経営の安定を図るための肉用牛地域内一貫経営促進事業による助成の増額を、9月議会に上程させていただいたところであります。

なお、規約の改正につきましては、この事業は今年度から実施した事業であることから、今年度の実績等を踏まえ、今後検討させていただきます。

また、垂水市畜産振興会と垂水市肉用牛部会からも要望書の提出がありました、畜産振興資金貸付金の利率の無利子化と資金の増額につきましては、現在、市から農協への貸付利率1.5%を、水産振興資金と同様に1%に平成24年度か

ら引き下げる予定であります。資金の増額につきましては、農協の意向や貸し付け状況を考慮して、今後検討させていただきます。

以上でございます。

引き続きまして、4番目に関しましては担当課長より答弁をさせます。

**○総務課長（山口親志）** 感王寺議員の防災無線等の設置についての質問にお答えいたします。

指摘のとおり、本市の防災対策については早期の情報収集対策をとっており、住民への安心・安全の対策のための的確な情報伝達が重要でありますことは認識しております。その中で、本市は、平成5年に現在の防災無線を市役所を含めまして41カ所設置し、急傾斜地区、土砂災害警戒区域等には戸別受信機1,800台を設置し、対策をとっております。

防災無線については、聞き取りにくいとか、災害時、窓を閉めているときは聞こえないとか、十分ではありません。本年度は、このような状況の中、市長の指示により消防団に出動していただきまして、避難等の情報の広報をお願いしております。それ以外にも、携帯電話でのホットメール、垂水市のホームページでの情報提供を行っておりますが、停電等も含め、全市民への情報伝達が十分でないことも承知しております。

平成24年度からの防災無線の再整備に伴いまして、増設等も考えなければなりません。莫大な予算を伴いますことから、FMラジオの活用、県との協議に伴うテレビ等の活用、職員による広報活動、各振興会所有の放送施設の活用等、市民の生命・財産を守る観点から検討をしてまいらなければならないと思っております。

あわせまして、さまざまなケースで自主防災組織の充実を図り、防災に対する意識の高揚も図り、情報伝達、情報収集に対する市民独自の協力もいただき、早目の情報伝達対策をとっていきたいと思っております。

以上であります。

○感王寺耕造議員 一問一答方式によりまして  
お願いいたします。

まず、華巖園の問題でございます。私は、今回このような質問をいたしましたのは、午前中、北方議員の質問でもありましたとおり、コンプライアンスの問題と、その部分に関して質問をしたわけでございます。

華巖園の成り立ちにつきましては、皆さん御承知かと思っておりますけれども、若干説明させていただきます。まず、昭和31年7月11日、このとき肝属地区社会福祉協議会の社格法人をとられまして、まず老人ホーム経営をなさっていると。それでその後、昭和38年、事業変更の部分で水之上保育園の部分で活動も始められました。また昭和54年11月には、社会福祉法人の名称変更、これがなされておりまして、現在の社会福祉法人垂水福祉事業協会ということで運営がなされているわけです。また2006年の10月1日には、県の許可をいただきまして事業開始された部分が、皆さん御承知のとおり、通所介護施設デイサービスの部分と訪問介護事業でございます。

これは定款をきちっと見てみますと、最初の成り立ちは昭和31年、この部分では民間のオーナー型の社会福祉法人はございませんでした。だから、公の色彩の強い肝属地区社会福祉協議会という部分で成り立っていたと思っております。これは、時代はそういう時代であったと思っておりますし、このときには確かに市の部分の関与という部分が多少大きかったのかなと思っております。ただ、現在では、先ほども申しました社会福祉法人垂水福祉事業協会という部分できちっと運営なさっておられますし、また、土地についても社格法人の部分で登記がなされておりまして、また、定款の部分については、この社格法人を解散した場合には、定款で、解散した場合には市に移管するという部分もうたわっておりますし、また、理事3名を超えて同一

団体から出してはならないということで、現在、経営されているわけです。

そうしますと、できた当初は市の関与もあったわけですが、現在は補助金の部分も全然かんでおりませんし、一部、措置的な入所ということで、市のほうから依頼をされてという形でそういう関係しかないわけですね。そうしますと、行政の仕事もですけども、私ども議員の仕事も、法令遵守、この部分の1点に尽きると思うんです。ただ、この部分を飛び越してアザレアさんから申し入れがあったと、経営が大変だからということで市が橋渡しする資格もございませんし、大変失礼な話だと思うんですね。このコンプライアンスの問題についてどう考えられるのか、まずお聞きいたします。

また、華巖園の理事会では、課長が言ったのどうのという部分はよしますけれども、そういう話を、橋渡しの部分の話を受けまして、2回の理事会が開かれております。1回目、8月12日開かれまして、まず話を聞くか聞かないかと、この部分について理事会の意思決定をしたところ、一応話は聞こうよということになったと聞いております。続きまして8月23日、2回目、アザレアさんが国際大の田中教授、この方が来られまして、特老をつくりたいんだと、平成17年、鹿児島で計画して、予算10億5,400万円とこういう部分で計画をしたと。経緯もあるし、また、アザレアの経営者、大坪不動産ですか、関連会社ですけども、社長さんも保健婦さんだったということもありまして、社長の意向も社会福祉事業をやりたいんだという部分で熱い思いも語られたということなんですね。ただ、経営参画に当たっては具体的話がなかったということで、3回目、具体的な話を聞こうということで進められているようでございます。

ただ、この問題につきまして、私、思うんですけれども、橋渡しを、今までの意向、いろいろあったかもしれませんが、橋渡しをするんで

あれば、大坪不動産さんですね、この部分が鹿児島市で計画されていた部分が、何で県の許可を受けられなかったのか。予算的なものもございませう。あと、国の施策の部分で、在宅介護の部分ですね、こっちのほうにシフトしておりますから、老人福祉施設よりですね、老人ホームより。そういう経緯もあったと思うんですね、いろいろな経緯があったと思うんです。ただ、その部分を、アザレアさんの経営状態であるとか、実際、福祉に対してノウハウがあるのか、必要最低限その部分を聞いて橋渡しをされたのかですね、私、その辺は疑問に思うんですね。この2点について答弁をお願いいたします。

2番目の高齢者福祉計画、また介護事業計画ですね、この部分について再度お尋ねしますけれども、待機者の部分、解消しようというお話がございました。これは、要望としては私もいろんな方の部分で、なかなか入れないという部分は聞いております。また、先ほど少し説明がありましたけれども、介護療養病床ですね、この部分はまだ48床あるわけですけれども、医療療養病床についても、国の施策の部分で方向転換される事業者さんもおられるということで、なかなか入れないという部分はあるんですが、ただ、陳情にも出されておりますとおり、既存の事業者さんは大変不安に思っておられる部分があると思うんですよ。

前議会で私、討論させていただきましたけれども、205名の待機者があられたという部分ですね、課長から答弁いただきました。そうしますと、この部分には重複の部分も含まれると思いますし、あと、要介護度はどの程度なのか、そのとき示されてはおりませんでしたので、要介護度1から5までありますけれども、その部分の分布はどうなったのか、待機者の部分で。この部分と、あと入居者本人と家族にとっての意思疎通ですね、入居に当たっての、いざ入居と

いうことになった場合ですね、この部分の意思疎通の部分はどうか、細かい精査をされたのか、その部分についてまずお伺いいたします。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）最初のアザレアさんの件でございますが、経営方針等については、先ほど言われましたけど、調べておりません。ただ、今回、そういう話の御提案をしたのは、先ほども申しましたように、市としても重要な施設であるということで、何とかお話できないだろうかという相談がございましたので、経営会議等でもそういうことが決まりまして、それを理事の方にお話ししたところでございます。

複数の理事ということでございました。先ほど申しましたように、前回、窓口で門前払いということだったと伺いましたので、ある理事さんから、そういうのを全然聞いていないということでしたので、やはりこういう大きい問題ですので、理事会の中で協議されて、しかるべき結論を出していただきたいということでお願いしたところでございます。その結果、話を聞きましょうということで理事さんのほうから提案があつて、前回開かれたというふう聞いております。

それと、先ほど言われました5億円と3名の件につきましては、アザレアさんの、こういうお話がありましたということでお話しただけで、私のほうから、これだからぜひということではございません。（「ちょっと今のところをもう1回、ゆっくり」と呼ぶ者あり）その理事3名と5億円につきましては、アザレアさんからこういう提示があつたということをお伝えしただけだということでございます。

なぜ5億円かという話をちょっと聞いたんですが、オーナーがもう高齢であると、鹿児島の土地が相続による相続税を払うのであれば、そういうふう投資したいと、垂水市が気に入っているから投資したいという話でございました。

そこら辺の事実の確認も含めまして、理事会のほうで決定した、もしくは評議委員会のほうで決定していただければ、市としても随分いい話でございますので、進めていったという経緯でございます。

介護保険制度、この部分につきましてでございますが、入居者との云々ということにつきましてはまだ確認しておりません。ただ、私どもの仕事柄、聞く中では、入所につきましての施設の不足についてはやはり日々要請があることも事実でございます。

待機者の205名、今おっしゃいましたのは7月時点、7月たしか5日だったと思います。各介護保険事業所に確認をしております。確認した電話での数字でございます。その重複分につきましては精査しておりませんが、各事業所が言った数字で報告しております。要介護度につきましては、今、数字を持ち合わせておりませんので、また後でお示ししたいというふうに思います。

**○感王寺耕造議員** コンプライアンスについてちょっと説明がなかったんですけども、確かにアザレアさん、本市にとって大事な宿泊施設だと私も認識しております。グラウンドゴルフ場も持っておられますし、高齢者の方々も朝、グラウンドゴルフされて、お風呂に入って、温泉に入って、またその後、昼食を食べられてと、そういう部分でもきちっと機能していただいておりますし、また、同窓会等開かれるとき、なかなか宿泊施設がなかったということで、そういうような役割もしていただいていると、私もその分については評価もいたしますし、感謝申し上げます。

ただ、法人に参画する、社会福祉法人華厳園に参画する問題と、アザレアさんがですね、アザレアさんの経営の問題とは、全く別な問題だと私は思うんですよね。アザレアさんが経営が苦しいということであれば、大事な施設だと思

いますが、その部分は各関係部局の部分で協議していただいて、また市長の部分で、これは産業振興の部分できちっと取り組むべき私は問題だと考えております。例えば固定資産税を減免するとか、アザレアさんの宿泊がふえるような行事を市長が先頭に立ってやっていただくとか、それは産業振興のレベルの話であって、一法人格を持った、きちっと経営なさっている部分が、こういう話があったけど聞きなさいというのはですね、これは行政の、私はおごりそのものだと思うんですよね。

例えば、社団法人の垂水福祉事業協会のほうから経営参画について、経営が苦しいから何とかマッチングしてくださいと、そういう話があったわけではございませんし、経営も順調にしているわけですよ。また、施設も昭和64年4月に現在の部分に移っておりまして、築後23年から4年、耐用年数50年まではまだあります。また、修理の部分も出ているということでございますけれども、本年度もJRA、中央競馬会ですね、この部分に300万円近くの申請をいたしまして、あとはこれは補助の実行決定を待つだけだということで、きちんと自助努力の部分でなさっているわけですよ。この部分が私はおかしいと思うんです。

それで、あともう1点つけ加えさせていただきますと、定款の部分で、理事の9名という部分が決まっております。ちょっと読み上げてみますね、定款の部分ですね。社会福祉協議会から1名ですね、老人クラブから1名、民生委員から1名、教育委員から1名、公民館代表1名、有識者、これは市長推薦であります、これが1名、水之上保育園から1名、華厳園から2名ですね。9名の部分がそういう部分の定款になっております。また、理事の下に諮問会議としまして、理事会のですね、評議員22名、理事を含めて22名の部分ですね、この部分できちっと運営なされているわけですよ。

そうしますと、私、コンプライアンスの問題を先ほどから言っておりますけれども、例えば教育委員、この部分については市長に指名権があります。我々議会の承認の部分ですね、市長に指名権がある。また、市長推薦の分ですね、これは当然市長に、考え方に親しい人がなされる。また、社会福祉協議会、この部分についても、結局補助金ですね、市が出しておりますから、市長の意向の部分が強くなるわけですよ。この部分にアザレアさん2名入ってごらん下さい。5名ですよ。運営はアザレアさんの部分で動くわけですよ。そういう誤解も与えるわけですよ。だから、一応経営自体はきちっと行っているわけですから、社格法人の部分で。この部分が私は問題だと物申しているわけです。この部分についてどう考えるのか、市長に答弁を求めます。

**○市長（尾脇雅弥）** 今、感王寺議員からありましたアザレアの問題と華厳園の問題、私もこれはまた別問題だというふうには考えております。アザレアさんに対して、今、減免云々の話もございましたけれども、これも最大限させていただいていることも御報告をさせていただきます。

内容的には先ほど課長から説明があったとおりなんですけれども、アザレアさんから、アザレアさんの経営に関しての相談があったことは事実でございますので、その中でいろいろ意見を聞く中で、思いという部分で、そういった福祉の部分をやりたいということがあるという話は聞きました。そういった中で、できれば華厳園でこういった形で参画をさせていただいてということで、そうしますとこういうようなメリットがありますというような、ざっくりとしたお話はお伺いさせていただきました。

それを受けて、後日、担当課長のほうから、理事の中でもそういった形で話を聞きたいという方がおられるというようなことでござい

たので、そういったことであればそういった機会を設けましょうというのが、今回までの経緯の話でございまして、どうしなさい、こうしなさいというような誘導的な導きをしたということではございません。お互いに話をしたい、話を聞きたいと。

で、話をする中で、私はいい提案のように思いましたので、それが華厳園さんの理事の中で検討されて、いろんないいところ悪いところあるんだと思いますけれども、そういったものをいいものは取り入れていただいて、こういうふうにしてできるとかというようなことがあれば、それはそれでいいんじゃないかというようなことで、今申し上げましたとおり、話をしたいということと、話を聞きたいというようなことであるというような状況でございましたので、お互いの納得の上でそういった機会をつくることもどうなんでしょうかということで、お話をさせていただいたという経緯でございます。

**○感王寺耕造議員** 余り質問をしたくないんですけども、最後、1点だけ確認と要望の部分ですね、要望といいますか、お願いします。

まず、この問題についてはもう入り口の部分から、何度も言いますように、もう間違っているんですよ。決定権ないわけですね、はっきり言ってですね、市にはですね。この部分については、一応橋渡ししたことは、言ったの言わないの、そういう問題はもうよしとしましょう。ただ、意思決定はあくまでも当然、垂水福祉事業協会の部分にあるんだという確認と、これ以上の介入はしないというその確認だけ、ちょっと市長のほうに答弁をいただきたいと思います。くどいようですが。

それと、お願いといいますのが、いろんな企業もありますし、いろんな団体もございます。その中で、やはりこういう大事な問題については、どのような経営をなさっていて、本当にそれを実行できるのかですね、鹿児島でやられよ

うとしていたものが何でだめになったのか、その部分はやっぱりきちっと調査していくべきだと思うんですね。

それでまた、垂水南中の問題もございました。全協の部分で、価格が折り合わなかったということですね。私どももこういう仕事をしていましていろいろな情報が入ってまいります。土地鑑定士さんの部分と、10分の1の価格だったという、こういう伝え聞きですから本当かどうかわかりませんが、南中についても、大体坪単価というやつは素人でもわかるわけですよ。そういうようなですね、私はいい話だと思ったんですよ、思ったからこそ悲しいんですよ。ですね、住民の皆さんも期待なさっていたんですよ。10分の1という部分が事実であれば、何でそういう方々ときちっと協議して、わざわざ全協の部分でモデルのこういう部分まで出されたわけですよ。

だから、今後、こういう交渉事についてはきちっと調査して、どうやっていくんだという部分が、性善説だけ乗っかかっていても行政マンとしては私は物足りんと思います。性悪説に立って、きちっとどういう形で取り組んでいくのかという部分が私は必要だと思いますので、後者につきましては要望とさせていただきます。

市長、1点だけお願いします。

○市長（尾脇雅弥）先ほどからお答えをしておるとおりでございまして、特に私が特別な介入をしているということではありませんので、そのように御理解をいただきたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 市長、済みませんね、くどかったですけれども、次に入ります。

まず、口蹄疫対策ですね、この部分について、私、前水迫市長の時代、昨年ですか、おきまして、いろいろお願いもしましたし、また、水迫市長も本当に心配していただいて、きちっと動いていただきました。また、そのとき尾脇市長

も畜産振興会会長ということで、私と手を携えて活動したことが思い起こされました。

まず、この口蹄疫の問題ですけれども、昨年の6月、私、議会で質問させていただいたわけですけれども、なかなか、遅々として解決が進まなかったという問題がございます。そういう部分で、昨年の6月ですか、口蹄疫対策特別措置法、この部分を与党、民主党ですね、また自民党の先生方をお願いしながら、地元の先生にお願いしながら、口蹄疫特別措置法をつくっていただきました。この部分で、殺処分される牛・豚、その部分の買い上げ価格とか補償の部分、埋却の部分、消毒のあり方、また予算措置ですね、各行政に対する防疫事業の部分できちっとやっていただきました。これができたからこそ解決できたと私は思っているわけです。

ただ、この口蹄疫特別措置法、24年の3月31日限りの時限立法でございまして、それを受けまして、本年また、家畜伝染病予防法、この部分も6月の部分で、まだ一部未施行ですけれども、改定されております。主な部分、水際の対策ですね、こういう部分とか、また殺処分の牛の部分もきちっとうたっておりますし、なんです、ただ1点だけちょっと、あれっという部分がやっぱりございまして。

といいますのは、報告、口蹄疫の牛・豚が出てきた場合、報告義務違反という部分がございます。また、移動制限の部分についていきますと、この部分が300万円未満の料料かもしくは3年以下の懲役となっていたと思うんですけれども、こういう部分についても、メガファームと言われる安愚楽牧場ですね、今、騒がしていますが、世評をですね、この部分が14~15万頭飼っているわけですね。そういう何百億円も動かすような、負債総額が4,330億円でしたか、今現在、民事再生を清算方と入っておりますけれども、そういう部分では、たったそれだけの料料で本当のことを言うのかと、そういう問題も

ございます。家畜伝染病予防法の部分であったり、やっぱり物申していかなきゃいけない部分が多いのかなと考えております。

市に関することで申していきますと、例えばあのとき自主消毒のチェックポイントをつくっていただきました、課長。ただ、そのとき牛根麓でしたかね、やっていただいたわけですが、漁協青年部の方々が、海が汚れるということでクレームもございましたですね。そういう部分について、そういう細かい部分についてやっぱり市として協議していただきたいという部分が1つと、市長もこの間の会、私も一緒に参加させていただきましたが、あのとき、行事をどうとめるのかという部分も先生のほうからお話があったと思いますね。

そうしますと、やはり口蹄疫の恐ろしさ、ただ牛だけじゃないんだと、市民の皆さんの生活も規制していくような状況になるわけですから、行事とかもとめなきゃいけないです。そうなった場合、市長、宮崎でもそうだったわけですね、ゴールデンウィークの観光のとき、生駒高原のコマーシャルをいつまでも流しておりました。6月に入ってから非常事態宣言、東国原知事が出したのがですね。

だから、口蹄疫は結局まず人間、また物ですね、車両、この部分でうつっていきますので、行事もとめなきゃいけないとそういう部分であれば、そういう情報自体をきちっと市民の皆様にお知らせしていくこと、その部分も、またいつ起こるかわかりません、そういう部分が必要だと思いますので、この部分については課長でよろしいので、よろしく願いいたします。

○農林課長（森下利行）感王寺議員の2回目の御質問にお答えいたします。

宮崎県での口蹄疫の感染源につきましては特定ができず、黄砂や鳥が運んできたとか、人の移動により感染したなどの推測がなされているところがあります。このような状況の中、先ほ

ど申しましたとおり、海外との物流、人との交流が盛んな今日では、発生国への旅行者等によりウイルスを持ち込むことも考えられますことから、発生地区への移動や家畜の接触を自粛してもらうなど、市民への広報等にも努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 口蹄疫ですけれども、この部分についてはきちっと農林課長のほうからお答えいただきました。

御承知のとおり、韓国またベトナム等、猛威を振るっております。先ほど家畜伝染病予防法の改定の部分で、ちょっと話、すべきだったんですけれども、水際対策としてきちっとうたってはあるんですが、国の部分もなかなか水際部分での、法は改正したけれども、人員の配置とか予算という部分は十分だと私は思っておりません。だから、そういう部分で言えば、やはり課長もちょっと触れていただきましたけれども、今、世界の口蹄疫の現状はどうなのかと、どういう形でうつっていくのかと、くどいようですけれども、そういう部分もきちっと市民の皆さんにお示しするということがやっぱり必要だと思うんですよね。

そうすることによって、結局、韓国に旅行に行かれた場合は、できるだけ偶蹄類ですね、牛・豚、2つ爪があるやつについてはさわらない。またそういう農場には行かない。また、もし行った場合は、帰ってこられて1週間とか10日程度は畜産農家のところに行かないと、そういう細かい情報を発信していただきたいと。尾脇市長も肝属地区の協議会の有力メンバーでございますので、畜産も経営なさっております。そういう部分も市民の部分で広げるような活動をやっていただくことを要望いたしておきます。

次に、肥育農家に対する振興策でございますけれども、この部分については、肉用牛、地域内の一貫経営の部分ですね、またそれとあと畜

産振興資金ですか、今回9月議会で、肉用牛地域内一貫経営事業につきましては補正を組んでいただいたところでございます。同僚議員の皆様の御理解をいただきまして、ぜひとも可決していただきたいと思いますと思っております。

また、3,000万円の貸付金の部分、利子の部分については24年度から見直していただけると。また、総額についてのJAの意向もいろいろあります。ただ、JAの意向だけじゃなくて、私は畜産経営農家の意向もまず第一だと考えておりますので、この部分についても、総額の部分についてまた再考いただければと思います。

前向きな御答弁をいただきまして感謝申し上げます。この点につきましてはもうこれで終わらせていただきます。

議長、次に、防災無線等の設置について2回目に入らせていただきます。

総務課長がいろいろおっしゃっていただきました。また、防災無線、該当の部分、41カ所、戸別受信機が危険地域中心に1,800台と。また、今度からホットメールもやっていただいておりますね。ホームページの部分も。また、今回から消防団ですね、この部分の活用もやっていると、職員の部分もやっていくんだと、FMもやっていくんだ、テレビ、そういう部分も申していただきました。

消防団もやっていただくということですがけれども、私も消防団に入っております。市民の皆様の安心・安全のためには一身をなげうって活動する覚悟ではございますけれども、やはりこの広報活動の部分については、職員の方々もそうですけれども、やはり二次災害の危険性という部分が一番大きいと思うんですよね。そういう部分を考えていきますと、危機管理監もおられますけれども、どういう形で、それで状況もいろいろだと思うんですよね。その部分をもう1回、再度考えるべきかなという部分の考え方を私は持っております。

また、テレビですね、ラジオは別ですけども、テレビにつきましても、停電のときどうするのかという話もあるわけですよ。電話等もそうですよね。今、ファクス機能とかいろいろついておりますので、電話の部分も、昔の黒電話だったら、電気消えてもよかったわけですけども、ううんと思うんですよね。予算の関係とかもあるんでしょう。

ただ、この問題につきましては、一応私は組織はできていると思うんですよね、組織はできていると。水迫市長の時代、危機管理監の部分の創設もいただきましたし、また自主防災組織ですね、この部分もうまく機能していると。ただ、末端の部分で、どうやって情報を伝えていくのかですね。せっかく得た貴重な情報、市民の皆様に伝わらなければ意味はございませんので、まず、停電のときでも使えるような部分、そういう部分が必要だと思っております。

ツールは、私、幾つあってもいいと思うんですよ。1つのツールがつぶれたら、だめなわけですから、ツールはいろいろ持っていていいと思うんですけれども、さっきありましたFMですね、ラジオの部分ですね、予算的なこととかですね。そしてテレビの部分ありました。この部分についてちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○総務課長（山口親志）まず、FMラジオのほうから御説明を申し上げたいと思います。

ラジオについては、FMたるみずがあります。子機を各世帯に配布をしまして、強制的に整備をしましてそこへ入るという方法もあると聞いておまして、そのお話も聞いております。ただ、先ほども申し上げましたとおり、これも防災無線の整備とあわせて、莫大な予算が要りますので、相当な検討を要すると。

それと、先ほど申し上げましたテレビについては、県のほうでNHK等と協議をしまして、サーバーを県のほうが、災害時に県のほうが整

備をしまして、そのサーバーを各市町村が契約をしまして、県の情報発信とあわせて、各市もそのサーバーで、テレビを通じまして各家庭へ配付をするという方式があるということで、今回、知事と語る会の中で少しそのあたりは事業等の要望や事業等の説明を受けたいかと思ひまして、そのあたりの検討も今、検討というより、情報をいただいているところであります。

以上です。

**○感王寺耕造議員** 議長、もうこれは御質問はやめますけれども、ちょっと防災無線ですね、要望といいますか、やはり御高齢の方が一番不安に思っておられると思うんですね。それで現在、住宅も密閉型になっておりますし、台風時はなかなか聞こえないということで、これは行政連絡会等でもいろいろ御指摘があった問題だと思っております。

私、若い方々はほとんど携帯を持っておられますし、ホットメールの部分ですね、対応できると思うんですね。そうしますと、せっかく自主防災組織ができたわけですから、各世帯で、携帯を持っておられる方は充電しておけば、機種にもよりますが、最低1日はもちますよね、停電になっても大丈夫なわけですね。そうしますと、そういう家庭につきましてはFM受信機、レシーバーの部分も必要ないわけですね。各世帯でどういような対応をとれるのか、逆にそういう自主防災組織を使って、うちは結構だという家庭もあると思うんですね、ホットメールの部分で。そういう精査をしていただいて、それから漏れた方々、その方々につきましてレシーバーの部分の貸与でありますとか、そういう部分をやっていく私は必要があると考えております。

ぜひとも、人命にかかわることですから、予算は潤沢に使うべきときは使っていただいて、隣の被害ですね、新御堂の被害もございました、5名程度ですね。本当に悲しいああいふ出来事

がないように切に要望いたしまして、私の今回の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

**○議長（宮迫泰倫）** 本日は、以上で終了します。

△日程報告

**○議長（宮迫泰倫）** 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、質問を続行します。

△散会

**○議長（宮迫泰倫）** 本日は、これにて散会します。

午後4時44分散会

平成 23 年 第 3 回 定例会

会 議 録

第 3 日 平成 23 年 9 月 14 日

本会議第3号(9月14日)(水曜)

出席議員 15名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大菌藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一		

欠席議員 1名

16番 川畑三郎

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長補佐	北迫一信
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	深港涉
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課参事	迫田義明
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	磯脇正道
市民課長	白木修文	消防長	宮迫義秀
市民相談			
サービス課長	前木場強也	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	城ノ下剛	教育総務課長	今井文弘
生活環境課長	感王寺八郎	学校教育課長	有馬勝広
農林課長	森下利行	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	松浦俊秀	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成23年9月14日午前9時30分開議

△開 議

**議長（宮迫泰倫）** 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、きのうに引き続き一般質問であります。

△一般質問

**○議長（宮迫泰倫）** それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、10番池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

**○池山節夫議員** おはようございます。池山です。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきの通告順に従いまして、一括方式で質問をいたします。市長、教育長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

公共サービスを市民自身やNPOが主体となり提供する社会、現象または考え方を「新しい公共」と呼びます。これまでの公共サービスは、行政が管理的に提供する立場であり、市民は供給される立場でありました。新しい公共では、市民も公共サービスの提供者となるし、行政は市民にその場所を提供し、信頼して権限を移譲することが求められます。新しい公共がつくり出す社会は、支え合いと活気がある社会です。すべての人に居場所と出番があり、みんなが人の役に立つ喜びを大切に作る社会であるとともに、そこから新しいサービスが生まれ、活発な経済活動が広がり、その成果が社会へ還元されて人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会を言います。

この新しい公共の考え方の中で、地域で見守る子育てについて質問をいたします。

女性1人が生涯に産む子供の推定人数を示す

合計特殊出生率が2010年は1.39となり、2005年の1.26、2009年の1.37から上昇傾向となりました。鹿児島県は、前年比0.04ポイント上昇して1.60となり、全国で5番目となっています。垂水市では、市報の産声欄を見ますと、昨年7月から本年6月までの出生届は90名です。現状認識と今後の対策について伺います。

児童虐待について。

昨年度、全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は5万5,152件で、前年度より1万件以上も増加し、過去最多件数となりました。県内でも2010年度、虐待のおそれがあるとして自治体や児童相談所へ寄せられた通報が669件で、過去最多となっています。身体的・心理的暴力や育児放棄といった児童虐待が繰り返されており、早期に歯どめをかけないとエスカレートして、最悪の場合、死に至ります。社会全体で安心して子育てできる環境をつくる必要がありますが、見解を伺います。

小・中学校のいじめ、暴力行為と不登校について。

県内のいじめ認知件数は小学校139件、中学校176件、高校93件、暴力行為は小学校2件、中学校39件、高校121件、そして小学校の不登校は235人、中学校1,297人、高校991人となっています。昨日もありましたが、再度伺います。市内の小・中学校で把握できていれば、数を教えてください。

学校図書館の課題について。

子供と本をつなぐガイド役を務め、授業に必要な図書準備に当たる学校司書不在の小・中学校が半数以上で、これは垂水市内でも同様であります。学習支援施設としての学校図書館がその機能を十分に果たしているか、環境整備に取り組む必要があると思います。財政難はどこも同じです。教育をどれだけ重視して対応していくかで、子供たちの言語力の育成に差が出てきます。現状と課題について伺います。

日本経済が右肩上がり成長を続けていた時代、日本国民は一億総中流という意識でありました。収入から税金や社会保険料を差し引いた国民1人当たりの所得を順番に並べ、中央の値の半分より低い人の割合を相対的貧困率と言いますが、年間112万円未満が貧困となり、相対的貧困率は16%になったそうです。非正規雇用がふえて貧困が拡大する原因になっており、さらに生活保護受給世帯のうち半数近くが高齢者世帯で、そのうち9割がひとり暮らしです。一たん貧困状態になると、再び生活を安定させるのが難しい世の中になっています。社会全体で貧困から抜け出すための支援に取り組む必要がありますが、貧困率と生活保護について伺います。

防災について。

10万人を超える死者・行方不明者を出した関東大震災は1923年9月1日に発生しましたが、1960年にこの日を防災の日と制定しました。3月11日に起きた地震・津波で死者・行方不明者合わせて2万人を超える犠牲者を出した東日本大震災の記憶は、生々しく残っております。防災の日を機会に、災害への対策は十分なのか、不足した点はないのかを問い直し、災害に強いまちづくりを目指さなければなりません。

枕崎市は、市内全域を標高別に色分けした津波対応マップを作成されました。標高20メートル以上にある3カ所の避難場所も書き込まれ、津波警報が出された場合の避難の仕方も示されております。このマップを市内のすべての世帯に配布して、自宅周辺の標高を把握し、避難場所を事前に決めておく目安にしてほしいと広報活動しております。

錦江湾内での津波に対する危険は低いかもしれませんが、1914年に湾奥でマグニチュード7.1の地震が起きております。津波対応マップについて、見解をお聞かせください。

東日本大震災後、水や食料の備蓄への関心が高まっています。一般的に、救援物資が届くま

での3日間の備蓄が求められておりますが、防災備蓄についての認識を伺います。

また、地震や津波、台風などによる豪雨での本城川堤防の決壊などを想定した避難指示・避難勧告の出し方や、避難経路・避難誘導などについても教えてください。

再生エネルギー法について。

バイオマス発電について。

家畜の排せつ物や焼酎かすなどのバイオマスを堆肥や燃料として再利用する取り組みが進んでおります。バイオマス発電は、家畜の排せつ物や生ごみなどを発酵させて発生するメタンガスでエンジンを動かし、連動するモーターで発電するものです。昨日の田平議員の質問にもありましたが、垂水市でもバイオマス実証実験が行われ、それなりの成果があったわけです。バイオマスの発電について可能性はないか、伺います。

太陽光発電と風力発電については、自然エネルギーの活用の観点から設置を検討できないか、昨日に引き続き、再度伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○保健福祉課長（城ノ下 剛）**おはようございます。

それでは、御質問の出生率についてお答えいたします。

本市の出生数でございますが、その年により増減がございます。過去5年間で見ますと、平成17年が115名、平成18年が104名、平成19年が114名、平成20年が114名、平成21年が97名、平成22年が120名と、ほぼ横ばいで推移しているようでございます。人口1,000人当たりの出生率を過去5年間の率で言いますと、国が8.6、県が8.74、本市が6前後で推移し、比較しますと低い水準が続いている状況であるようでございます。

また、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、平成15年から

19年までで言いますと、国が1.31人、県が1.52人、管内が1.75人、垂水市が1.46人で、国の数字は上回っておりますが、県や管内の中では低い状況でございます。

次に、児童虐待についてお答えいたします。

児童虐待件数につきましては、質問の中にありましたように、全国では増加の一途でございますが、平成22年度に全国の児童相談所が対応いたしました虐待相談件数は5万5,000件、過去最多で、毎年記録を更新している状況でございます。一方、本県では、ここ数年、減少傾向で推移しており、平成22年度の認定件数は122件でございます。

本市の状況でございますが、虐待事案として4件把握しております。ただし、新聞、テレビ等で報道されているような、生死にかかわるような深刻な状況にあるものではなく、いずれも育児放棄と行き過ぎたしつけによる身体的虐待が複合しているものでございます。

続けて、貧困率をしていいでしょうか。

2番目の、少し飛びますが、貧困率についてでございますが、貧困率とは、国家内の所得格差を示す指標の1つで、厚生労働省がことし7月12日に発表した2010年の国民生活基礎調査によりますと、年間所得が112万円未満の貧困とみなされる人々の割合が過去最悪の16%に達し、前回2007年の調査時に比べ貧困率は0.3ポイント上昇し、1986年の調査以降、最悪となったということでございます。

厚生労働省によると、貧困率が上がった原因には、収入の低い非正規労働者や高齢者層の増加が考えられ、OECDの調査では、2000年代半ばの相対的貧困率は、日本におきましては、メキシコ、トルコ、アメリカに次ぐ4番目の高さだったという結果が出ております。

日本の貧困率が高い理由の1つとして女性の賃金が低いことが挙げられ、女性は非正規雇用の中でも特に賃金が低いパートやアルバイトが

多く、正規雇用の場合も管理職への登用が少ないなど、理由があるようでございます。また、貧困率をさらに押し上げているのが少子高齢化であり、生活保護受給世帯のうち半数近くが高齢者世帯で、生活保護を受給している高齢者世帯の9割がひとり暮らしということでもございます。

生活保護も続けていいですか。

生活保護の現状について御説明を申し上げます。

全国で生活保護を受給している人が5月時点で203万1,587人となり、戦後の混乱の中で過去最高でございました1951年の約204万人に迫る水準となったと、厚労省の報告がございました。

本市の現在の生活保護受給者についてでございますが、平成元年度が188世帯244名、平成12年度が124世帯161名、5年前が135世帯167名、4年前、19年4月でございますが、135世帯163名、3年前、20年4月でございますが、132世帯167名、平成21年4月が134世帯174名、平成22年4月が137世帯180名、ことし4月でございますが、133世帯169名、9月1日現在でございますが、123世帯154人となっております。鹿児島県内でもほかの福祉事務所では増加傾向にございますが、本市は減少している状況でございます。

本市の生活保護受給者が増加しない原因として考えられていますのが、他市町からの転入者による保護申請はほとんどなく、本市で生まれ育った方が障害や傷病等が原因で働けなくなった場合や、年金の少ない方や、年金額が少なく生活に困窮して保護を受けざるを得ない状況に陥った場合に、保護の申請に至るということでございます。

この生活保護の世帯類型でございますが、9月1日現在で123世帯のうち、高齢者世帯が73世帯、59%、うち単身世帯が67世帯、母子世帯が4世帯で3%、障害者世帯が11世帯、9%、傷病者世帯が24世帯、20%、その他世帯が11世帯

で9%という構成でございます。

以上でございます。

○学校教育課長（有馬勝広）では、池山議員の小・中学校のいじめ、暴力行為と不登校についての御質問にお答えいたします。

8月19日に文部科学省が発表しました平成22年度児童生徒問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果によりますと、鹿児島県では、これは小・中学校合わせた結果でございますが、いじめの認知件数315件、暴力行為が41件、不登校児童生徒数が1,532名となっております。

垂水市におきましては、平成22年度の1年間におきまして、先ほどの調査結果によりますと、いじめの認知件数は小学校において2件、暴力行為は器物損壊が中学校において1件、不登校児童生徒数は小学校0名、中学校8名となっております。

本年度は、いじめ、暴力行為ともに報告はございませんが、不登校児童生徒は7月末現在、これはまた8月末も一緒でございますが、小学校1名、中学校2名の報告を受けております。

いじめにつきましては、まだ気づいていないいじめがある、1件でも多く発見し、1件でも多く解決するという基本認識のもと、市内各小・中学校で定期的なアンケートや教育相談、いじめ問題を考える週間における取り組み等を通して、児童生徒の実態把握や心の教育を推進しております。

また、問題行動等の未然防止に向け、積極的な生徒指導を推進するとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと積極的な連携を図り、不登校、問題行動等の解消に、未然防止に努めております。

以上でございます。

○教育総務課長（今井文弘）おはようございます。

池山議員の学校図書館の課題についての御質問にお答えいたします。

学校図書室への司書補の配置につきましては教育総務課のほうで所管をしておりますので、私のほうで現状についてお答えいたします。

現在、垂水市内の小学校と中学校9校の学校図書室に配置されております司書補の状況について申し上げますと、新城小と柗原小を兼務で1人、垂水小1人、水之上小と協和小を兼務で1人、松ヶ崎小・牛根小・境小を兼務で1人、中央中1人の計5名の司書補を配置しているところでございます。

そのような中、兼務している学校においては週に大体2日勤務することとなり、司書補が不在となる日が出てまいります。そうなりますと、子供たちが読みたい本が探せなかったりするなどの理由で、本離れも心配されるところでもあります。

そこで、学校図書室に司書補がいない場合の子供たちへの対応であります。これまでどの学校においても、担任や読書指導係等の先生のほうで対応をしてくれております。また、児童会の図書委員会の児童も本の貸し出しのお手伝いをしております。なお、10年ほど前から現在のよう体制できているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（山口親志）防災についてお答えいたします。

まず、津波対応の防災マップの作成についてであります。本9月議会の補正に予算計上をしまして、今年度内に作成し、全戸配布を計画しております。県の2分の1事業で予算額30万円であります。

次に、垂水市の食料、水等の備蓄状況であります。現時点では食料、水の備蓄はありません。対策としましては、商工会と生活必需物資の供給に関する協定で対応していきたいと思っております。しかしながら、指摘もありましたとおり、3日間の備蓄品ということで、水の備蓄については検討してみたいと思っております。

最後に、災害時の避難についてであります。指摘の本城川決壊等、災害の種類、規模等により状況が異なることから、避難経路の指定を一概に行うことが難しい状況にはあります。ただ、いろんなことで、今後あらゆる災害も想定していかなければならない状況にあるとは思っております。

以上です。

**○企画課長（倉岡孝昌）** 再生エネルギー法についてお答えいたします。

再生可能エネルギー特別措置法が成立し、電気の買い取り制度が来年7月にはスタートする予定で、地域の活性化や二酸化炭素の排出量の削減もねらうとされておりまして、今後に買い取り価格等が決定して、バイオマス、太陽光、風力など再生可能エネルギーによる発電事業が本格化するものと思われまます。

バイオマス事業につきましては、さきの田平議員の御質問に農林課長がお答えしましたとおり、現段階での状況で考えますと、バイオマス発電は、バイオガスを直接燃料として利用する場合はまだ効率的に利用できますが、発電に使うとなりますと、なお効率が落ちますので、バイオマス発電の事業化は慎重を期す必要があるというふうに思います。

太陽光や風力発電については、今年、発電事業者等から適地の照会に関する依頼が数件あり、その都度対応をしておりますが、そのうちの1件については、適地となり得るか、諸条件について引き続き情報交換を続けております。

今後太陽光発電施設等を本市に受け入れることは、再生可能エネルギーの利用に積極的に取り組む自治体としてイメージアップにつながり、固定資産税等の収入源確保に役立ちますことから、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

また、本市が事業主体となって太陽光や風力発電の発電事業に公共的に取り組みますことは、

現段階では事業の将来性やリスクを見通せなく、検討いたしておりません。

以上でございます。

**○池山節夫議員** 新しい公共ということで、この1番目の質問を全部総くりしたんですけど、経済もなかなか発展しない、垂水の経済もそうですし、財源がないというのはどこの自治体も一緒なんですけど、お金がないけど何とかしないとイケないと。だから、やっぱり小さな政府で大きな福祉じゃないですけど、やっぱりお金を使わずに何とかしていこうというのが新しい公共の考え方で、尾脇市長、新しく市長になられて、若い市長でこれから垂水を発信していかなくちゃいけないと、そういうところにあって、市民全体の協力を得ながら、すべてのことにみんなで目を光らせようと、教育に関しても何に關してもですね。

ですから、これを、脈絡がないようですけど、出生率から児童虐待、いじめ、そして学校図書の問題まで、それで貧困率と、何で一くくりにしたかということ、すべてのところにみんなで目を光らせながら、出生率が上がるにはどうすればいいか、隣近所で妊婦さん、赤ちゃんを持っているお母さんにどんなふうに手を差し出していったらいいか、子育てのいい環境をつくるにはどうしたらいいか、周りがみんなで手を差し伸べられるような垂水市にしよう。そうでないと、出生率は上がらないんじゃないかというのがまず1つ。

それから、児童虐待についても、小・中学校のいじめ、暴力とかいうのについても、行き過ぎたしつけは暴力だと、子供のしつけにしても、行き過ぎるとやっぱりもう暴力なんですよね。だから、どこまで愛情のあるしつけをするか、それで隣近所でみんなが目を光らせながら、見守りながら、どんなふう子育てをしていくか、それが垂水をよりよいまちにしていく。お金は使わなくても何とか垂水を発信していける1つ

の方法は、もうそこにしかないんじゃないかと、そこを願ってこの質問をしているわけです。

ですから、全体的にボランティアを、児童虐待についても今、民生委員とかいろいろあるんですけど、それ以外にもボランティアをお願いして、そういうものに目を光らせるとか、小・中学校のいじめについても、きのうちょっと先生のことが出ましたけど、そういうのも教育長のほうにすぐ、1週間ぐらいたっていましたけどね、そういうのもすぐ報告が行くと、そういうふうにしていかないとやっぱり対応がなくなるんじゃないかと。ですから、みんなで協力しながら、優しいまちにしていけないといけないんじゃないかという思いで、今回この質問をいたしました。

ここで質問は、2回目の質問としては、この新しい公共の考え方の中で、お金を使わずにすべてに対して、すべての私がここに挙げたようなことに関して、ボランティアをいろんな方面でお願いできないかということでも聞きたいんですけど、出生率、児童虐待、いじめ、それから学校図書館の課題についても、勉強をしたいと思っただけ何かを調べたいと、何かの本を探したいと思っただけ子供自体ではすぐ探せない。そこに、例えば会社を定年になったちょっと時間のある方でも、ボランティアで司書の仕事をできるような、やってくれるような人はいるんじゃないかと。そういう人を設置しておく、こんな本を探したいと、こんなことを調べたいといったときにすぐ対応ができるんじゃないか。その辺のことをできないかと。教育長でもいいです、ここに関しては。何かそういうことが検討できるようでしたら、答えをください。

それから、貧困率と生活保護についても、ここで新しい公共でくくっているんですけど、昔とすると本当に貧しくなったなど、日本が。16%の貧困率というのは、100人でもう16人、112万円。要するに224万円の半分ということですね、

それ以下は貧困ということだから、わずか112万円の人でもう16%もいると。我々が学生だったころ、みんな中流といわず、中流の中の上という意識だったんですよ、日本国民は。それがいつの間にかこんな、何か貧しい国になってしまったなど。ですから、この貧困率とか、これは今、しょうがないのかもしれないけど、この生活保護、貧しくなったこの中にもみんなが、何というのかな、支え合えば、その貧困の、金銭的には貧困でも心を豊かに暮らしていけるようなまちにしないといけない。

先日テレビでしたかね、新聞かな、路上でホームレスをされていて、それでちょっと体調を壊して生活保護をもらいましたと。これは都会の話ですけど、生活保護をもらってアパートに住んで、テレビもある部屋に住まわせてもらって、生活は安定したと。そうしたら、その人が2カ月ぐらいしたらまた路上へ帰っていったと。なぜだ、どうして安定した生活を捨ててまた路上へ帰るのかと。そうしたら、その人に聞いたら、暖かい部屋に1人でいても話をしてくれる人がいない。それよりは、路上生活でもいいから仲間のいるところへ帰りたかったと。ですから、人間というのは、物の豊かさじゃなくて心の豊かさがないと生きられないというのがあって、すよね、動物とは違うから。

ですから、ぜひ、我々議員もですけど、行政の皆さんも一緒になって知恵を絞りながら、心豊かなまちにしていきたいと。その発想でこれからは行政、市民が一緒になって頑張っていきたいと。その思いを込めてこの質問をしております。市長に、この辺のことについて何か思いがあったら、伺います。

防災についてなんですけど、津波対応マップについては今年度でと、いろんなところでもう津波対応マップをつくったり、どこかな、大分県の臼杵市なんかは、従来の津波の想定を、今回の東日本大震災を受けて、想定を3倍にした

と。私、さっき、1914年のマグニチュード7.1の湾奥、どっか桜島のちょっと向こうだったんですけど、そのときの津波の状況は把握していないんですけど、やはり湾内でもマグニチュード7点幾つの地震が起こったら、前回でしたかね、市長の話で、想定7メートルと。それで、今回のああいう津波が来たら、猿ヶ城まで行きますよというような話があったんですけど、7メートルを想定したとき、どこまで行くのか、そういうことも想定して対応マップをつくって、そして2番目の、水に関しては備蓄をというような総務課長の話でしたけど、やっぱり水だけじゃね。これも財源の問題ですけどね、やっぱり乾パンとか、そのぐらいのものは必要なんじゃないかと思うんですよ。牛乳もロングライフがあるんですけどね、60日しかもたないからそれはちょっと無理でしょうけど。

やはりこの前の台風12号のあの大雨を見ると、我々が子供のころの台風の風の威力、それとは違った雨の威力のほうがすさまじくなっているんですよ。ですから本当に、今まではそんなことはないだろうと思っていましたけど、本城川の決壊があり得るんじゃないかと、あれを見るとですね、1週間に1,000ミリ以上降ったんじゃないかな。それだけ降ると、どこの町でもそれはもう洪水になりますよね。ですから、やはりそれぐらいを、これからは温暖化して集中豪雨がどこで降るかもしれないと、そういうことまで想定してやはり防災、そういうことを考えないといけないし、特に雨に対する、本城川がもしどこかで決壊して、上のほうで決壊するかもしれない、どこか馬込の下か、どっかかで決壊するかも。私は以前、あれは台風でかな、馬込の堤防が壊れるのを見たことがあるんですよ。馬込商店とあったところのちょうどそこが壊れたんですけど、水が流れると道路のある土手なんか、間はないんですよ、ぼろぼろぼろ崩れ出して。それで、馬込の集落の人たち

が大きな竹を切って何本も入れて、それで何とかとめられるのを見ましたけど、ああ、人間の知恵はすごいなと思ったけど、やっとなどまったんですよ。あれで、あのときにあそこの馬込のあの、ちょうどこっちから流れ出てくるその突き当たりだったんですけど、あそこが壊れていたら馬込はどうなっていたんだろうか、その下はどうなっていたんだろうかと、今でもぞっとするんですけどね。

ですから、堤防はセメントで積んであったりして丈夫だと思うかもしれないけど、この前の和歌山のあの大きな石の流れているのなんか見ると、堤防にセメントで補強なんかがしてあったって、大きな石がガンと当たればすぐ壊れるわけだ。その流れてきた石が壊して、その後、水で堤防が決壊する。それはもう水の威力はすごいですから、簡単といえば簡単に壊してしまうんですよ。

ですから、今回、地震も津波も想定外というのがありましたけど、やっぱり想定外を想定外にしないように、垂水市の場合も、想定できることはちょっと過度になるぐらい想定した上で、防災の意識を高めて、備蓄についてもある程度ものを備えていただきたいと。もう1回、伺います。

それから、避難についてですけど、今回も台風12号で和歌山のあたりでは、避難の勧告とか指示の出し方が遅かったんじゃないかというのがあるんですけど、あの山合いの町を見ていると、避難、町長さんの判断というのは難しかったんだろう。垂水に関しても、避難指示・避難勧告をどう出すか。あの和歌山で避難指示・避難勧告を出したら、その避難するときに災害に遭うんじゃないかと。それはもうそのほうが大きかったんじゃないかと私は思いますけど、どのタイミングで、どんなふうに出すのか、その辺のことも尾脇市長、今後のことを考えながら、どんなふうに出していこうというマニュアルと

いうか、自分なりの考え方でもいいんですけど、出して、それで避難経路に関しては、総務課長、さっき難しいと、どういうふうに避難させるかは難しいというようなことがあったんですけど、例えば、地震とか津波が発生しそうだったらどういう経路、それで大雨・豪雨による本城川の堤防が危ないと、この地域が決壊しそうだと思うたら、下流が決壊しそうだと思うたら、ここはどう逃げる、上流で決壊しそうだったらどんなふうに避難経路を指示する、そういうことをやはり想定して、考えておいて、それで市民の皆さんに指示をしていただきたい。その辺のことを伺います。

3番目の再生エネルギー法についてですけど、これは水迫市長時代にバイオマスで実証実験をされて、それなりの成果があったとは思ってますよ。今、もう何もないわけですけど、やはりあれだけのことをして、あのことではなかなかだったんですけど、輸送とかそういう問題で。だけど、垂水は家畜とか、焼酎かすもですけど、そういうものが出ます。ですから、もう1回見直して、何か、じゃそこで、移動しないで、すぐ連動してモーターを回して発電して、その電気を送る。そのぐらいのことをやはりこれから先、考えて、以前のその実証実験の成果を新たにやる気はないかと、これは市長に伺います。

それと、太陽光については、きのう田平議員、持留議員が質問されましたので、大体のことはわかりましたので、太陽光についてはいいですが、風力発電について、北海道の寿都町かな、風が強い町でふだんでも40メートルぐらい吹いたりすると。それで、もうこんな厄介者はないという北海道寿都町ですね、ここで風力発電をした。それで、今までの厄介者だったのが、これでいいものが、特徴になると。

垂水も山があり、海があり、風はある。都会に行けば騒音がうるさいからなかなかできないんですけど、いろいろあるんですよ。ダリ

ウス型とかね、クロスフロー型とか、サボニウス型の風車とかいろいろあって、3枚羽のあのビュンビュンと回るあれは騒音がうるさいですけど、このサボニウス型とかダリウス型というのは、大型化はできないけど音は余りしないと。ですから、これもお金によるんでしょうけど、やっぱり騒音もなくて発電ができれば、自然の風、どっからでも、どんな方向からでも吹く垂水市ではやはり発信できると。先ほど企画課長から発信できるという発言がありましたけど、そういう意味では垂水市を発信していけるんじゃないかと思えますけど、その辺について企画課長、お願いします。

**○市長（尾脇雅弥）** それでは、池山議員の新しい公共についての御質問に対しまして、全体的な考えを申し上げたいというふうに思います。

財源が大変厳しい中で、でも、課題は残っていると、やらなきゃいけないというのはもう全くそのとおりだと思います。そして、優しいまちをとということの御提案でありましたけれども、私自身が一番掲げておりますのは、住んでよかったと思えるまちということですから、ある面、同じような方向性だというふうに考えております。20年もしくは30年前は、ある面、利益の分配というような世の中であったのかなと考えますけれども、今はむしろ負担の分配といいますか、どうやって皆さんで支え合いながらやっていくかということが大事になってくるというふうに思いますので、基本的にその考えにのっとって行ってまいりたい。

ただ、行政として、先ほど、物の豊かさではなくて心の豊かさということでお話がありましたけれども、物に関してもある程度の環境づくりというのをやらなきゃいけないというのが立場でございますので、そういった環境もつくりながら、心を豊かに暮らせるような垂水づくりに向かって頑張っていきたいというふうに考えております。

それから続きまして、防災関係につきましてですけれども、考え方というか、述べさせていただきますと思います。

私は、市長選に立候補した公約のときに、1番目として、安心・安全な垂水のまちづくりというのを掲げてまいりました。市民の生命・財産を守るため、防犯でありますとか防災体制の強化を図っているところでございます。市長としまして、就任以来、危機管理監の専門的な知識というものを活用しながら、本年度これまで災害警戒対策本部を4回設置しております。早目の自主避難所の開設を行ってまいりました。

考え方というのは、生命・財産を守るためにも、この危機管理監の情報収集、消防団の方々の協力もいただきながら、的確な情報発信、空振りでもいいですので、今後も早目の避難所の開設など行って、本当に生命・財産を守るということを基本として行動をしてまいりたいと思います。

そのために1つ大事なことは、先ほど御指摘もありましたように、地域にどういう危険性があるか、そのことに対して、どういうふうな連携をして避難していくのかというようなことを、しっかりと共通認識をするようなことを今後、取り組んでまいりたいと思います。

また、本年は3月11日に未曾有の東日本大震災が発生をいたしました。現地大船渡市、隣接市の陸前高田市にも私自身、行ってまいりましたし、自然災害の恐ろしさ、また的確な避難というのが重要であることも、現場を見て再認識をいたしました。加えて、今回の紀伊半島の被害状況を目の当たりするに当たりまして、一層の情報収集、早目の対応というのが本当に大事であるということを感じておりますので、そのことを考えながら、この問題には取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後、エネルギー関係の問題ですけれども、垂水市の今後のあり方として、私はこれから、

今さら例えば工業団地的な発展とかいうことは厳しいんだらうと思っております。もちろん一次産業を生かした、豊富でございますので、加工して販売していくという戦略と同時に、このエネルギーの政策の問題というのは非常に重要であろうというふうに考えております。福島原発の事故があつて以来、このエネルギー政策というのも大きく変わっていくことは確実でございます。

バイオマスに関しましては、現時点で、発電効率などの課題が残っていることは私も承知をしておりますけれども、それだけではなくて、一方で、家畜がいっぱいある大隅、以前のデータで、調べたデータによりますと、東京と変わらないぐらい、大隅というのは地下汚染が進んでいるんだと、その一番の原因がこの家畜のふん尿というようなことがありますので、それを解決するということができますし、加えてエネルギーとしての魅力もあるということでございますので、前回の水迫市長の時代の研究によりまして、一定の実証実験の成果は上がっておりますので、そのことを大事にしながら、また、これからどうやって活用していくのかというのも研究はしていきたいというふうに考えております。

また、太陽光、風力、この関係に関しては、けさも新聞にも載っておりますし、世界的にも先進的な取り組みとか、国や地域、そういったものの覚悟とか、そういった目指すべき方向で全然違ってくると思いますので、リスクも原子力に比べて非常に少ないことでございますので、目指すべき方向だと思っておりますので、そういったことを総合的に研究をしながら、前向きに進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○総務課長（山口親志）防災について、御質問にお答えしたいと思います。

まず、備蓄のことではありますが、水の検討は

したいということで、食料に関しては、以前は社会福祉協議会等の備蓄もあつたりしておりましたが、今回、商工会と災害時の物資の供給の協定を結んでおりますので、そのあたりで、その関係で物資を今現在、持っていないところがありますので、そのあたりの対応ができるかと思ひまして、現在、備蓄はしておりません。ただ、先ほども申し上げましたとおり、必要な水だけは備蓄をする必要があるんじゃないかということで指示もいただいておりますので、検討させていただきます。

それから、避難所の避難の経路ですが、現在、防災計画に避難所の避難の経路の計画を載せていないということで難しい状況ですが、ただ、避難所の経路についても、一番問題になります本城川の決壊にしても、それから津波にしても、まず標高の標示をきちっと我々が持っていかなないと避難所の経路ができませんので、一概に避難所の経路を指定するのは難しいというんじゃないで、難しいんですが、まず基本となる、今、高低を、危機管理監や防災対策室長やらで今、垂水市の標高等の調査もしております、そこあたりの標示もあわせまして、避難所の経路とか、避難の標高なんかの標示をしまして、市民への啓発に努めていきたいとは思っているところでもあります。

以上です。

**○学校教育課長（有馬勝広）** それでは、教育問題のことに關しまして、池山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、私は、小・中学校のいじめ、暴力、不登校の対応についてのボランティアの配置ということについての御質問にお答えいたします。

現在、垂水市の小・中学校におきましては、スクールカウンセラー1名、スクールソーシャルワーカー3名を配置しまして、教育相談活動の充実に取り組みまして、いじめ、不登校等の生徒指導上の対応の充実に取り組んでいるとこ

ろでございます。

いじめや不登校等は、生徒指導上の喫緊の課題でございます。議員がおっしゃったとおり、ボランティアで地域の方や保護者等、学校に来ていただきまして、児童生徒と触れ合ったり、例えば野菜づくりを教えていただいたり、グラウンドゴルフなどの体験活動を行うということは、非常に多くの大人から見守られているということから、生徒指導上も好ましい効果があると考えております。

現在、各小学校におきましては、先ほど御紹介した活動等で、ふるさと先生ということで学校に来ていただいて、いろいろ教えていただいたり、あるいは地域のお年寄りの方々を御招待しまして、昔の遊び体験とか、昔の生活をお話ししていただいたりとかいう活動を行っております。

現在、社会教育課が計画を進めておりますたるみず学校応援団というものは、そのボランティアという議員のおっしゃる趣旨に合うものでございますので、これを充実させまして、学校教育でも活用しまして、地域全体で子供を見守り、育てる環境づくりに努力したいと考えております。

以上でございます。

**○教育長（肥後昌幸）** それでは、池山議員の学校図書室のことについて、2回目の御質問にお答えしたいと思います。

学校図書室の司書補の役割というのは、本の貸し出しとか新刊の受け入れ、あるいは蔵書の点検等だけじゃなくて、図書室で一番子供たちと接する機会が多いわけですので、そのときに、いかにして子供たちに読書に対する興味・関心を抱かせるかというのも非常に大事な役目でございます。できましたら、各学校1名ずつ司書補がいるのが理想ではございますけれども、現段階ではなかなか厳しい状況でございます。

そこで、担任や読書指導教諭等との連携を図

りながら、読書活動の充実を図ってまいりたいと思っておりますし、先ほど議員から御提案ありました、司書補がないんだったらボランティアをしたらどうかと、非常に私も同感でございます。今、社会教育課が来年度から中央中で始めようとしておりますたるみず学校応援団、これの中にこういうのも入れられるだろうと思いますが、来年度は中学校から始めますけれども、できるだけ近いうちに小学校にもこれを広げてまいります。そのときに、今のような図書室へのボランティアというのも考えてまいりたいというふうに思っております。

**○企画課長（倉岡孝昌）** 再生エネルギー法に関しての2回目の御質問で、風力発電ということの御質問でございました。

風力発電につきましては、垂水市が平成15年に策定しました垂水市地域新エネルギービジョンの中で風力発電についての検討をしております、その中で風力マップをつくっております。風力発電につきましては、大型でありますと、平均風速が5メートルから6メートルぐらいの風力が必要であると言われておまして、垂水市で地域的に見ますと、やっぱり山間部に偏るようでございます。そのようなことを考えますと、道路事情でありますとか、送電線が必要になりますので、設置箇所としては限られてくるんじゃないかというふうに思います。

また、風力発電につきましては、先ほどの御質問にありましたように、大型だけではなく小型風力とかミニ風力、またマイクロ風力というものもあるようでございます。このことにつきましては、まずは例えば公共施設で利用することはできないのかなということが想定されるわけで、今後、各課においてそういうこともちょっと検討していただくこともいいのかなというふうに思っております。

**○池山節夫議員** そういうことでよろしく願います。

教育長、さわやかあいさつ運動、あれは非常にいいと思うんですよ。で、私、最近思うんですけど、もう質問は終わりますけど、我々の子供のころは地域で、学校に行くと、あいさつは今、おはようということなんですけど、我々が学校に行くころは隣近所のおじさんが、行ってらっしゃいと言っていたんですよ、行ってらっしゃいと。で、学校から帰ってくると、どこの子供にもお帰り。私は時々立ったりして、小学生の子供に行ってらっしゃいとか、小・中学生、高校生にも行ってらっしゃい、帰ってきた子にお帰りとか言うと、びっくりするんですよ、今、えっと。何で、お帰りと言われたと、行ってらっしゃいと言われた。新鮮なんじゃないかな。

ですから、やはりさわやかあいさつ運動、おはようはいいです。みんなで、どこの子供でもいいですから、学校に行くときは行ってらっしゃいと。そうすると子供は、最近、余り家でも言わないのかな、行ってらっしゃいという言葉です。それで、帰ってきたら、家庭では言うんでしょうけど、隣近所のおじさん、おばさん、見知らぬ人から、学校から帰ってきたらお帰りと言われたと、行くときに行ってらっしゃいと言われたと。これは非常に心がこもっているんですよ。行ってらっしゃい、気をつけて行っておいでよと言うのと、無事に帰ってきたねと、お帰りと言うのと。この辺からまず、我々もですけど、職員の皆さんと一緒に、そこからまたまず始めて、垂水を、行政ともども優しいまちにしていけたらと思います。

私の質問はこれで終わります。

**○議長（宮迫泰倫）** ここで、暫時休憩します。次は、10時40分から再開いたします。

午前10時28分休憩

午前10時40分開議

**○議長（宮迫泰倫）** 休憩前に引き続き会議を

開きます。

5番池之上誠議員の質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、おはようございます。

東北大震災、台風12号豪雨災害、民主党野田新政権などについて前語りを考えておりましたが、やめます。一言、被災されました方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げさせていただきます。

本市では、桜島昭和火口の火山活動が活発化しており、防災の備えは十分にさせていただきたいと思うところであります。

さて、議長より許可をいただいております。一般質問を、通告に従い順次してまいります。明快な御答弁をよろしく願いをいたします。

まず最初に、本市の財政状況について質問いたします。

さきの6月議会でも同様な質問がなされておりました。決算の事務処理期間ということで見込みの数字ですが、地方債残高の減少、財政調整基金の残高の大幅増額など、財政改革プログラムの忠実な実行によるものだという答弁を記憶しております。

まず最初に、単独市政運営を選択し、行財政改革を断行してきた本市の財政状況の推移と分析を、市の貯金と考える財政調整基金、市の借金と考える市債残高等の比較、また、経常収支比率、健全化判断比率などの財政指標の比較により、さらには、歳出面で特に性質別で比較したときに顕著な結果が見られるものにはどのようなものが挙げられるのか、わかりやすく説明をいただきたいと思います。

次に、平成22年度の決算結果についての評価についてお伺いいたします。

国の緊急経済対策による交付金、地方交付税の一律割り増しなど、歳入面に関しては好条件がそろっていたように思われます。すなわち、

経常的支出を分子に、交付税などの経常一般収入を分母とすれば、分母が大きくなれば比率は小さくなることは当然の結果と思われませんが、まれに見る結果を生み出した要因等についてどのように分析し、評価されているのか、お伺いいたします。

最後に、震災後6カ月を過ぎ、国の方向性も見きわめられる時期だと思えます。大震災だけでも相当な復興費用を要し、特別交付税等は減額は予測されておりましたが、今回、台風12号による大災害が広範な規模で発生し、国は激甚災害指定を発令し、復興に取り組もうとしております。これらのことから、被災地以外の地方にとっては国の財布はかなり絞られるだろうと予測いたしますが、どのような影響が考えられるのかお伺いし、あわせて、それらに対する対策をどのように考えておられるのか、あわせてお伺いいたします。

次に、一般質問初日の質問、さらに本日の質問等で取り上げられ、先週末の新聞、テレビ等で県下の多くの皆様に特定し得る表現で報道された本市唯一の中学校、垂水中央中学校について、開校2年目の現況として詳細をお聞きいたします。

さきの報道は、学校の活気ある状況、先生方の熱心な指導、生徒たちの頑張る姿、それらを築き上げるためのお互いの信頼関係など全く考慮することもなく、体罰行為のみを取り上げた内容で、垂水中央中学校の全生徒に大きなショックを与えております。そのことについては後に触れることにいたしますが、まず、垂水市民の皆様、この議場をおかりして、垂水中央中学校が生徒と先生の信頼のもとに頑張っている姿を発信したい、その思いで質問をいたしたいと思えます。真実の姿を説明いただくようお願いを申し上げます。

開校2年目、勉学、部活動等に目覚ましい活躍を発揮してくれております。県大会への出場、

九州大会、全国大会への出場、報道事件に揺れた日も動揺することなく結束のもとに、瀬戸口藤吉翁コンクールで見事グランプリを獲得した吹奏楽部など、子供たちは頑張っております。今、2学期の中心行事である第2回体育大会に向け、全校一つになって取り組んでいる状況だろうと思います。

そこで質問いたしますが、開校2年目の状況、垂水中央中学校が外部からいただいている評価、生徒会等で取り組んでいる1分前着席、30秒前黙想などの取り組み、さらに、開校以来、生徒とともに新しい校風を築き上げようと頑張っている教職員による生徒指導の成果、さらには地域との連携を深めるために、小学校単位で活動するPTA組織としての校区部長の活動や、今年度から試行的に活動される学校応援団などの活動について、垂水中央中学校は、日常的な体罰等を通して暴力によって生徒が支配されている学校ではないと、自信を持って説明をいただきたいと思っております。

これで、1回目の質問を終わります。

**○財政課長（北迫睦男）** 財政状況についての御質問にお答えします。

まず、行財政改革の結果としての財政状況の推移と分析についての御質問でございますが、平成22年度の一般会計決算は、歳入額97億5,080万3,000円に対し、歳出額94億367万2,000円、差し引き3億4,713万1,000円の黒字となりました。歳入歳出差し引きから平成23年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支では、3億3,759万1,000円の黒字、実質収支に市債の繰り上げ償還や基金積み立て等を加味した実質単年度収支では、5億7,557万4,000円の黒字となっております。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度から8.8ポイント改善の87.0%となり、平成12年度以来、10年ぶりに90%を下回り、市税の現年度分の徴収率は97.3%と、前年度から0.2ポイント上昇しております。

市の貯金に当たる財政調整基金の積立額は、前年度から約3億9,000万円増の10億190万7,000円、市の借金に当たる市債残高は、前年度から約3億円減の103億84万6,000円となっております。

健全財政化法に基づく健全化判断比率につきましては、実質公債費比率が前年度から1.4ポイント改善の13.6%、将来負担比率が前年度から31.6ポイント改善の93.3%で、いずれも国が示す財政健全化基準をクリアしております。

これらの決算結果を行財政改革がスタートした平成17年度と比較しますと、財政状況を判断する指標として最も重視される経常収支比率は、97.4%から10.4ポイント改善され、お隣の鹿屋市とほぼ同程度となっております。

市税の現年度分の徴収率は95.6%から1.7ポイントの上昇、財政調整基金の積立額は2億3,123万6,000円から7億7,067万1,000円の大幅増、市債残高は123億7,058万9,000円から20億6,974万3,000円の削減となっております。

また、歳出額を性質別で比較しますと、子ども手当が創設された扶助費や学校施設整備事業を行っている普通建設事業費などは、平成17年度に比較して大きく伸びている反面、人件費については、平成17年度の25億152万円から平成22年度は6億2,016万4,000円減の18億8,135万6,000円と大きな削減となっております。額の削減に伴いまして、人件費に係る経常収支比率は、平成17年度の36.6%から7.1ポイント改善の29.5%となりましたが、本市は、単独消防を持つという特殊条件があり、これによる影響分が約5%ありますので、この点を考慮すると、県内他市との比較においてもほぼ平均的な数値であり、定員適正化計画の着実な実行など、行財政改革の成果があらわれているものと言えます。

さらに、健全化判断比率は、制度がスタートした平成19年度との比較において、実質公債費比率が16.3%から2.7ポイントの改善、将来負担

比率が174.1%から80.8ポイントの大幅改善でございますが、財政改革プログラムを遵守し、市債の新規発行額の抑制などを強力に進めた結果であると考えております。

次に、平成22年度決算の評価についての御質問でございますが、決算状況を総括いたしますと、監査委員の御意見でも、まれに見る結果と評価していただきましたとおり、実質収支も大きな黒字であり、主な財政指標等も改善されるなど、地方交付税の増額など好条件はあったものの、これまで取り組んできた行財政改革の成果があらわれた、近年になかった、いい決算状況であったと考えております。

財政状況の健全度を判断する指標として用いられます財政指標等で主なものと、その要因等を御説明申し上げます。

まず、経常収支比率は先ほど87%と申し上げましたが、下がった要因は、地方交付税などの経常一般財源の収入がふえたことに加え、支出のほうで人件費などの経常的な経費が削減できたことによるものでございます。この指標は、これまで2年続きで県内市町村のワースト5にランクされていましたが、今回は、県下全市町村の順位はまだ発表されていないものの、19市の情報では中ほどにランクされており、満足できる結果でございます。

健全化判断比率のうち実質公債費比率の減少は、地方交付税等がふえて標準財政規模が大きくなったことと、財政改革プログラムに基づき起債額を抑制し、元利償還金が減少したことによるものでございます。

次に、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率でございますが、標準財政規模の増加と漁協への損失補償が終了したこと、また、負債に充当可能な基金積立額がふえたことが要因でございます。

そのほか、基金残高の増加と市債残高の減少

等も含めまして、財政指標等が好転していることは、外的要因はあるものの、市民や議会の御協力のもと、財政改革プログラムを忠実に実行し、健全財政運営に努めた結果と考えております。

次に、災害の影響を考慮した財政状況の見込みについての御質問でございますが、東日本大震災の復興財源確保のための地方財政への影響につきましては、6月議会の田平議員の御質問にも見通しをお答えいたしました。今回、新たに台風12号に伴う大きな災害が発生し、まことに残念なことでございます。

今回の災害も、広範囲にわたり、復旧には長い期間と多額の経費が予想されます。国の財政負担は膨らみ、地方への影響は必至であると考えております。

普通交付税につきましては、7月に算定作業が終わりまして、臨時財政対策債を含めた額の昨年との比較では約1億2,400万円、追加交付分を含めると、約1億8,800万円の減額という結果が出ております。このことは、国勢調査人口の減などが要因であり、想定していたものでございます。

しかしながら、特別交付税につきましては、先般、平成23年度の市町村分の特別交付税に係る財政事情等ヒアリングがあり、その中で、台風12号災害や大震災関連経費に相当額充当される見込みで、被災地以外の地域に対する特別交付税交付額は相当減額される可能性が高いという県の担当者の説明がございました。交付額が当初予算割れすることはないだろうと考えておりますが、歳入に占める割合の高い本市にとりまして、厳しい状況でございます。

その対策としましては、節減に努めるとともに、年度間の財政調整を図るための財政調整基金でございますので、基金を使って必要な予算措置は講じてまいりたいと考えております。

○学校教育課長（有馬勝広）池之上議員の、

垂水中央中学校の開校2年目の状況についてお答えいたします。

平成22年度に開校しました垂水中央中学校では、創造・感動・鍛錬の3つの校訓のもと、生徒、教職員、保護者が一体となって、新しい学校の伝統づくりに取り組んでおります。生徒は、現在、落ちついた教育環境のもと、学習や部活動等に精いっぱい取り組んでおります。昨年度から生徒会役員や部活動の生徒等が主体となりまして、毎朝、正門と裏門に立ち、あいさつ運動を展開し、生徒を気持ちよく迎えたり、部活動の生徒が朝の清掃活動を行ったりしています。また、体力づくりの一環として早朝ランニングを実施し、多くの生徒が自主的に参加しております。

部活動では、7月の県総合体育大会で、共通男子走り幅跳び、共通男子三段跳び、男子ソフトテニス団体及び個人が優勝、女子硬式テニスダブルスが準優勝するなど、好成績を残しました。九州総合体育大会では、男子ソフトテニス団体が3位、男子走り幅跳び、三段跳びが準優勝しました。中でも、男子走り幅跳びは全国大会に出場し、6位に入賞するすばらしい活躍も見せてくれました。また、9月10日土曜日に開催されました第13回瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールにおきまして、吹奏楽部が見事グランプリを獲得いたしました。

次に、外部からの評価でございますが、気持ちのよいあいさつがとても好印象である、統合後、部活動に活気がある、清掃など生徒が主体的に活動する姿が見られるなどの評価をいただいております。

内部の取り組みにつきましては、今年度から生徒会が中心となって、授業開始1分前着席、30秒前黙想に取り組んでおります。生徒は落ちついた雰囲気の中で学習に取り組んでおります。また、授業の5原則を生徒と教職員におきまして共通理解されておきまして、集中して授業に

取り組むことや、授業を受ける姿勢、あいさつ等、学習のマナー等を定め、実践をしております。これらのことにより、集団の一員としての自覚が図られ、今後の学習意欲の向上、学力向上の一助となることが期待されます。

次に、生徒指導ですが、昨年、統合当初は問題行動が見られましたが、全教職員が一枚岩となり、毅然としてきめ細かい粘り強い指導の結果、落ちついた教育環境が整ってまいりました。本年度は、いじめ、問題行動等の報告は受けておりません。

地域との連携につきましては、PTAで校区部長を選任し、各小学校区の補導や登下校時の生徒の安全指導等を行っております。

今後とも、校長のリーダーシップのもと、教職員が一体となって新しい垂水中央中学校の伝統づくりに取り組むよう、教育委員会としましても指導・助言をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（瀬角龍平） それでは、社会教育課から、たるみず学校応援団の取り組みについて御説明をいたします。

6月の議員の質問の中にも、学校応援団というのは、「みんなで育てる地域の子ども」をキャッチフレーズに、学校のニーズに応じ、地域の皆さんの豊かな技術、経験を生かして学校のボランティア活動をすることによって、学校の教育活動を一層充実させるとともに、地域の皆さんの生きがいづくりにも資するものだという、そういう報告をいたしました。そういう基本に立ちまして、今まで進めている取り組み状況を御説明申し上げます。

7月26日に垂水市民館で第1回目の地域本部会議を開催をし、中央中学校長や市PTA、公民館連絡協議会、民間ボランティア、市の女性団体などの代表者の方々により、取り組みへの協議がなされたところでございます。

ボランティアの募集につきましては、7月上旬に振興会を通じましてチラシ配布を行い、また、市のホームページや広報たるみずでの教育長コラムの掲載とともに、人生経験の豊かな人材を発掘するために、市の老人クラブの役員会の場でも説明をするなど、いろいろな場を利用しまして、学校応援団の周知と協力をお願いに努めておるところでございます。ボランティアは、現在まだ5人の申し込みですけれども、今後も、たるみず学校応援団の啓発を図り、ボランティアの発掘を行っていきたくと考えております。

現在、中央中学校から学校支援への要望事項も、郷土の歴史の講話、それとかスクールバスへの添乗、その他、数件挙がってきております。また、職員を地域コーディネーター研修へ参加させながら、スキルアップにも努めながら、また、応援団の事務室と相談室を兼ねた部屋を市民館に整備をするために、今回の9月議会に補正予算をお願いをしているところでございます。

今後は、ボランティアの説明会への開催についても準備を進めておるところでございます。

重ねて申し上げますけれども、子供たちの健やかな成長を目指して、地域と学校が連携するための心豊かな施策として、学校応援団の事業をできるところから社会教育課として推進してまいります。

以上でございます。

**○池之上 誠議員** 一問一答でお願いいたします。

財政のほうは、経常収支ですね、87%という本当にいい数字をたたき出しておられると思います。あと健全化判断比率にいたしましても、将来負担比率、これは昨年、漁協損失補償が終わったわけですが、そういう関連する補償までが終わったということで、将来に対する負担が少なくなってきたということ、これもよかったんじゃないかと思っております。国が

示す早期健全化の基準はクリアしているということで、今のところ財政的には安心して見ておられるんじゃないかなと思っております。

市債の残高も前年度マイナス3億円、120幾つから、今、103億円ぐらいになっていると思います。そして財政調整基金も前年度からはプラス3億9,000万円、4億円近い積み立てですが、これもまあ10億円ぐらい積み立てていると。

あと性質別に見ますと、人件費ですね、定員適正化計画にのっとりまして順次減らしてきております。早期勧奨退職をしたり、そしてそれを補う分としては臨時とかそういうので対応されていると。今、行財政改革を一生懸命やられておりまして、その成果がこういう数字のほうにあらわれてきているんだろうと、私は思っております。

そしてまた、東日本大震災とか台風12号の影響が、今後、数年間にわたってこれは考えないといけないというふうに思っておりますけれども、課長が今さっき申されましたように、財源不足のときにこういう財政調整基金を使うんだと。そして必要な予算措置は行っていくんだということを言われました。

過去の答弁によりますと、この財政調整基金の使い方と、あり方と、どれぐらいが適正な規模なのかということは何回も聞かれておりますが、そういったときに、標準財政規模の10%から15%というのが適正額、額にして言うと6億円、7億円という言葉が返ってきたように思います。そして、ことしみたいに10億円、財政調整基金を積んだと。そうなりますと、私も含めてでございますけれども、市民からも、また議員の皆さんからも、お金があるんだったら市民のほうに、市民のニーズにこたえてくれよという言葉が聞こえてきていると思っております。

こういつて大震災の災害がありまして、長期間のそういう交付税の減額というのが予想されておりますが、貯金というのは幾らあってもい

いのではないかというふうに思っております。先ほど言われましたけれども、あり過ぎていけない、少な過ぎていけないということでございますが、私たちは、あるんだったら使ってくれよと、簡単にそう言ってしまいますけれども、財政の事務方としては、その財政調整基金というのは、本当はどういう考え方があるのか、適正な残高というのはどういう考え方に基づくものかということをお示ししていただきたいなと。別な考えがあればですね、我々を納得させるような考えがあればお知らせください。

そして、どういうふうにしてその財政調整基金を使っていくのか、事業の峻別とかいろいろあると思いますが、その辺についてはどう考えてやっていかれるのか。これは市長の考えも相当入ってくるだろうと思うんですけども、その辺について、財政調整基金の適正な基金残高の考え方と使い方、これについて2回目、教えてください。

**○財政課長（北迫睦男）** 財政調整基金の考え方の御質問でございますが、財政調整基金は、年度間の財源の不均衡をならすための積立金で、収入を調整したり、急激な税の落ち込みや災害などに備えるための基金でございます。

これまで本市では、大きな災害に見舞われたり、特別な財政需要が多く、財政に余裕がなく、なかなか積み立てることができませんでした。ここ数年の行財政改革の成果や国の交付金等の影響により、前年度末には約10億円まで積み立てることができました。

この基金は、ため過ぎて、少な過ぎていけないと言われており、標準財政規模の10%から15%を適正額と議会等でも申し上げ、目標にしておりましたが、幸いにその額は現在、上回っております。そのことにより、もっと市民のニーズや経済対策に使うべきであるとの御意見もございます。

一方で、財務省は、財政融資資金の貸し手と

して償還確実性を確認する観点から、平成17年度より、地方公共団体の決算統計を利用して作成する行政キャッシュフロー計算書に基づき、ストック面も重視して4つの財務指標を算出し、財務状況把握を実施しているところでございます。

その中の1つに、積立金等月収倍率という指標がございます。それは、積立金等現金預金、及びその他特定目的基金のことでございますが、これが行政経常月収の何カ月分あるかを示しているもので、資金繰りに係るリスクに対する備えとして、どれだけの厚みをもって資金を積み立てているかという耐久余力をあらわす指標でございます。

今年2月に財務事務所の診断を受け、本市の場合は、積立金等残高が1.1カ月分しかなく、危険な水準であるとの指摘を受けました。財務省が基準とする数値は3カ月分で、残高にしますと20億円程度まで積み立てる必要がございます。

平成22年度決算の財政調整基金ほか、その他特定目的基金の総額は約14億円で、まだその額に達するまでは今後も着実に積み立てる必要があると考えておりますが、一方で、消防救急無線デジタル化整備事業や、市の防災行政無線デジタル化事業など大きな財政需要が見込まれているところであり、市民ニーズにも緊急性、必要性、優先順位等を勘案しながら対応し、健全財政に努めてまいりたいと考えております。

**○池之上 誠議員** 1回聞いただけでは、ちょっとちんぷんかんぷんな言葉がいっぱい出てきまして、そういう考え方もあるんだろうなど、耐久余力というんですか、本市は1.1カ月分しかなくて、財務省では3カ月分、約20億円も持っていないと償還確実性がないというふうに見られる、ですか。これは、本市でそれだけためるのは至難のわざだと思えますね。それならもうこんな10億円あったからといって浮かれている場合じゃないのかなと思えますが、それはそれ

として、市民のニーズにはこたえていっていただきたいというふうに思います。

とにかく、単独の道を選んで行財政改革を断行しています。今でもやらなければいけない段階でございます。そういった中で、そういう単独になった歴史を忘れないで、今からも一層の行財政改革を邁進されることを期待いたしまして、22年度決算のまれに見る結果をともに喜びながら、この件は終わりにしたいと思えます。

次に、垂水中央中学校についての質問に入りたいと思えますが、まず、この2回目以降の質問をするに当たりまして、皆様にお断りをします。体罰というものは絶対にあってはなりません。このことを前提としてお話しいたしますので、その後、いろんな言葉が出るかもしれませんが、前提として心の中にとめておいていただきたいと思えます。

9月9日の朝、地元紙南日本新聞でした。ここにありますけれども、「男性教諭、2人に体罰、垂水の公立中、昨年度も7人に」というふうな記事が載っております。これを見ました垂水市民は、まこてひで学校じゃという方が、この記事の内容だけではそういうふうに思われたでしょう。そして、当の中学校の子供たちは、悪く書き過ぎだよ、あんまりだよ、という言葉が聞こえてまいりました。子供たちへの教育的配慮が全然足りていない記事だったと言わざるを得ません。そういうことを書く必要もないので、それはもうマスコミ各社の思いですから、私がどうこう言うわけにもいきませんが、ちょっと残念な思いでございました。そしてまた、この記事を出したことによって何が生まれるのかと思えますが、私は、何の解決も生み出さない、そして、だれの得にもならない、強いて言えば、学校現場を一べつしたことのない第三者の傲慢さだけが印象に残っただけでございます。

先ほど言いましたように、体罰は悪いことで

ございます。学校で行われる体罰というのは、えてして指導の延長上にあるものが多いと思えますが、この受け取り方というのは千差万別、個人個人によって違うと思えます。肩をたたいて、肩をちょっとさわって、それが痛いと感じる、恐怖と感じる、そう思えば体罰だそうでございます。非常に難しい問題でございますが、この報道を受けてから、7月にあったわけですが、9月9日のこの報道を受けてからの学校の対応、それまでは子供の影響を考えて、表面化するまでは全体への説明会も控えていたそうでございますが、その後の対応についてお聞きしたいと思えます。

そしてまた一番の思いは、子供たちがどういうふうな学校生活を送っているのかというのが一番の心配事でございますが、2学期以降、今回の、きのうの話ではA君、B君という話がございましたけれども、そのA君、B君は2学期以降どういうふうな学校生活を送っているのか、わかる範囲でお知らせいただきたいと思えます。

**○学校教育課長（有馬勝広）** それでは、池之上議員の2回目の御質問にお答えいたします。

昨日、体罰について答弁いたしましたけれども、現在、垂水中央中学校では、体罰を受けました2名の生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、個別の声かけや日常の授業参観、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など、全校体制でフォローをしております。そして、そのことを通しまして、その2人がよりよく今後とも成長できるように精いっぱい努力をしてみたいというふうに校長も考えて、取り組んでいるところでございます。

現在、体罰を受けた2名の生徒でございますが、2学期が9月1日から始まりましたけれども、登校をしております、2学期の学習活動や学校行事等に頑張っているとの報告を受けております。

なお、垂水中央中学校では、先ほど新聞報道のことと全体会のございでしたが、翌日の9月10日土曜日に保護者への全体の説明会を開催しました。その中で、厳しい御意見とともに、これから学校、保護者、地域が連携して、垂水中央中学校の発展を願う建設的な意見も多く出されたと聞いております。

教育委員会としましても、体罰のことは十分に反省しながら、さらに今後、垂水中央中学校の学校経営が充実するように指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○池之上 誠議員** 私は一議員でございます、そういう子供たちを調査するというそういう権限は持たないわけですがけれども、市教育委員会の報告が公的見解と信じております。

そういう中で、今、課長が言われましたように、その2人の子供たちが今、学校に来て一生懸命頑張っていると、友達と遊びながら、そして学習にも意欲的に取り組んでいるということを知りました。この子供たちが学校にいる、そのことが解決であろうと思っております。こういう子供たちがこの事件を受けまして学校に来られないようなことになると、これは本当に大変なことでございます。これだけでも、1つ救われたような気がいたしております。

子供は多分たたかれたこともあるでしょう。痛い思いもしたと思います。しかし、垂水中央中学校の仲間が好きなんじゃないか、そして先生も好きなんじゃないか、学校も好きなんじゃないかと思っております。今、子供なりに必死に努力をしている最中ではないかなと思っております。我々大人は子供の心身の成長を今、静かに、それこそ今の段階、見守るべきではないかと思っております。

そういう思いをいたしておりますが、こういう問題が発生しまして本当に学校運営としては大変だろうと思っております。教育長におかれまして

は、子供も見守らないといけない、そしてまた垂水市の市立中学校として学校運営も健全に行っていないといけないと、大きな責任がございます。教育長、今後、垂水中央中学校のあるべき姿、それを保つためにどのように指導していかれるのか、その決意をお聞きしたいと思います。

**○教育長（肥後昌幸）** 池之上議員の3回目の御質問にお答えいたします。

中学校の統合に関しましては、紆余曲折もございましたけれども、議会の御理解を得まして、平成22年4月1日に、市内4中学校が統合して垂水中央中学校が歴史の第一歩を踏み出しました。

統合の一、二年前、垂水中ですけれども、一部の生徒による生徒指導上の問題点と申しますか、問題行動もございました。また、その原因は、このぐらいはよかろうと、小さな問題点を教師が見逃してきたということにもあるだろうというふうに思います。また、統合当初は、先ほど学校教育課長が述べましたとおり、若干の問題行動もございましたけれども、統合を契機に、学校長のリーダーシップのもと、小さな問題点も見逃さないように教職員が一枚岩になってきめ細かな指導をした結果、現在は落ちついた教育環境が整っているというふうに思っております。

垂水中央中学校を訪問された教育関係者の方が、よく私のところにも立ち寄ってくださいます。そのときに大抵の方が、中学校に行ってきたけれども、中学校の子供たちのあいさつというのはすばらしいと、こういうすばらしいあいさつをする学校というのは少ないですよと言ってくださいます。大変うれしく思っているところでございます。また、先ほどありましたけれども、授業開始1分前着席、そして30秒前黙想というのも定着しております。これも大変うれしく思います。このことは、中学校だけじ

やなくて小学校にも広げていきたいというふうに思っております。

教育委員会としましては、今回の体罰の件は極めて遺憾でございました。これを乗り越えて、現在の教育環境の維持と、知徳体のバランスのとれた生徒の育成が図られますように、教育委員会としましても最大限の努力をしてみたいというふうに思っております。

**○池之上 誠議員** 最後、もう要望にとどめませんが、今、説明されましたように、学校の先生方は、言えば、今、サラリーマン化しているという言葉も聞こえてまいります。しかし、垂水中央中学校の先生方を見ていますと、部活も一生懸命やり、それが済んでから9時、10時まで一生懸命、学校、残った残務をこなしておられます。そういう先生たちが、子供に本当にまじめに、対等に向かい合って頑張っておられます。愛情の反対は無視だということは皆さん、川井田稔前教育長がこの場でもおっしゃいましたけれども、そうなんですね。無視ということは、その人の存在を消してしまうと。これは本当に怖い話であって、教育の現場であってはならない。ただし、それをすることによって、教師というのは本当に楽になるんだろうというふうに思います。そういう先生がいないのが垂水中央中学校だと信じております。

これから、こういう本当に残念な事件がございましたけれども、明るい学校、楽しい学校にするためにはお互いに守らなければならないということがございます。それは何かといいますと、学校の教職員、守るべきは守る。子供の人権を尊重し、体罰のない指導を、愛情にあふれた厳しい指導を徹底してもらおうということです。そして、子供たちは何か、生徒は何かと申しますと、守るべきは守る。規則、生活態度、授業態度、そして決められたものの提出、そういうことをちゃんとするということがございます。

そしてもう1つ、家庭も守るべきことは守ら

ないといけないことがございます。B君の場合はこれにはちょっと該当しませんけれども、一般的に申し上げまして、家庭は、学校で指導を受けない子供たちを学校に送り出す。そういう責任があるんじゃないか、家庭のしつけが大事なんじゃないかというふうに思っております。どうぞ教育委員会の皆様、このことをまた学校の中でも話をさせていただいて、指導していただきたいというふうに思っております。

今回の件は本当に残念な1件でございましたが、これを転機として今後、市内唯一の中学校でございます。水迫市政で統合をなし遂げてきました。今、2年目でございます。統合がよかったのかどうかという議論もあるということでもございましたが、尾脇市長、あなたも水迫市政を受け継がれたということでもございますので、統合中を立派な中学校にするためにますますの御尽力をお願いしたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

**○議長（宮迫泰倫）** 次に、15番篠原静則議員の質問を許可します。

[篠原静則議員登壇]

**○篠原静則議員** お疲れさまでございます。

震災、そして原発、水害と、本当に悲しいニュースが続いておりますけれども、多くの国民が胸の痛い思いをされているんじゃないかならうかと思っております。私もその中の1人でございます。

そんな中、明るいニュースといたしまして、なでしこジャパンが頑張っていっちゃるということでもございます。強くて明るくてたくましい、そしてさわやかであると、すばらしいチームワークであるなど、テレビを見ておって、いろんなインタビューを聞きながら思っている次第でございます。

そういう中で、職員の皆さんも、課長の皆さんも、こういうチームを見習いながら頑張りたいと思います。余計なこととは思

ますけれども、病気で今、仕事を休んでいらっしゃる方もいらっしゃるやに聞いておりますけれども、そこら辺は先ほど申し上げましたチームワークで頑張っていたきたいと思います。また、元気で職場に帰ってきたら温かく迎えていただきたいと思っておりますので、課長さんを初め、職員の皆さんによりしくお願いをいたします。

それでは、議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

前市長は、住んでよかったと思える垂水をテーマに日夜努力されておりましたが、8年が経過した現在、市民の評価はいかがなものかと思っております。市長も、熱い思いで垂水を元気にするんだということで頑張っておられると思っておりますけれども、元気な垂水づくりは多岐にわたり、数え切れないほどの要素があると思われま

す。今回お聞きしますことは、元気とは活気があることを示すのか。辞書によりますと、活気があるとは、生き生きとした気分と記されております。まず、人口減少の問題、きのうも同僚議員の答弁でも、市制施行後のピーク時から51%強の減少と説明をされておりましたようですが、現在、1万7,000人の人口と表現されていらっしゃるようでございます。有権者は1万5,000人強、0歳児から19歳までの人口が約2,000人でございます。20年後を想定しますというと、社会動態を考慮しなければ必然的に、20歳から39歳の生産人口は2,000人しかいないまちになるんじゃないかと思っております。垂水が元気になって、社会動態が変化し、垂水に転入者が続出し、20歳から39歳の人口がふえ続けるかは疑問でございます。

それでは、1つ、2つ、あわせて質問させていただきますけれども、基幹産業である農業、漁業。農業では、降灰による露地栽培の被害、後継者不足、漁業では、長引く不況による魚価

の低迷、消費の低迷、燃料の高騰などさまざまな悪条件の中、少子高齢化による生産性の減少による自主財源の減少、伸び続ける社会保障費の増大、介護保険を含めた将来への危機感があるようでございます。

また、防災対策、特に有事の対応についてでございますけれども、過去に台風等による災害常襲地帯である我が垂水市は、財源不足により公共事業の減少による建設業者の廃業、建設従事者の減少、重機、車両、機材等の減少があるようでございます。

このような現状の中で、市民の命を守る、財産を守る、生活を守るため、こういうことで緊急対応ができるかをお尋ねをいたします。

こういうことを含めて、市長は、課長の皆さんを初め、職員の皆さん、どういうことを指示されて、また期待をされているかをお尋ねをいたします。

また、まちの元気は商店街の元気でよくわかると言われておりますけれども、商店街の活性化はどのように考えておられるのか。量販店の進出で大変だとお伺いしております。そういうことも含めまして、補助金の増額はできないのか、お伺いをいたします。

また、前市長は、いろいろ立案され、企画されて頑張っておられました。その中で1つお伺いしたいのが、県の補助事業でユズ園を高峠につくられております。私も行ってみましたけれども、あれは失敗じゃなかったかなと私は思っているんですが、今後の見通し、また、ツバキとの割合をどう考えていらっしゃるのかをお尋ねをいたします。

先ほども言いましたけれども、水産業の元気は商店街の元気にもつながってまいります。今、漁船漁業、養殖漁業。漁船漁業はそこそこ頑張っているとお聞きしますけれども、養殖漁業のほうが大変難儀されているようでございます。そこでお願するわけですが、

損失補償をする考えは、していただきたいと声を多く聞くわけですが、そういう損失補償をしていただけないか、お尋ねをいたします。

また、農政についても、今の時期、いつも雨が少なく、農家の方は大変困っていらっしゃいます。そこで、6月議会の感王寺議員の質問でございましたけれども、かんがい施設の質問で、補助事業による導入ができない地域については、今後、市による支援も検討してまいりますとありましたので、ぜひ、そういう施設ができれば農家も難儀しないで耕作できて、またキヌサヤ・インゲンが、何と言えればいいか、楽しんで植えつけがですね、収益が上がって税金もいっぱい納めるということになるんじゃないかならうかと思えますので、ここら辺を聞きまして、1回目の質問とさせていただきます。

○市長（尾脇雅弥） それでは、篠原議員の質問にお答えをいたします。

最初に、全体的な元気な垂水づくりについてのお答えを申し上げまして、あと個別で幾つか具体的な質問もございましたので、少し長くなるかもしれませんが、そういった手順で答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

私は、1月の市長選挙におきまして、継続そして挑戦を掲げて、住んでよかったと思えるまちづくりを基本に、若い力で元気な垂水づくりを訴えて、当選をさせていただきました。そのための5つの公約の柱の中に、継続として、1つ、安心・安全な垂水のまちづくり、1つ、行財政改革断行を掲げております。あわせて、挑戦として、1つ、垂水ブランドの販路拡大、1つ、医療介護・教育・福祉の充実、そして1つ、桜島道路実現ということを掲げて、元気な垂水のまちづくりに取り組んでいるところでございます。

継続とは、前水迫市長の住んでよかったと思えるまちづくりの思いを継承していくことであ

り、特に、安心・安全は元気な垂水づくりの基本となりますことから、総務課に指示をして、災害対策などさまざまな課題に対して早目の対応を行い、不安の解消を目指しております。

次に、行財政改革断行についても、単独での市政運営のために耐え得る組織づくり、財源づくりのため、各課へ指示しているところでございます。あわせて、サービスの低下を招かない組織づくり、機構改革なども検討しているところでございます。

次に、新しい挑戦としまして、垂水ブランドの販路拡大であります。私は、施政方針の中でも申し上げましたが、ある程度のブランドや基盤整備が整っております水産業から取り組んで、スタートしているところです。例えば、ブリの加工場としてグローバル・オーシャン・ワークス株式会社が牛根漁協の隣接地にございます。6.5キロ以上の大型のブリを、特殊な血抜き技術で加工し、アメリカやカナダにすしネタとして販売をしている会社です。地元を中心に約20名の雇用があり、今後、工場拡大、販路拡大を目指して、市を交えて関係者と協議中でございます。

同様に、垂水漁協のカンパチの販路拡大のため、ブルー・ツーリズムの環境整備やアジアを中心としたマーケット開拓のため、交渉をスタートしようとしているところでございます。

このように、考え方として、垂水の持つ一次産業の宝を加工し、販売をすることで、新たな雇用を生み出し、元気な垂水づくりにつなげてゆきたいと考えております。

農畜産業においても、垂水のインゲン、キヌサヤ、ビワなどを初め、また畜産の牛や豚、鶏など、豊富な食材を加工し、新たな販路拡大につなげてゆきたいと考えております。

次に、医療介護・教育・福祉の充実は特に重要な政策であり、それこそ元気で長生きしていただくためにさまざまな検討をさせております。

高齢者の方々の多くが、住み慣れた家や地域で暮らしたいと希望されておられます。そのための環境整備をすることが非常に大事で、そのことを、福祉課を中心に在宅医療・介護など、医師会、中央病院と定期的に協議し、充実することとしたところでございます。

また、教育の充実についても、垂水市の将来を担う子供たちのために支援策や環境を充実させてまいります。

垂水高校問題については、担当係を設け、施策の具現化を図っているところであり、今後、予算化をしていきたいと考えております。

また、垂水中央中学校、各小学校、さらに子育て支援の充実に対しても力を入れているところでございます。

最後に、桜島道路につきましては、将来の元氣な垂水づくり、このことを考えたときに大変重要な課題であると考えております。大隅4市5町の大隅期成会の共通課題でもあり、また、先月立ち上げました、鹿児島市、垂水市、霧島市、始良市の湾奥会議のテーマの1つにもなっていくと思われまます。いずれにいたしましても、関係市町と連携をして、また県の意向を考慮しながら、国や関係機関に訴えてまいりたいと考えております。

以上、施政方針を基本に主な考え方を申し上げます。私も当選して約半年が経過をいたします。今後も、今申し上げましたことを中心にしながら、まずはこの4年間をかけて一つ一つ実現をすることが、元氣な垂水づくりにつながるという思いで行ってまいります。どうか御指導をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、ほかの個別の案件につきましてお答えをさせていただきます。

まずは、漁業の損失補償についてでございますけれども、漁業の損失補償につきましては、平成22年度に終了して、そのかわりとして23年度から1億円ずつ、両漁協に貸し付けをしてい

る現状でございます。

お尋ねの損失補償につきましては、法に触れるおそれがあり、前市長の水迫市長が、今後損失補償はしないとお断りをした経緯もございました。ただし、選挙前に意見交換をさせていただき機会がございまして、前向きに検討させていただきますということを申し上げたことを記憶しております。そういったことに従って、前向きにさまざまな角度で検討させていただきましたけれども、現状の条件のもとでは損失補償は難しいというようなことでございましたので、その旨を伝えているというのが現状でございます。

しかしながら、漁業の振興ということは本市にとりまして非常に重要なことでありますし、先ほど議員がおっしゃったように、そのことでまちが元気になるんじゃないかということも、そのとおりだと考えます。ですので、これまでの貸付金を1億円から2億円に増額をして、その資金を生かしながら体制を整えていただきたいということをお願いしております。

また、ブルー・ツーリズムや新しい取り組みによって漁業を盛り上げていこうということを考えているところでございます。

次に、上野台地のかんがい施設についてでございますけれども、上野台地の総面積は約320ヘクタールでございます。現在、畑作の中心地であるこの上野台地におけるかんがい施設は、全体面積の13%に当たる約42ヘクタール整備されている状況にあります。かんがい施設が設置されていない畑については、既存施設のタンクよりコインで購入している現状でございますが、現在、故障をしているということでございます。

今後の対策といたしましては、本市は、昭和50年代から現在に至るまで、防災営農対策事業によりますビニールハウスなどの導入が図られ、施設園芸が盛んになってきたところでございます。施設園芸でのかん水施設の整備はなくては

ならない重要なものであると考えられますので、農家からの要望等がありましたら、その事業規模に応じ、耕地サイドの事業や防災営農対策事業で対処してまいりたいと思います。

また、その他の地区については、できるだけ、その地区に応じた補助事業がないか模索してまいります。

また、どうしても採択要件等をクリアできず、補助事業による導入ができない場合については、他市町村の状況等を参考にしながら、今後、市による支援も検討してまいりたいと思っております。

次に、商店街の活性化についてでございますけれども、取り組みといたしましては、昨年度好評だった垂水市商工会で発行するプレミアムつき商品券発行を本年度も引き続き行います。発行額は、昨年度同様、15%プレミアムをつけて1億1,500万円とします。また、国の雇用創出事業によりまして、元気な商店街再生支援事業といたしまして、プレミアムつき商品券発行事業や、商工会が行うイベントなどの企画立案などの事務補助を行います。

そのほかの取り組みといたしまして、商工会運営費補助金の交付、商工振興資金利子補給補助金の交付を行い、商店街の活性化策に取り組んでまいります。さらに、商店街の空き家対策にも取り組まなければいけないというふうに考えております。

それから、その後のユズの対策でございますけれども、昨年度、ユズにおきましては、野ウサギ等の食害があり、成長が危ぶまれたところですが、その後、国の雇用創出事業等により、管理人の方が維持管理を一生懸命行っているところでございます。ただし、実がつくまでまだ4～5年はかかるというのが現状のようでございます。私も気になりましたので、就任当初、現地を視察をいたしました、なかなか今後の見通しということに関しては、

時間が必要であるということをご考慮しまして、移設を検討をしているところでございます。

最後に、職員の指示と期待についてお答えをいたします。

指示につきましては、元気な垂水づくりのためには、さまざまな情報に対してアンテナを高く広げていただき、早く正確な情報を上げていただきたいと思っております。その情報に対しては、私は最終的に判断をし、決断をし、行動をとっていききたいというふうに思っております。もちろん私からも提案を行っていききたいと考えております。

期待につきましては、職員は垂水づくりの頭脳集団でありますし、個々の能力も異なりますが、それぞれに高いものを持っております。課長会での共通認識を持ちながら、あくまでも市民が主役であることを意識して、市民へ素早い対応を行うこと、また、こうだからできないということではなくて、こうすればできるという考え方に立って前向きに行動していただくことを期待しております。

以上でございます。

**○篠原静則議員** 全部の答弁はなかったようですけれども、いいことにいたしまして、私は、垂水が元気になるには、まず一次産業ですね、一番関心があるのが農業、そして漁業でございます。先ほど、かんがい施設の件で質問させていただきましたけれども、大体、3カ月前にも検討していきます、今回も検討しますという答弁でございます。また次も検討します。これじゃいけないわけで、ぜひ早い機会に、よか、農家の喜ぶような答えを出していただきたいと思っております。これは要望にしておきますが。

それと、先ほど市長の答弁の中で、元気な垂水をつくるにはまず水産業から取り組みたいと。私もそういう気持ちで先ほど損失補償をお尋ねしたわけですが、水産業、加工した製品を国内外に発送すると、輸出、いろいろすると

いう考えだろうと思えますけれども、これに対しては、その材料がなくなればできないわけですよね。だから、損失補償をしていただいて、立派なブリ・カンパチをつくっていただきたいとお願いをするわけでございます。損失補償について、違法であるというような御答弁でございましたけれども、ちょっと調べたところを読み上げさせていただきたいと思えます。

自治体による損失補償契約については、何ら法律上の制限はなく適法とされてきました。損失補償は適法との行政解釈が通説として認識されたこともあって、地方公共団体の損失補償契約は長期的に拡大が続いてきました。総務省の調査によると、これは古い調査ですが、2005年度に全国の第三セクター489法人の損失補償残高は2兆3,109億円に上ると言われております。地方公共団体にとって、第三セクターに対しても出資金や貸付金、補助金の支出といった形で財政支出を行うとすれば、歳出規模の拡大につながります。補助金やらどんどん出していけばですね。それよりも、損失補償を用いたほうがいいんじゃないかということがあったようでございます。

垂水市における両漁協への損失補償は、たしか平成2年度より開始されたと思っておりますが、本市の基幹産業である養殖業の育成のためにも始めたものであると思われまます。損失補償により、本市の養殖業は、過去のたび重なる困難を乗り越えてきたばかりではなく、返済も計画どおり実施してきております。

しかしながら、平成18年11月15日の川崎市の第三セクター川崎港コンテナターミナル株式会社に対する損失契約に関する横浜地裁の判決は、初めて損失補償契約を違法としております。違法ということですね、この時点では。この判断は、地方公共団体、金融機関には驚きをもって受けとめられましたが、市も損害賠償請求を退けられたことから、控訴しなかったことから、

地裁判決で確定しております。しかし、この判決後、熊本県荒尾市の第三セクターアジアパークに対する損失補償に関する判決は、平成19年9月21日に損失補償契約は適法となっております。最高裁で確定をしているわけでございます。

損失補償については、確かに地方公共団体にとって地方財政のリスクになるが、本市における養殖業の再生は喫緊の課題であり、市長の英断を期待するわけでございます。このことについてもう1回、市長のほうから御答弁を願います。

**○市長（尾脇雅弥）** 今の篠原議員の再質問にお答えをいたします。

損失補償に関しましてはさまざまな解釈がございまして、今お話しいただいたことも十分、これまでの検討の中でも踏まえてきたところでございます。我々も顧問弁護士等にも相談をしながら、どういった方向性でいくべきかということで、現段階においては、さまざまな条件を考慮して、損失補償はできないというようなことで判断をしたわけでございます。

ただ、繰り返しになりますけれども、やはり漁業というのは非常に我々にとって重要な産業でありますので、その支援ということで、当面、貸付金の増額、あるいはそれ以外の支援を中心に行ってまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど財政の話が池之上議員からもありましたけれども、損失補償をすることでさまざまな課題にもつながっていく部分もありますし、また、漁業者以外の一般の方々にも影響が出てくるということでございましたので、現行の判断をさせていただいているところでございます。

**○篠原静則議員** そういうことで、できないということであるようでございますが、話を承っておりますという、顧問弁護士、しない方向で相談をしているように聞こえてくるわけですが

よね。今度はぜひ前向きな考えで、損失補償をやるにはどういう方法があるか、そういう格好で弁護士なり、近隣の首長なり、相談していただきたいと思います。これはもう要望をしておきます。これは、漁業関係者を初め、いろんな他市の友達とお話しする中で、これは政治家、市長の腹一つなんだと、やるかやらんか、若い市長ならできるという御意見もございます。ぜひ自信を持って取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

12時にもなりましたけれども、元気な垂水をつくるに当たり、人口増、いろいろあろうかと思えますけれども、ある新聞を見ておりましたら、全国に2万人以下の市が14市あるようですね。その中で、垂水市も入っております。一番小さな市が、北海道の歌志内市というところですかね、4,425人。それでも元気で頑張っているって、市民の皆さん、市長を初めですね。市は人口が幾ら減ろうとも、市から町にしてくださいと言わない限りは市であるそうございますので、人口が減らないことが一番ございますけれども、人口増を考えながら、今の市民が不平不満がないことが、一番元気になる源といますか、満足度といますか、そこら辺が大事じゃなかろうかと思っております。

ちなみに、14市ありますけれども、一番小さな市町村で、村が170人しかいないようですね。その中でも、満足度なんですよね、まちの元気は。人口が多くなったから、まちが元気になったということでもないと思っております。

そういう中で、市長もまだ先ほどは6カ月と、私が計算をしてみると8カ月近くになりますので、もうやがてですね。今まで議員時代に關心を持って質問をされておりました瀬戸山線とか、または元垂水港の一文字防波堤とか、それいろいろ議員時代は質問もしていらっしゃると思いますので、ぜひそういう方面にも取り組んでいただきたいと思います。ぜひ元気で、垂水が元気が

出ますように、まず自分でだれんごと頑張ってくださいますようお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（宮迫泰倫）以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫）明15日から27日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、28日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（宮迫泰倫）本日は、これにて散会します。

午後0時4分散会

平成 23 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 23 年 9 月 28 日

本会議第4号(9月28日)(水曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長補佐	北迫一信
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	深港涉
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課長	川井田志郎
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	磯脇正道
市民課長	白木修文	消防長	宮迫義秀
市民相談			
サービス課長	前木場強也	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	城ノ下剛	教育総務課長	今井文弘
生活環境課長	感王寺八郎	学校教育課長	有馬勝広
農林課長	森下利行	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	松浦俊秀	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成23年9月28日午前10時開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（宮迫泰倫）日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成22年度健全化判断比率及び平成22年度資金不足比率に関する報告がありましたので、お目通しを願います。

以上で、議長報告を終わります。

△議案第50号～議案第60号、陳情第3号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第2、議案第50号から日程第12、議案第60号までの議案11件及び日程第13、陳情第3号の陳情1件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第50号 垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 案

議案第51号 垂水市税条例等の一部を改正する条例 案

議案第52号 垂水市交通災害共済条例の一部を改正する条例 案

議案第53号 消防本部電源照明車購入契約について

議案第54号 平成23年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案

議案第55号 平成23年度垂水市国民健康保険特

別会計補正予算（第1号）案

議案第56号 平成23年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第57号 平成23年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案

議案第58号 平成23年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第59号 平成23年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第60号 平成23年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

陳情第3号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について

○議長（宮迫泰倫）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長。

[産業厚生委員長大藪藤幸議員登壇]

○産業厚生委員長（大藪藤幸）去る9月5日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、9月16日委員会を開き、付託案件の審査をいたしましたので、その結果を御報告いたします。

最初に、議案第54号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号平成23年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案、議案第57号平成23年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案、議案第58号平成23年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案、議案第59号平成23年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案及び議案第60号平成23年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案については、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）次に、総務文教委員長。

[総務文教委員長北方貞明議員登壇]

○総務文教委員長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告いたします。

去る9月5日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件について、9月21日委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、報告に先立ちまして、9月20日に総務文教委員会といたしまして垂水中央中学校の学校を視察してまいりました。

当日は小雨の中、教育長を初めとする教育委員会の皆さん、校長先生を初めとする中央中学校の先生方の御協力をいただき、1年生から3年生までのすべての教室に伺い、子供たちが元気に授業を受けている様子を拝見させていただきました。垂水市の将来を担う子供たちの活発で聡明なさまを拝見し、感激したところでした。

視察後に校長室にて学校の現状につきましてお話を伺い、子供たちを健全に育成するために市議会としてどうあるべきか考える機会となりました。

それでは、本委員会付託案件の審査につきまして御報告いたします。

最初に、議案第50号垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案、議案第51号垂水市税条例等の一部を改正する条例案、議案第52号垂水市交通災害共済条例の一部を改正する条例案及び議案第53号消防本部電源照明車購入契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案中の所管費目及び歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号平成23年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案については、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第3号川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択については、結論を得

るに至らず、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

議案第50号から議案第60号までの各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号から議案第60号までの各議案は、各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、陳情をお諮りします。

まず、陳情第3号について、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

△議案第61号～議案第71号一括上程

○議長（宮迫泰倫） 次に、日程第14、議案第61号から日程第24、議案第71号までの議案11件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第61号 平成22年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 平成22年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 平成22年度垂水市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 平成22年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成22年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成22年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成22年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成22年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成22年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成22年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（宮迫泰倫）お諮りします。

各決算については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、各決算については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、川越信男議員、堀内貴志議員、大藪藤幸議員、感王寺耕造議員、北方貞明議員、篠原静則議員、川畑三郎議員、以上7名を指名

したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人を決算特別委員に選任することに決定しました。

△決議案第1号・決議案第2号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第25、決議案第1号及び日程第26、決議案第2号についてを議題とします。

件名の朗読を省略します。

---

決議案第1号 交通事故防止に関する決議 案  
決議案第2号 川内原子力発電所に関する決議 案

---

交通事故防止に関する決議（案）

悲惨な交通事故を防止し、安全で快適な地域社会を実現することは私たち垂水市民すべての願いである。

しかしながら、本市の交通死亡事故は、一昨年より多発しており、県下でも上位に位置している状況にある。そのような中、今年度に入り既に交通死亡事故が3件発生し、5名の方が犠牲となられていることは非常に憂慮する事態である。

交通死亡事故を抑止し、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現することは、市民の負託を受けた我々の重大な任務である。

交通死亡事故は、一瞬にして大切な命を奪い、その家族や知人、友人を深い悲しみに陥らせる。

このような市民を出さないためにも、家庭や職場、地域、関係機関・団体が一体となった交通安全への取組が重要である。

よって、本市議会では、市民の安全で安心な暮らしを守る立場から、交通死亡事故抑止に対する姿勢を明確に示すとともに、「交通事故の

ないまちづくり」を目指し、警察や関係機関・団体と連携し、全ての市民が交通事故を起こさない、遭わないための防止策を市民一体となって積極的に推進することを決意する。

以上、決議する。

平成23年9月28日

垂水市議会

#### 川内原子力発電所に関する決議（案）

東日本大震災にともない、地震と津波への備えに欠けた東京電力福島第一原発が引き起こした重大事故は、失われた冷却機能が回復できず、炉心溶融と外部への放射性物質の流出が拡大するという深刻な状態が続いている。その影響は、周辺住民の避難生活の長期化や農水産物などの汚染被害や風評被害も広がっている。特に、放射性物質に汚染された農畜水産物の出荷や水道水の使用が制限されるなど発電所立地地域を超えた広域的な被害をもたらし、住民生活に深刻な影響を及ぼしている。

垂水市は川内原子力発電所からは60キロ圏内ではあるが、福島原発事故では風向き等によっては60キロを超える地域まで放射性物質が届き影響を与えている。このことは、一度事故が発生すれば計り知れない影響が出るということが証明されたものである。

原発では事故は起きないという「安全神話」の立場で、地震や津波の備えを怠ってきたことによる人災である。安全対策をなおざりにし、原発建設を推進してきた国と電力会社の責任は重大である。さらに、社会的な問題となっている「やらせ」メール問題は電力会社が組織ぐるみで不正工作を行なった事は明白であり、いくら「安全」とさげんでも、これでは国民や県民はどうてい信頼することはできない。

そこで、本市議会は、市民の生命と財産を守るために、国や県、九州電力に対して下記の事

項について決議し、要請する。

記

- 一、国際基準に合致した新しい安全基準を作り、それに基づいて全国の原発の総点検を行なうこと。川内原発1号機・2号機について、県独自に安全総点検を行なうこと。
- 二、原子力の安全確保のための規制機関は推進の行政機関と明確に分離し、強力な権限をもたせること。
- 三、苛酷事故を想定した防災対策を確立し、台風や地震などの複合災害を想定して防災対策の見直しを行なうこと。
- 四、国や電力会社は正確で迅速な情報を提供すること。
- 五、原子力発電への依存は計画的に縮減して、再生可能なエネルギーを普及させ、地産地消のエネルギー政策を進めること。

以上、決議する。

平成23年9月28日

鹿児島県垂水市議会

提出先

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿  
経済産業大臣 枝野 幸男 殿  
鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿  
九州電力代表取締役社長 眞部 利應 殿

○議長（宮迫泰倫）提出者の説明を求めます。

総務文教委員長北方貞明議員。

[総務文教委員長北方貞明議員登壇]

○総務文教委員長（北方貞明）交通事故防止に関する決議について。

それでは、説明いたします。

決議案第1号交通事故防止に関する決議について、会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由でございますが、本年度に入り本市において、既に交通死亡事故が3件発生し、5

名の方のとうとい命が交通事故で奪われております。本市の交通事故が増加していることは非常に憂慮する事態であります。

交通事故を抑止することはすべての市民の願いであり、安全で安心な地域社会を実現するためにも、市民と一体となって交通事故防止対策に積極的に取り組む必要があります。

よって、市民が安全で安心したまちづくりの意識を高め、交通事故を防止し、交通安全意識の高揚・啓発を図るため、本案を提出するものであります。

なお、決議案につきましては、お手元に配付しておるとおりでありますので、朗読を省略して提案させていただきます。

以上、議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

川内原子力発電所に関する決議について。

それでは、説明いたします。

決議案第2号川内原子力発電所に関する決議について、会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由でございますが、福島第一原発での事故により放射性物質に汚染された農畜水産物は、原子力発電所立地周辺地域を越えた広域的な被害をもたらし、住民生活に深刻な影響を与えています。

垂水市は、川内原子力発電所から60キロ圏内ではありますが、福島第一原発では、風向き等によって60キロを越えた範囲まで放射性物質が影響を与えています。

また、電力会社が組織ぐるみで不正工作を行った「やらせメール問題」などにより、国民は何を信頼すればよいのかわからない状況であります。

本議会では、市民の不安を早急に解消し、市民の生命と財産を守るために、国や県、九州電力に対して強く要請するために本案を決議するものであります。

なお、決議案につきましては、お手元に配付しておるとおりでありますので、朗読を省略して提案させていただきます。

以上、議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの決議案を持って御参集願います。

午前10時15分休憩

午前10時35分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました決議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

まず、決議案第1号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、決議案第2号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

△意見書案第2号上程

○議長（宮迫泰倫）日程第27、意見書案第2号を議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

意見書案第2号 原発依存から自然エネルギー  
の本格的導入を求める意見書 案

○議長（宮迫泰倫）案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

原発依存から自然エネルギーの本格的導入  
を求める意見書（案）

福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を国民の前に放射性物質の拡散など事実をもって明らかにしました。

また、原発周辺で生活する10万人以上の住民が避難を余儀なくされ、さらに、農水産物の生産や出荷など地域経済に甚大な被害を与えています。

現在の原発の技術は本質的に未完成で、きわめて危険なものです。原発は莫大な放射性物質（死の灰）をかかえています。それをどんな事態がおきても閉じ込めておく完全な技術は存在しません。そして、ひとたび大量の放射性物質が出されれば、被害は深刻かつ広範囲で、将来にわたっても影響を及ぼします。

この重大な事故から国民の命と暮らしを守り、未来に向かって希望が持てる国にしていくために、政府は原発から撤退するべきです。世界では既に、原発から太陽光をはじめ風力、波力、バイオマスなど自然エネルギーへの転換がはかられています。日本のエネルギー政策は大きく立ち遅れています。

以上のことから、政府は現状を厳粛に受け止め原発から撤退を決断し、自然エネルギーの開発と普及、促進、低エネルギー社会への移行に全力をあげるように求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

鹿児島県垂水市議会議長 宮迫 泰倫  
平成23年9月28日

提出先

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿  
衆議院議長 横路 孝弘 殿  
参議院議長 西岡 武夫 殿  
経済産業大臣 枝野 幸男 殿

○議長（宮迫泰倫）お諮りします。

ただいまの意見書案については、提出者の説明及び委員会付託をそれぞれ省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第2号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

△陳情第4号上程

○議長（宮迫泰倫）日程第28、陳情第4号TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情についてを議題とします。

お諮りします。

陳情第4号は、産業厚生委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、産業厚生委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定し

ました。

以上で、日程は全部終了しました。

お諮りします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の  
所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営  
委員会の所管事項調査を行うことに決定しまし  
た。

△閉 会

○議長（宮迫泰倫）これをもちまして、平成  
23年第3回垂水市議会定例会を閉会します。

午前10時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員